彦 根 市 の 環 境

（環境の状況に関する年次報告書）

平成 17 年（2005 年）10 月

彦　　根　　市

は　じ　め　に

かつて我々は、いにしえの時代から培われた「もったいない」という言葉を大切に日々の暮らしをし、また後世にも伝えてまいりました。

近年、科学は飛躍的に進歩し、我々の衣食住の質を遥かに向上させ、物質的な豊かさをもたらしてくれましたが、その結果として、大量生産にともなう天然資源の減少、大量消費にともなう廃棄物の増大、そして、それらを処理するために莫大なエネルギーと場所を必要とし、自然環境に大きな影響を与え続け、自ら生み出したものによって生命さえも脅かされることになっています。また、温室効果ガスの増加による地球温暖化や工場等から放出される化学物質による環境汚染、相次ぐ不法投棄など、環境に関する問題は跡を絶ちません。アスベスト問題もまたしかりです。環境問題につながる恐れがあるのを知りつつ、使用を続けてきた結果、人体への影響等で大きな問題となっています。我々が自然界にもたらした影響のツケには、いつか必ず大きな代償を払わなければならないのです。

２１世紀は「環境の世紀」とも呼ばれ、２０世紀後半の高度経済成長がもたらした数々の環境破壊を反省しつつ、地球環境をはじめとする環境保全に対する意識の向上とともに、自然環境の保護や省資源・省エネルギーへの取り組み、廃棄物のリサイクルによるごみの減量など、我々はあらゆる手段を講じて環境保全に取り組まなければなりません。今世紀は、経済中心思考を切り換え、前世紀から持ち越した諸問題の解決に加え、将来の世代が受け継ぐ地球環境を見据えた環境負荷の少ない製品の開発・普及や自然エネルギーの効率的利用と新規開拓、あらゆる廃棄物の再資源化による有効利用など、循環型社会の実現を目指す必要があります。そしてまた、一人ひとりが「もったいない」という言葉に込められた深い意味について見つめ直していただきたいと思います。

本市は、平成１４年９月、本庁をはじめとする市の２３施設において、環境マネジメントシステムの国際規格であるＩＳＯ１４００１の認証を取得したのをはじめとし、平成１６年９月までに、認証範囲を幼稚園、小中学校、市立病院等を含む全７１施設にまで拡大いたしました。これにより、本市では日頃の様々な行政事務・事業において、常に環境に配慮した取り組みを展開しております。また、同時に市民のみなさまや事業者の方々へその活動が広がるよう、普及・啓発にも力を入れており、今後一層、市民・市民団体・事業者・市の各主体が協力協働して環境にやさしいまちづくりに取り組んでいけるよう努力してまいります。

本書は、平成１１年３月に制定した「彦根市環境基本条例」第２２条の規定に基づき、本市の環境の状況について報告書としてまとめたものです。我々になじみの深い「水」や「大気」に関する調査結果から、市民団体による環境保全活動に至るまで、本市の環境に関する内容を収めております。本書が、市民のみなさまをはじめとして、より多くの方々にご活用いただければ幸いです。

平成１７年（２００５年）１０月

彦根市長　　獅　山　　向　洋

目　　次

１．彦根市の概要

（１）　地　　勢　　‥‥　１

（２）　人　　口　　‥‥　２

（３）　産　　業　　‥‥　３

（４）　交　　通　　‥‥　４

（５）　土地利用　　‥‥　５

（６）　気　　象　　‥‥　６

２．彦根市の環境行政

（１）　行政組織　　‥‥　７

（２）　審 議 会　　‥‥　７

（３）　環境施策（事業）

の体系図　　‥‥　８

３．環境の現状

（１）　水　　質

①河川の水質　　‥‥　９

②地下水の状況　　‥‥　１８

③琵琶湖の水質　　‥‥　１９

④十王村の水　　‥‥　２１

（２）　土　　壌　　‥‥　２２

（３）　大　　気

①大気質の現況　　‥‥　２４

②浮遊粒子状物質　　‥‥　２５

③降下ばいじん　　‥‥　２７

④光化学スモッグ　　‥‥　２９

（４）　騒 音 ・ 振 動　　‥‥　３０

（５）　廃　　棄　　物　　‥‥　３５

（６）　生活排水対策　　‥‥　４２

（７）　自 然 環 境　　‥‥　４４

４．公害防止対策

（１）　公害苦情の状況　　‥‥　５５

（２）　公害関係届出状況　　‥‥　５６

（３）　環境保全および

公害防止に関する協定‥‥　５７

５．環境保全に向けた取り組み

（１）　環境基本条例　　‥‥　５８

（２）　環境基本計画

および地域行動計画　‥‥　５９

（３）　市民団体の活動　　‥‥　７９

（４）　環境行政施策の

新たな展開　　‥‥　８１

（５）　ＩＳＯ１４００１

の認証取得　　‥‥　８５

環境施策年表　　‥‥　８７

６．用語の解説　　‥‥　８８

１　彦根市の概要

（１）地勢

本市は、琵琶湖の東北部に位置し、西は日本一の湖・琵琶湖、東は緑美しい鈴鹿山脈を望み、その鈴鹿山脈から流れを発する芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等が中央の平野部を横断し、琵琶湖にそそいでいます。

彦根市（市役所）の位置‥‥東経１３６°１５′　北緯３５°１６′
面　　積‥‥９８．１５km^2
高　　度‥‥最高６８２．２m　最低８３．２m
地　　域‥‥東西２２．５０km　南北１２．３５km

（２）人口

人口・世帯数

年　次	人　口　（人）			世帯数
	男	女	総数	（世帯）
３年	49,098	51,582	100,680	31,379
４年	49,678	52,085	101,763	32,144
５年	50,034	52,315	102,349	32,761
６年	50,391	52,568	102,959	33,302
７年	50,776	52,628	103,404	33,887
８年	51,485	53,192	104,677	34,596
９年	51,968	53,673	105,641	35,333
１０年	52,426	54,172	106,598	36,157
１１年	52,897	54,565	107,462	36,893
１２年	53,333	55,055	108,388	37,733
１３年	53,466	55,221	108,687	38,201
１４年	53,509	55,419	108,928	38,600
１５年	53,661	55,514	109,175	39,123
１６年	53,894	55,794	109,688	39,818

（各年１０月１日現在）

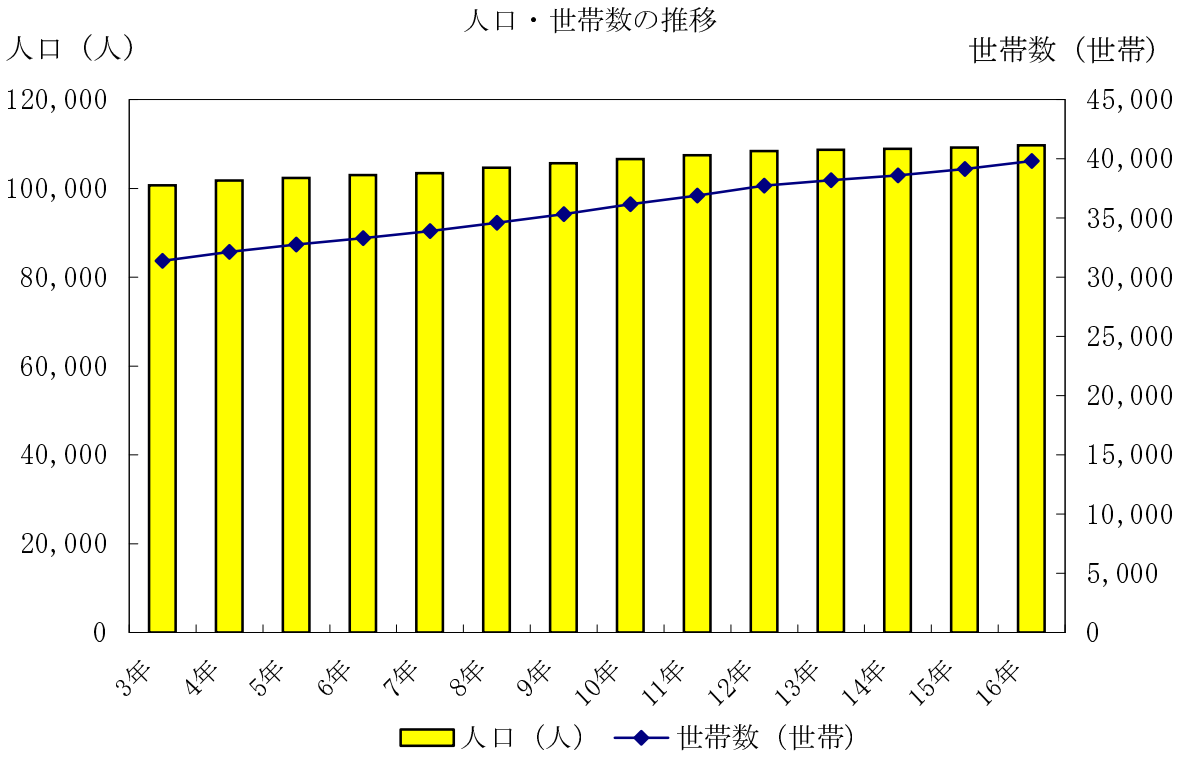

（３）産業

産業別就業人口

区　　分	就業人口(人)	構成比(%)
第一次産業	1,557	2.94
農業	1,468	2.77
林業	21	0.04
漁業	68	0.13
第二次産業	20,323	38.39
鉱業	13	0.02
建設業	4,070	7.69
製造業	16,240	30.68
第三次産業	30,389	57.40
電気･ガス･熱供給･水道業	358	0.68
運輸･通信業	3,197	6.04
卸･小売業､飲食店	11,325	21.39
金融･保険業	1,219	2.30
不動産業	331	0.63
サービス業	12,621	23.84
公務(他に分類されないもの)	1,338	2.53
分類不能の産業	669	1.27
総　　数	52,938	100.00

(平成１２年１０月１日現在　１５歳以上)

産業別就業人口の推移

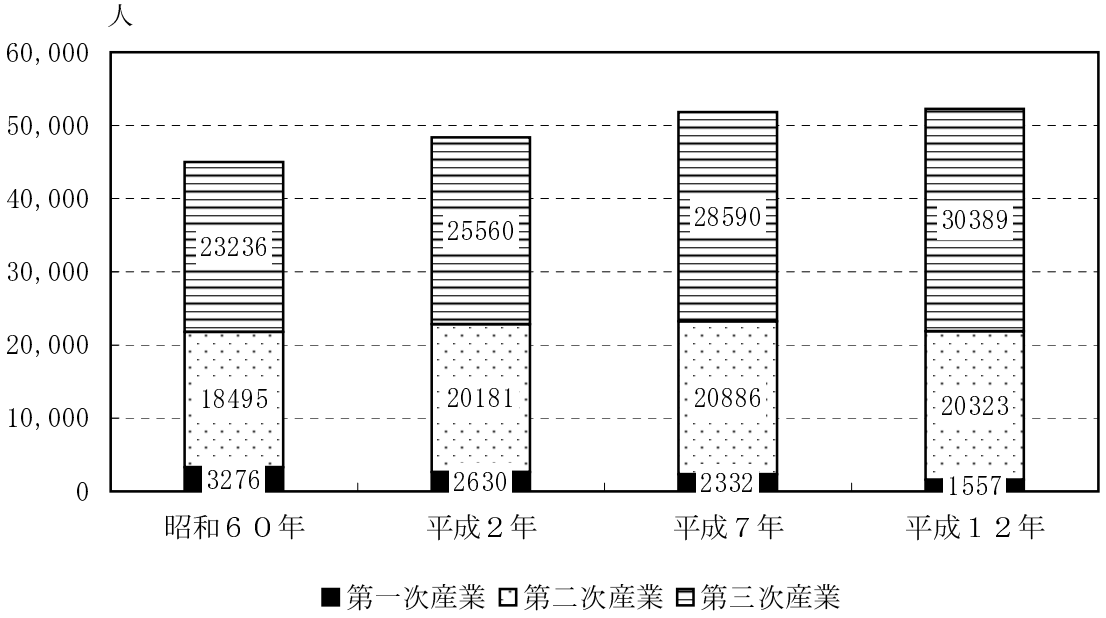

（４）交通

鉄道および主要幹線道路図

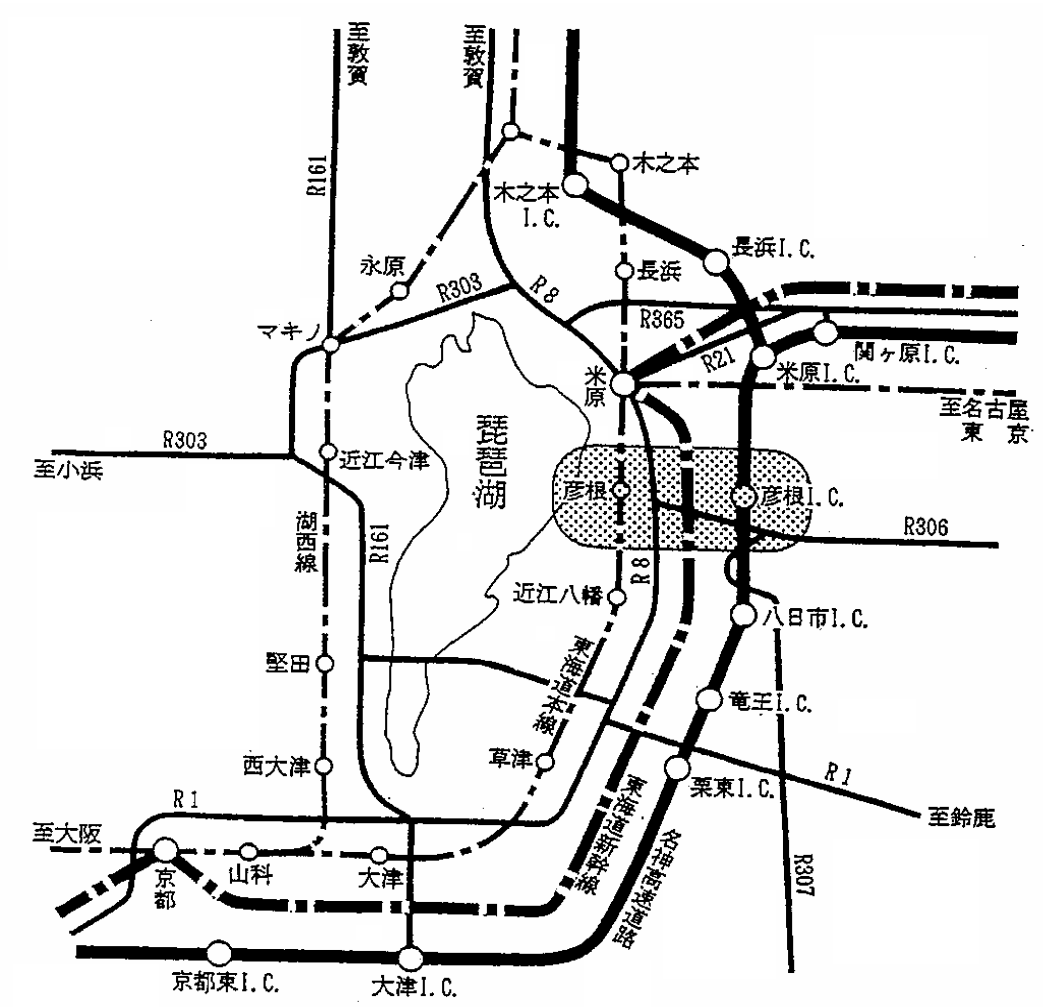

自動車保有台数

（単位：台）

車種 / 年度	登録自動車数					二輪・軽自動車				合計
							軽自動車			
	貨物用	乗合用	乗用	特種・特殊車	小計	小型二輪車	二輪車	その他	小計	
平成１０年度	5,827	193	36,997	1,349	44,366	999	1,127	22,969	25,095	69,461
平成１１年度	5,778	203	37,315	1,389	44,685	961	1,091	24,005	26,057	70,742
平成１２年度	5,732	214	37,813	1,408	45,167	1,001	1,122	24,724	26,847	72,014
平成１３年度	5,639	218	37,995	1,413	45,265	1,029	1,123	25,437	27,589	72,854
平成１４年度	5,567	221	38,518	1,443	45,749	1,083	1,099	26,042	28,224	73,973
平成１５年度	5,561	221	38,719	1,423	45,924	1,097	1,151	26,617	28,865	74,789

（資料：県警察本部交通部交通企画課「滋賀の交通」　各年度３月末日現在）

（５）土地利用

土地利用区分別面積

（単位：km^2）

区分		平成１２年	平成１３年	平成１４年	平成１５年	平成１６年
田		33.56	33.40	33.14	32.70	32.57
畑		3.86	3.85	3.83	3.78	3.77
宅地		17.08	17.18	17.32	17.52	17.67
池沼		0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
山林		18.69	18.70	18.65	18.64	18.64
原野		0.36	0.40	0.36	0.36	0.35
雑種地	ゴルフ場用地	0.69	0.70	0.71	0.71	0.71
	鉄軌道用地	0.61	0.61	0.61	0.61	0.61
	その他雑種地	11.39	11.40	11.66	11.98	11.99
その他		11.71	11.71	11.67	11.65	11.64
合計		98.15	98.15	98.15	98.15	98.15

土地利用区分面積の割合の推移

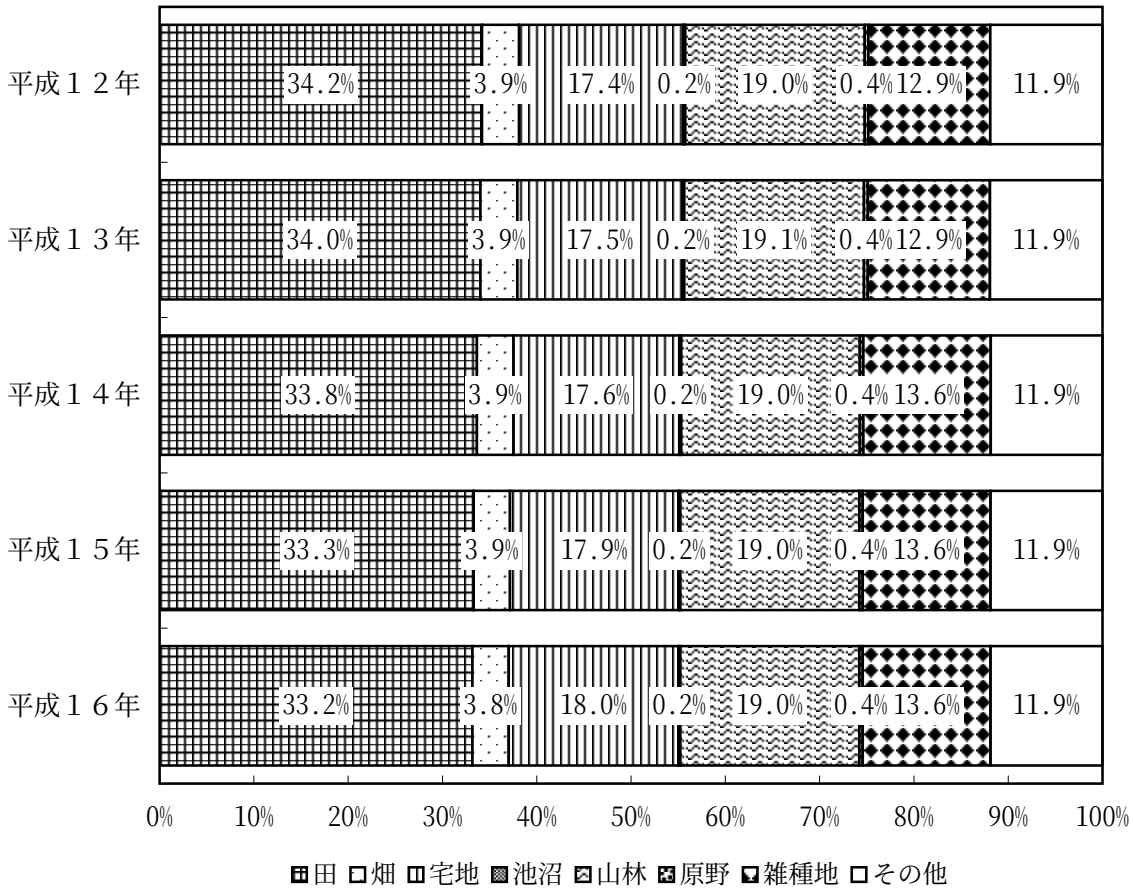

（６）気象

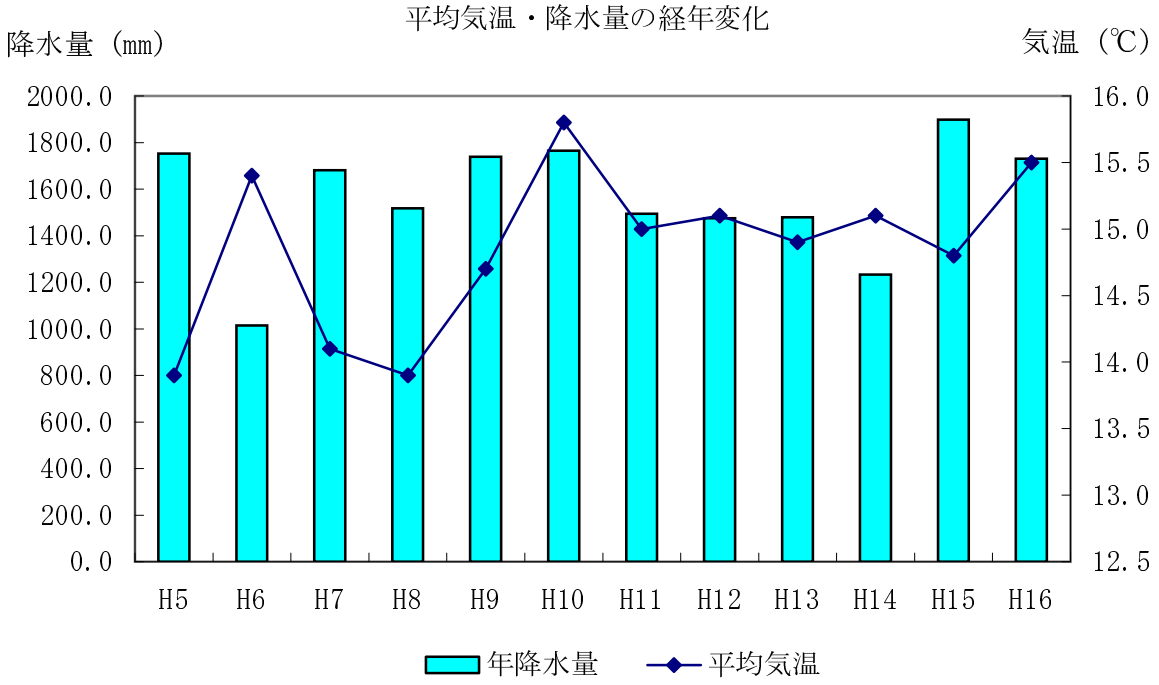
平均気温・降水量の経年変化
降水量（mm）
気温（℃）
2000.0
1800.0
1600.0
1400.0
1200.0
1000.0
800.0
600.0
400.0
200.0
0.0
16.0
15.5
15.0
14.5
14.0
13.5
13.0
12.5
H5
H6
H7
H8
H9
H10
H11
H12
H13
H14
H15
H16
年降水量
平均気温

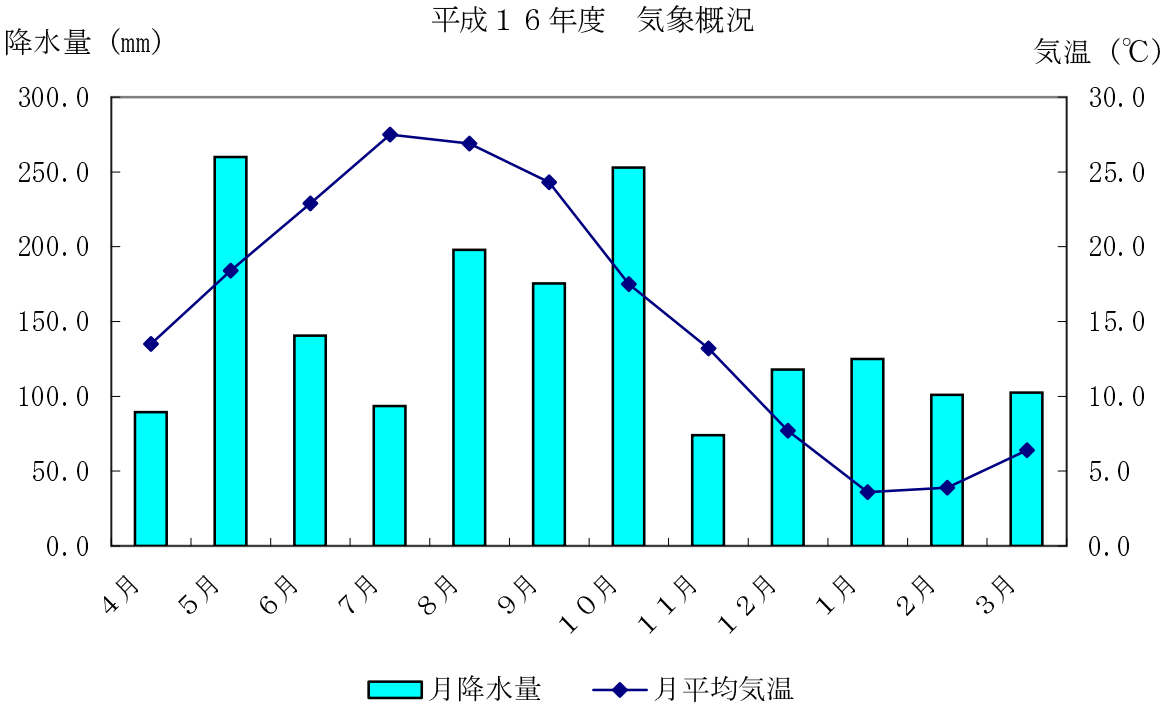
平成１６年度　気象概況
降水量（mm）
気温（℃）
300.0
250.0
200.0
150.0
100.0
50.0
0.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
月降水量
月平均気温

2　彦根市の環境行政

（1）行政組織

（平成 17 年 4 月 1 日現在）

彦根市

- 市民環境部
  - 生活環境課
    - 市民生活係
    - 環境保全係
    - 廃棄物広域化対策室
    - 公害試験室
  - 市民課
  - 保険年金課
  - 市民交流課
  - 人権政策課
- 清掃センター
  - 管　理　課
    - 管　理　係
    - 業　務　係
  - 施　設　課
    - 衛生処理係
    - 施設管理係

（2）審議会

彦根市では、行政施策等に関して基本的な事項を調査審議していただくため、各種の審議会を設置しています。市民環境部で所管している審議会は次のとおりです。

彦根市環境審議会

○根拠条例等	彦根市環境基本条例
○設 置 目 的	市の区域における良好な環境の保全と創出に関し基本的事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、諸団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年（再任を妨げない）

彦根市廃棄物減量等推進審議会

○根拠条例等	彦根市廃棄物減量等推進審議会条例
○設 置 目 的	一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年

（３）環境施策(事業)の体系図

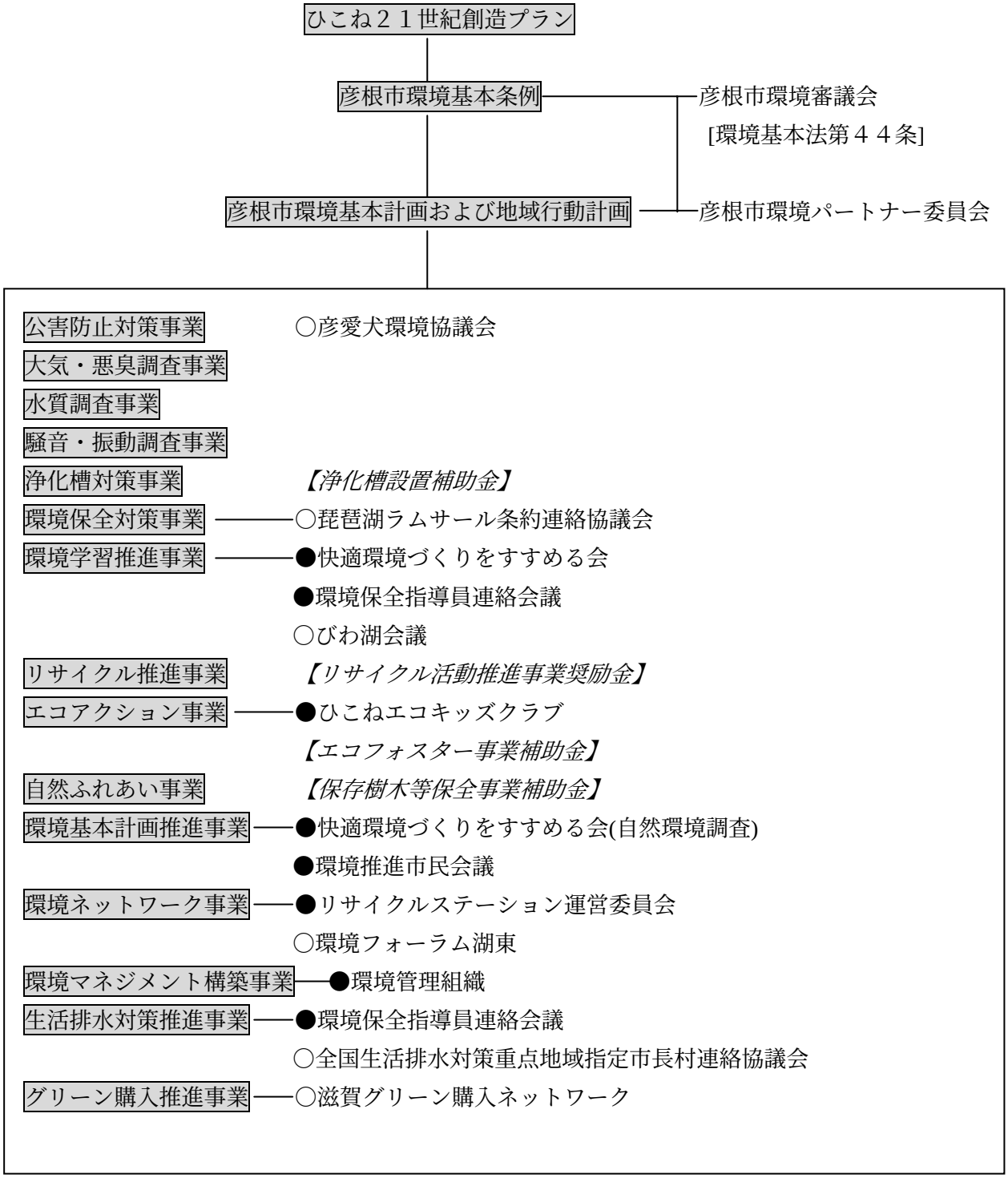

※●生活環境課所管組織

○国・県等の行政関係組織

３　環境の現状

（１）水質

本市では、昭和４７年度から市内主要河川の水質検査を行っています。調査は原則として月１回実施し、調査地点は、調査開始以来若干の追加や廃止、変更を行っています。
平成１６年度は１２河川１５地点で調査を行いました。
また、地下水については、市内３地域で有機塩素化合物などによる汚染が判明しており、県とともに監視を続けています。

① 河川の水質

市内河川水質調査要領

調　査　地　点		１５地点（１２河川）
調　査　回　数		毎月１回、年１２回
調査項目	一　般　項　目	水温
	生活環境項目	水素イオン濃度（ｐＨ）、溶存酸素（ＤＯ）、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、浮遊物質量（ＳＳ）、銅、亜鉛、鉄、マンガン、総クロム、ふっ素、大腸菌群数、全窒素（Ｔ－Ｎ）、全りん（Ｔ－Ｐ）
	健　康　項　目	カドミウム、鉛、ひ素
	そ の 他 項 目	電気伝導度、塩化物イオン

採水地点

①	旧港湾（上流）	船町交差点付近
②	旧港湾（下流）	松原橋直下
③	芦川（上流）	名神高速道路付近
④	芦川（下流）	池州橋直下
⑤	矢倉川	河口付近
⑥	平田川	平田川橋上流
⑦	北川	北川橋直下
⑧	南川	大藪町
⑨	犬上川（中流）	犬上橋付近
⑩	犬上川（下流）	開出今橋直下
⑪	江面川	江面川橋直下
⑫	大川	休神橋直下
⑬	宇曽川	唐崎橋直下
⑭	文録川	つぶり橋直下
⑮	不飲川	普光寺町

河川の水質経年変化

① 旧港湾（上流）

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.5	7.9	7.9	7.3	7.6	7.7	8.0	7.6
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	3.5	2.0	3.1	4.3	2.7	1.1	3.6	2.7
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	6.1	6.2	7.4	7.2	6.1	6.1	3.6	5.1
ＤＯ　（mg／ｌ）	7.2	8.1	7.5	5.1	7.4	7.1	8.0	8.2
ＳＳ　（mg／ｌ）	7.2	4.9	9.2	5.4	1.8	1.8	2.7	2.3
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	4.41	4.26	6.09	5.97	5.39	4.13	4.36	3.92
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.08	0.10	0.14	0.13	0.09	0.06	0.10	0.04

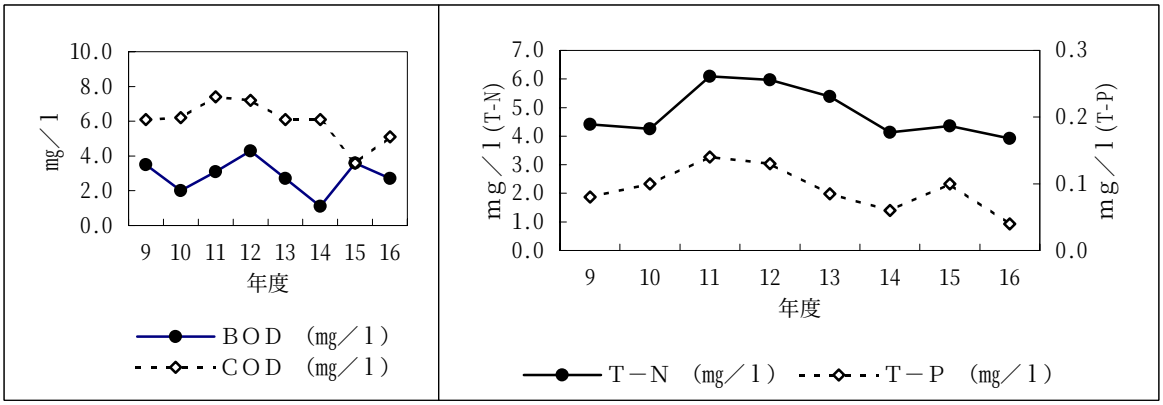

② 旧港湾（下流）

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.6	7.9	8.0	7.7	7.9	8.0	8.1	7.9
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	3.4	2.8	3.0	2.9	3.2	2.0	1.7	1.3
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	5.6	5.5	6.1	5.5	6.8	5.9	3.3	4.7
ＤＯ　（mg／ｌ）	6.9	7.2	8.0	7.2	7.6	6.9	6.1	4.6
ＳＳ　（mg／ｌ）	4.8	6.5	5.8	6.6	6.6	3.9	5.2	2.6
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	3.05	3.41	4.29	4.69	4.11	3.49	4.03	2.70
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.07	0.11	0.05	0.11	0.15	0.16	0.12	0.06

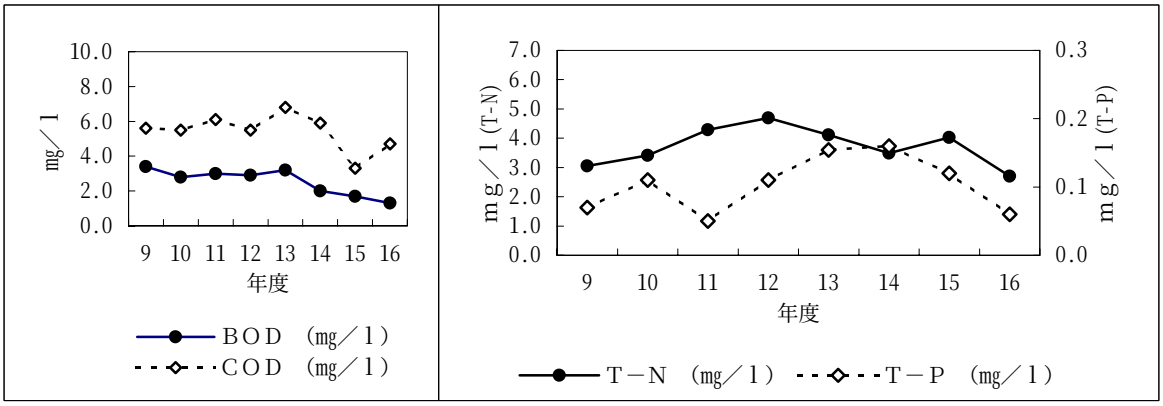

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

③ 芹川（上流）

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.8	8.0	8.5	8.4	8.1	8.3	8.3	8.3
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.3	1.7	1.5	2.6	1.8	2.0	4.2	2.7
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.0	1.4	2.6	2.6	1.7	1.9	0.5	1.6
ＤＯ　（mg／ｌ）	11.5	10.1	9.4	10.1	8.9	8.6	9.9	8.4
ＳＳ　（mg／ｌ）	0.6	1.0	1.7	3.2	1.5	0.8	1.5	1.7
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	0.68	1.02	1.01	1.02	1.78	1.12	1.59	1.22
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.02	0.03	0.01	0.03	0.03	0.02	0.03	0.06

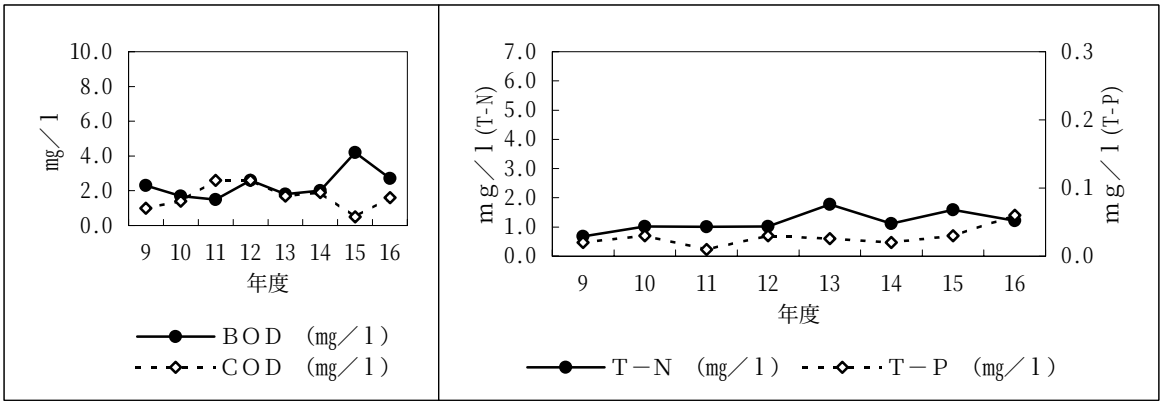

④ 芹川（下流）

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.9	8.2	8.7	8.4	8.4	8.3	8.7	8.6
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.4	1.9	1.1	1.9	2.0	1.8	2.3	3.6
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	2.0	1.8	2.8	2.0	1.5	2.3	0.9	1.3
ＤＯ　（mg／ｌ）	13.1	10.9	8.9	10.8	9.8	8.4	9.7	7.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	1.7	1.2	6.3	3.0	1.5	0.7	2.4	1.1
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	0.77	1.27	1.11	1.15	1.39	1.52	1.65	1.42
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.03	0.06	0.04	0.06	0.03	0.02	0.03	0.03

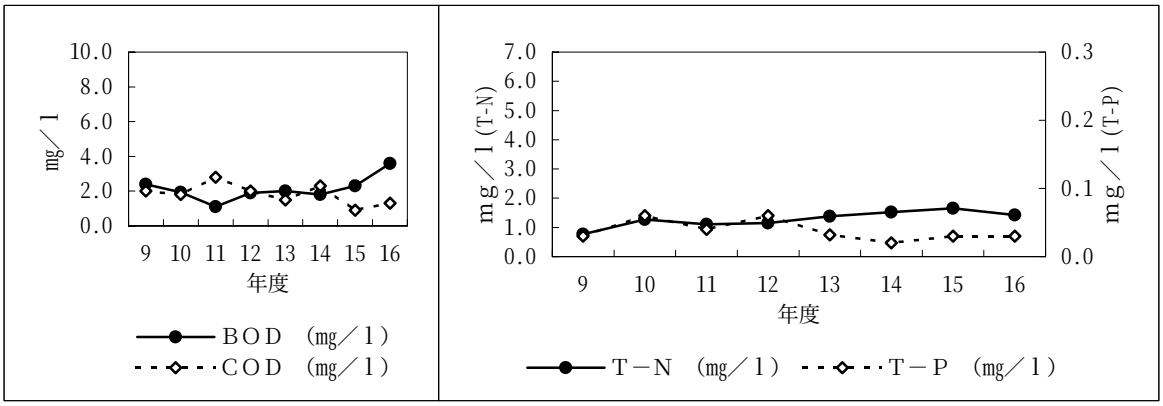

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑤ 矢倉川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.6	8.0	8.3	7.5	7.7	8.0	8.2	8.1
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	1.8	1.6	1.8	2.2	2.5	2.0	2.5	2.5
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.7	4.1	4.7	3.8	3.3	3.3	1.6	2.9
ＤＯ　(mg／ｌ)	8.5	7.1	7.5	7.4	3.3	6.8	7.6	6.0
ＳＳ　(mg／ｌ)	1.8	3.9	4.3	6.8	3.6	4.2	8.0	3.8
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.11	1.40	1.60	1.61	2.02	1.81	2.58	1.45
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.04	0.09	0.04	0.05	0.03	0.08	0.03	0.04

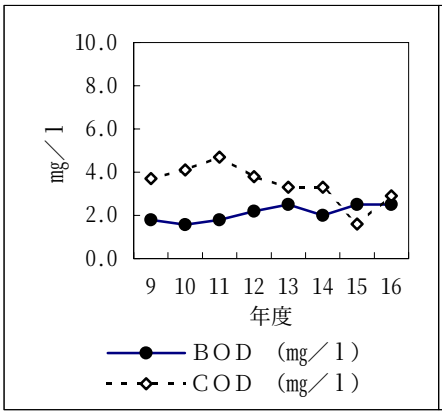

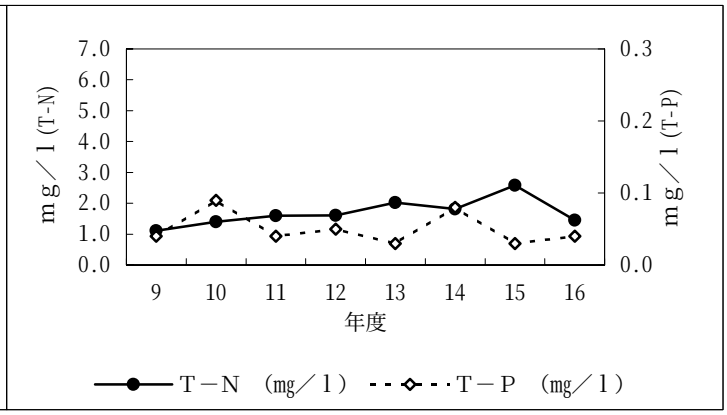

⑥ 平田川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.8	8.0	8.1	7.8	8.0	8.0	8.6	8.2
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	4.4	3.5	2.6	3.0	2.4	2.0	3.2	3.3
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.4	3.6	4.2	3.1	3.1	3.9	1.7	2.2
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.6	6.7	7.6	7.6	7.9	6.3	6.5	6.4
ＳＳ　(mg／ｌ)	3.8	3.3	8.9	5.5	2.4	4.6	4.1	3.1
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.96	3.08	2.07	2.28	2.56	2.60	2.86	2.51
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.21	0.17	0.14	0.22	0.15	0.13	0.16	0.16

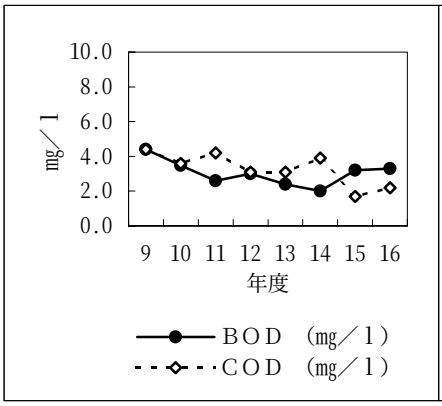

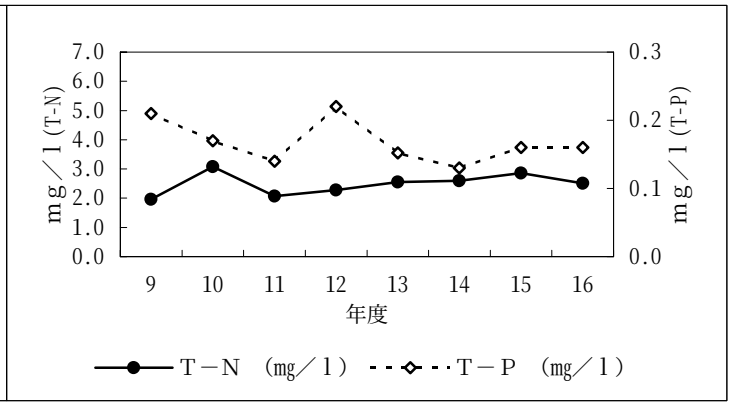

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑦ 北川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.8	8.0	8.2	8.0	8.0	8.2	8.7	8.8
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	4.8	4.2	5.4	2.7	2.2	2.5	4.0	3.7
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	5.2	3.9	4.0	3.2	3.5	3.7	1.6	2.6
ＤＯ　(mg／ｌ)	12.6	12.0	9.9	10.5	10.2	9.8	8.1	7.8
ＳＳ　(mg／ｌ)	7.6	6.6	9.2	3.9	3.6	1.9	5.9	3.6
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.53	2.51	1.70	1.74	1.46	1.86	2.37	1.42
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.15	0.12	0.09	0.14	0.16	0.09	0.05	0.21

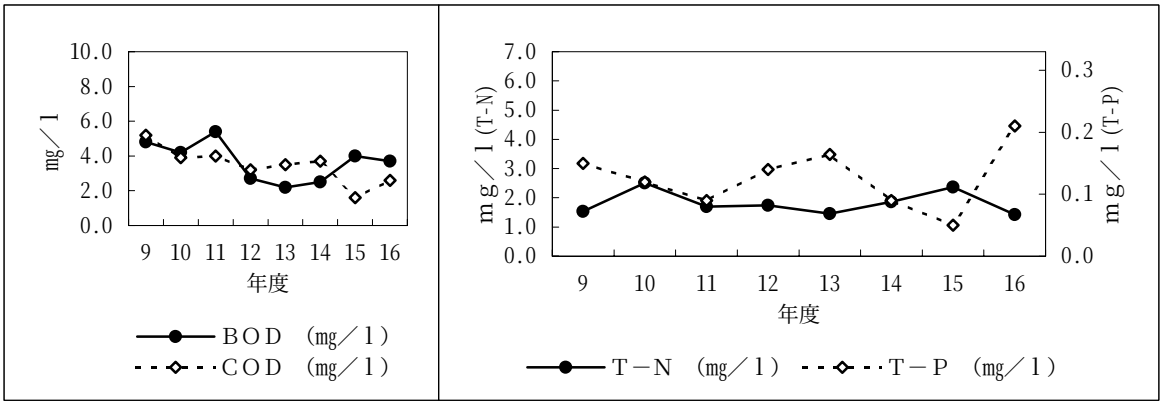

⑧ 南川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.6	7.8	8.0	7.5	7.8	8.1	8.8	8.5
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	3.5	3.2	2.4	3.1	2.8	1.7	3.1	3.5
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.6	3.7	3.9	2.6	2.7	3.7	1.6	2.2
ＤＯ　(mg／ｌ)	8.3	8.7	8.6	8.3	9.1	7.5	8.2	8.6
ＳＳ　(mg／ｌ)	6.3	4.3	7.4	3.9	1.9	1.9	4.4	2.4
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.61	1.92	1.73	2.23	2.31	2.18	4.44	1.72
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.09	0.12	0.07	0.10	0.08	0.07	0.06	0.08

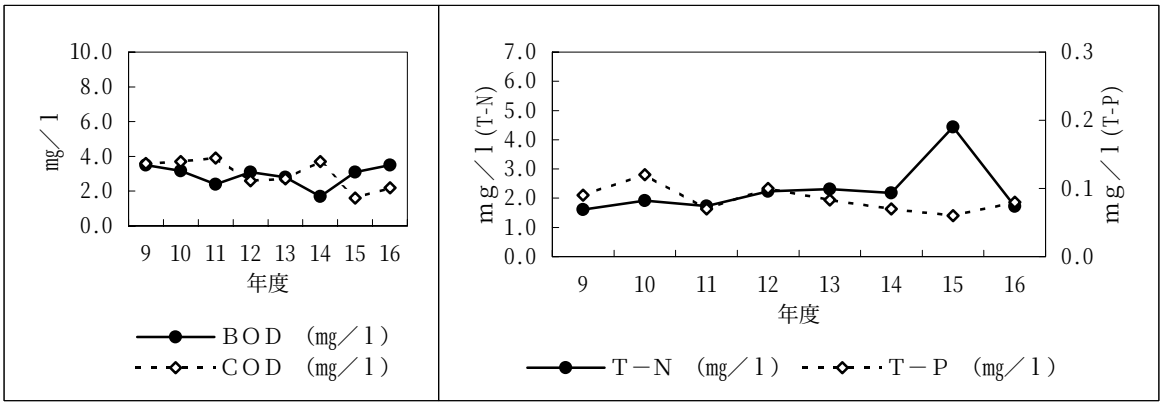

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑨ 犬上川（中流）

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16	環境基準
ｐＨ	7.6	8.1	8.4	8.1	8.0	8.1	8.3	8.3	6.5～8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.9	1.5	0.8	1.5	1.5	1.6	3.4	1.9	
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.8	1.8	2.8	1.8	1.5	2.9	1.6	1.5	
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.6	9.2	9.7	8.9	8.9	7.3	9.1	7.2	≧ 7.5
ＳＳ　（mg／ｌ）	0.8	0.8	1.7	3.6	1.6	1.9	2.0	1.9	≦25.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	0.78	1.35	0.70	1.22	1.28	1.66	1.23	1.40	
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.02	0.04	0.02	0.04	0.06	0.02	0.02	0.06	

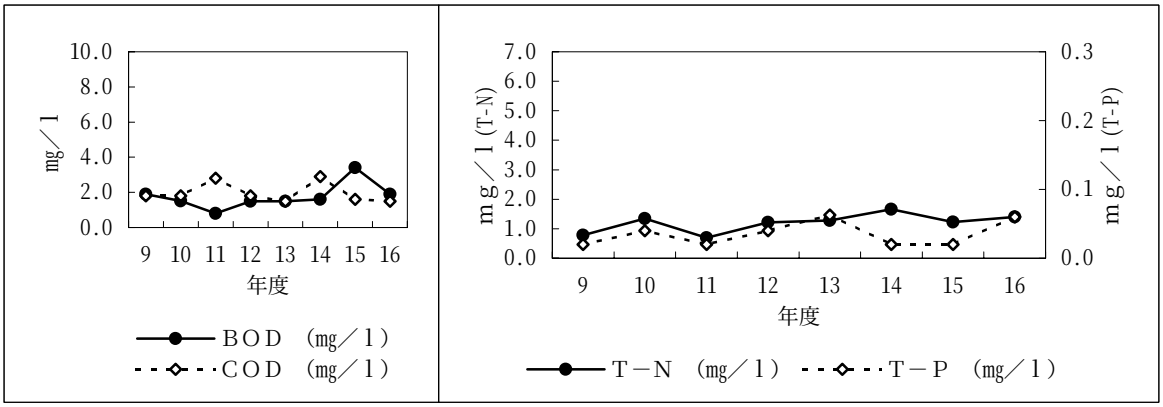

⑩ 犬上川（下流）

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16	環境基準
ｐＨ	7.8	8.2	8.5	8.0	8.2	8.5	8.2	8.0	6.5～8.5
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.4	1.6	1.8	2.8	2.7	1.9	2.7	2.9	
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.8	1.9	2.7	2.0	1.7	2.5	1.0	1.4	
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.1	8.5	8.0	10.0	9.9	8.5	9.4	8.4	≧ 7.5
ＳＳ　（mg／ｌ）	1.3	1.0	2.5	2.8	1.8	1.9	1.1	1.3	≦25.0
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	0.73	1.26	0.76	1.16	1.15	1.29	2.49	2.01	
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.02	0.03	0.01	0.02	0.06	0.01	0.02	0.04	

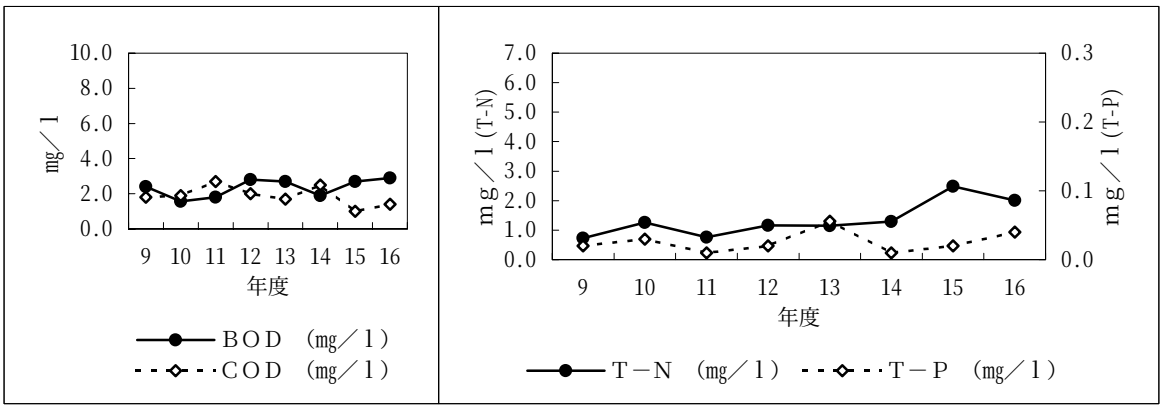

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑪ 江面川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.6	8.2	7.9	7.6	7.8	8.2	7.9	7.6
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.9	2.3	2.0	3.0	2.2	1.9	3.1	3.2
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.0	4.4	4.9	3.8	3.6	4.3	3.4	4.0
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.5	6.1	6.9	6.6	7.5	7.0	7.4	7.0
ＳＳ　(mg／ｌ)	5.7	4.3	8.0	4.4	4.2	4.8	4.8	6.7
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.58	2.37	1.67	1.94	2.15	2.04	2.10	1.86
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.11	0.12	0.09	0.14	0.08	0.11	0.11	0.12

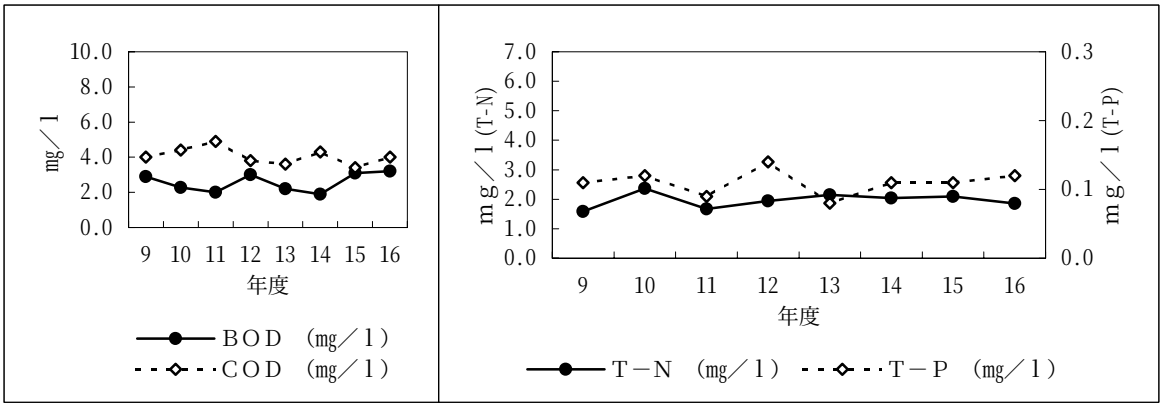

⑫ 大川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.5	8.0	8.0	7.4	7.8	8.2	8.0	7.8
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.2	1.6	2.3	2.1	1.6	1.4	2.9	3.3
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.0	4.2	3.9	3.1	3.1	3.6	1.9	3.5
ＤＯ　(mg／ｌ)	6.6	6.5	5.7	6.2	6.8	6.6	7.8	7.0
ＳＳ　(mg／ｌ)	7.8	8.5	5.5	5.7	3.1	4.6	2.6	7.4
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.60	2.23	2.71	2.55	2.25	2.53	2.86	2.39
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.08	0.06	0.13	0.09	0.06	0.06	0.08	0.12

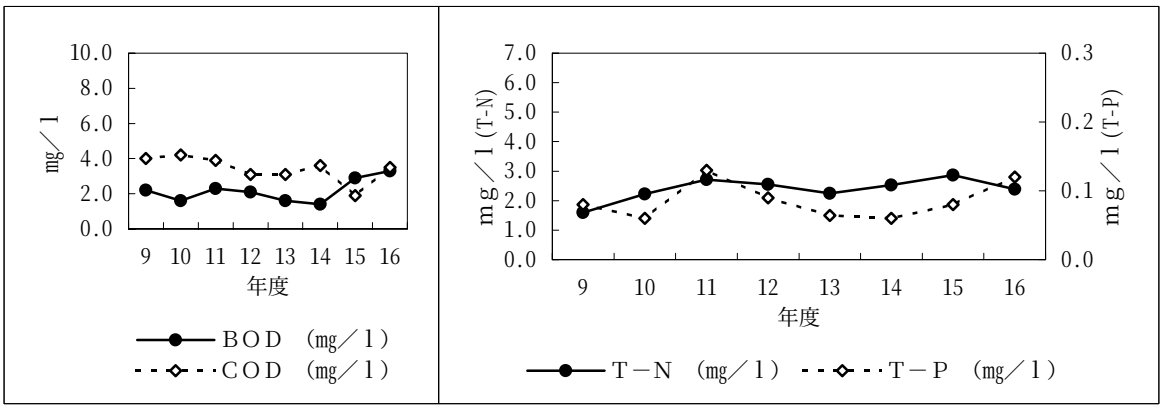

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑬ 宇曽川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16	環境基準
ｐＨ	7.5	8.0	8.1	7.7	7.8	8.3	8.1	7.9	6.5～8.5
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.6	1.9	1.5	1.8	1.6	2.7	2.8	2.9	
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.0	4.4	3.9	3.8	3.8	4.3	2.8	4.2	
ＤＯ　(mg／ｌ)	9.5	7.8	7.0	7.8	7.9	8.0	8.3	7.1	≧ 5.0
ＳＳ　(mg／ｌ)	5.4	6.5	14.2	7.5	3.6	2.7	3.8	6.9	≦25.0
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.41	1.91	1.72	1.71	1.97	1.67	1.93	1.84	
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.08	0.14	0.11	0.09	0.06	0.07	0.05	0.10	

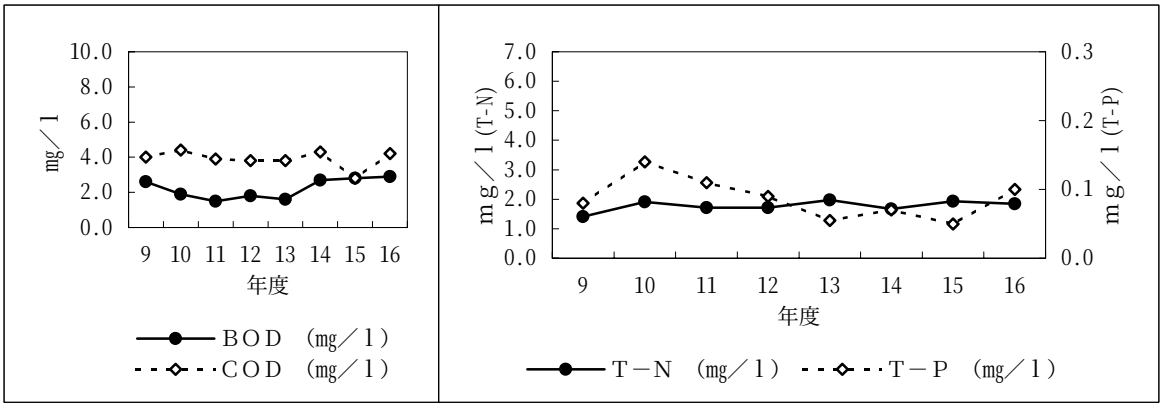

⑭ 文録川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.5	8.0	8.0	7.5	7.7	8.3	8.1	8.0
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	1.8	1.8	2.2	1.8	2.2	1.3	3.0	5.1
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.5	4.8	3.9	3.8	4.1	4.8	2.6	4.2
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.7	6.9	6.8	6.8	8.1	7.3	7.9	6.7
ＳＳ　(mg／ｌ)	5.3	4.4	14.0	5.4	2.6	4.9	9.3	5.8
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.30	1.94	1.96	2.08	2.04	2.18	2.21	1.86
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.08	0.10	0.08	0.09	0.07	0.07	0.07	0.11

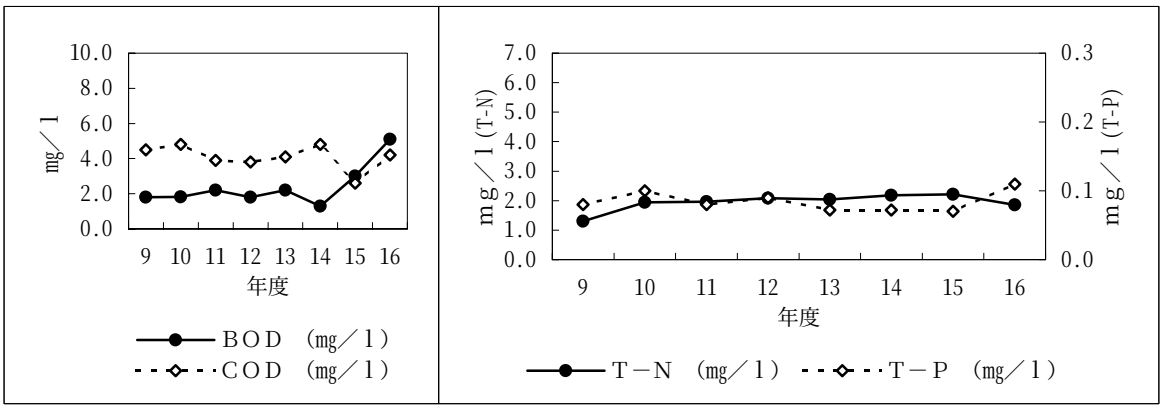

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑮ 不飲川

項目＼年度	9	10	11	12	13	14	15	16
ｐＨ	7.5	7.9	7.9	7.5	7.8	8.3	8.2	8.1
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.2	1.7	2.5	1.3	2.1	1.5	2.6	2.3
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.1	3.9	3.4	2.3	3.1	3.3	1.6	3.2
ＤＯ　(mg／ｌ)	9.1	7.4	8.5	8.3	9.5	8.6	9.0	5.4
ＳＳ　(mg／ｌ)	3.1	3.3	6.4	4.9	2.4	2.2	3.4	5.1
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	0.82	1.92	1.11	1.43	1.10	1.05	1.22	1.70
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.04	0.10	0.03	0.07	0.05	0.04	0.05	0.10

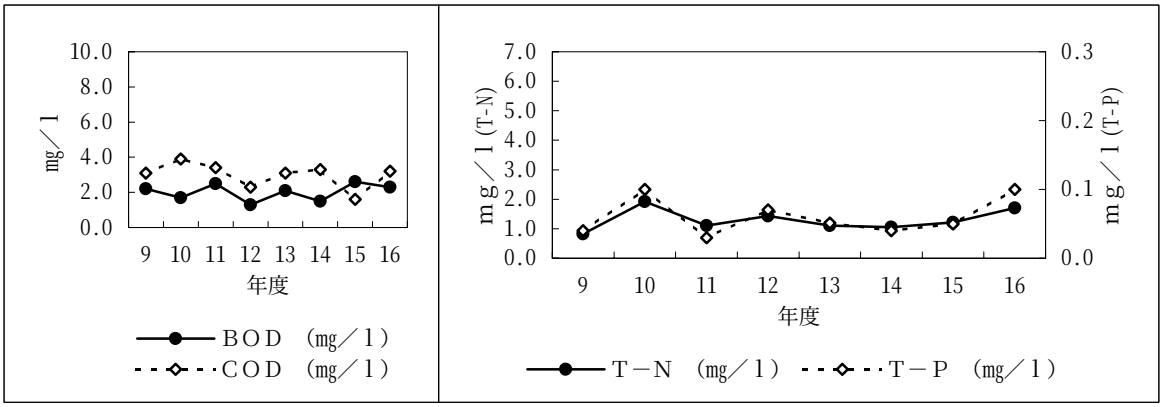

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

② 地下水の状況

昭和５８年に環境庁（現在環境省）が全国の地下水実態調査結果を発表し、有機塩素化合物による全国的な地下水汚染の実態が判明しました。本市においても汚染地域が判明しており、県とともに監視を続けています。

区域	調査地点数	汚染物質	検出地点数	飲用不適地点数	年間最高検出濃度（mg/ｌ）				飲用基準（mg/ｌ）
					13年度	14年度	15年度	16年度	
A 馬場城町	15	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	6	4	2.8	3.1	2.7	0.9	0.01
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	5	3	-	0.007	0.067	0.541	0.03
B 日夏 清崎 南川瀬	12	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	4	2	0.53	0.49	0.04	0.04	0.01
C 湖岸	3	ひ素	3	2	0.044	0.043	0.047	0.036	0.01

地下水汚染地域図

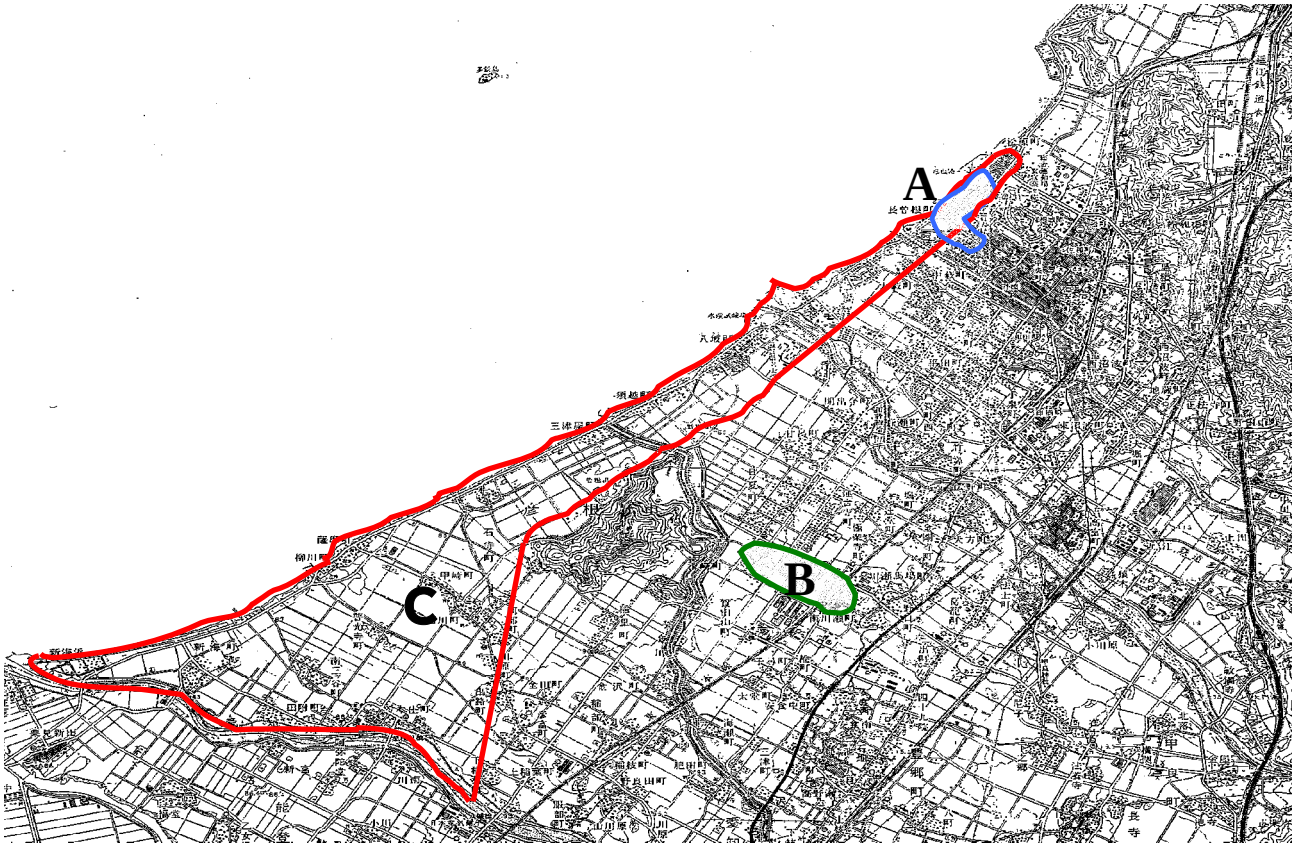

③ 琵琶湖の水質

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			ｐＨ	ＣＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌群数		
琵琶湖	ＡＡ	水道１級・水産１級・自然環境保全およびＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下	南湖(ハ)	北湖(イ)

注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は５年を超える期間で可及的速やかに達成。

全窒素･全りんの環境基準　(mg/l)

	Ｔ－Ｎ	Ｔ－Ｐ
琵琶湖(Ⅱ類型)	0.2	0.01

透明度　(　ｍ　)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	平　均
北湖	5.0	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	5.4	5.4
南湖	1.9	2.0	2.0	2.0	2.1	2.4	2.5	2.1

ＢＯＤ　(ｍｇ／l)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	平　均
北湖	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
南湖	1.0	1.2	1.0	1.0	1.1	1.0	0.9	1.0

ＣＯＤ　(ｍｇ／l)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	平　均
北湖	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6	2.7
南湖	3.2	3.2	3.1	3.2	3.3	3.1	3.1	3.2

ＳＳ　(ｍｇ／l)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	平　均
北湖	1.4	1.3	1.4	1.1	1.0	1.2	1.1	1.2
南湖	5.6	5.6	6.2	5.1	4.8	3.7	3.4	4.9

Ｔ－Ｎ　(ｍｇ／l)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	平　均
北湖	0.33	0.33	0.30	0.27	0.25	0.32	0.29	0.30
南湖	0.40	0.39	0.40	0.32	0.34	0.36	0.33	0.36

Ｔ－Ｐ　(ｍｇ／l)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	平　均
北湖	0.009	0.008	0.008	0.009	0.008	0.009	0.008	0.008
南湖	0.018	0.018	0.019	0.019	0.018	0.016	0.016	0.018

クロロフィルａ　(μｇ／l)

	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	平　均
北湖	4.3	4.4	3.1	3.7	3.3	3.0	3.3	3.6
南湖	7.2	8.2	5.6	6.0	6.7	5.8	5.0	6.4

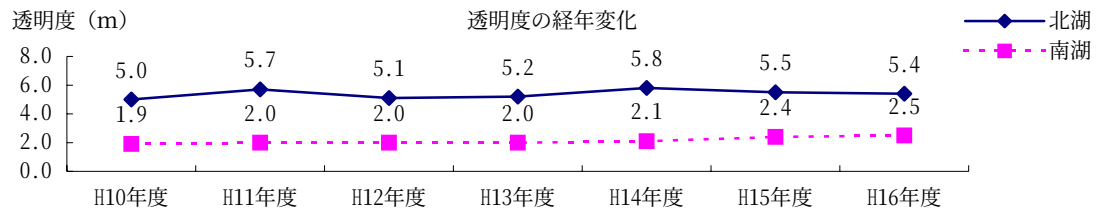
透明度（m）
透明度の経年変化
北湖
南湖
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
5.0
5.7
5.1
5.2
5.8
5.5
5.4
1.9
2.0
2.0
2.0
2.1
2.4
2.5
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度

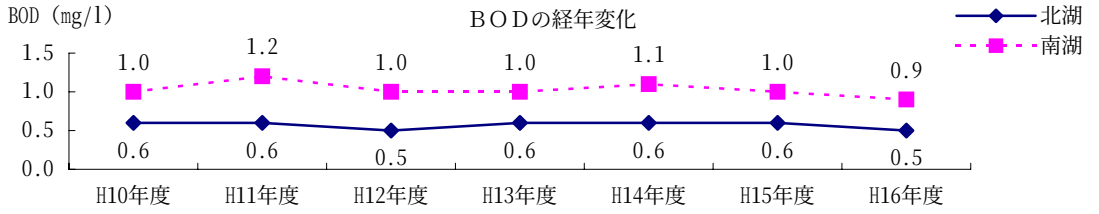
BOD（mg/l）
ＢＯＤの経年変化
北湖
南湖
1.5
1.0
0.5
0.0
1.0
1.2
1.0
1.0
1.1
1.0
0.9
0.6
0.6
0.5
0.6
0.6
0.6
0.5
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度

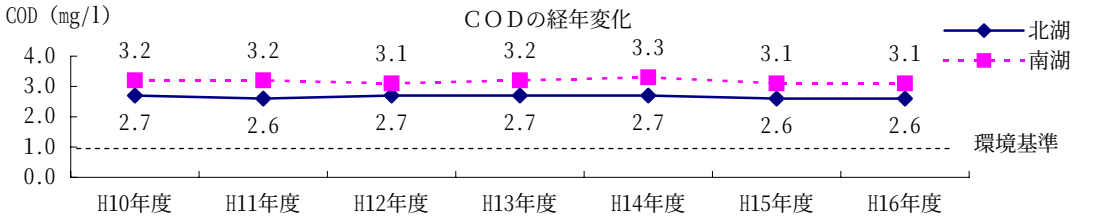
COD（mg/l）
ＣＯＤの経年変化
北湖
南湖
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
3.2
3.2
3.1
3.2
3.3
3.1
3.1
2.7
2.6
2.7
2.7
2.7
2.6
2.6
環境基準
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度

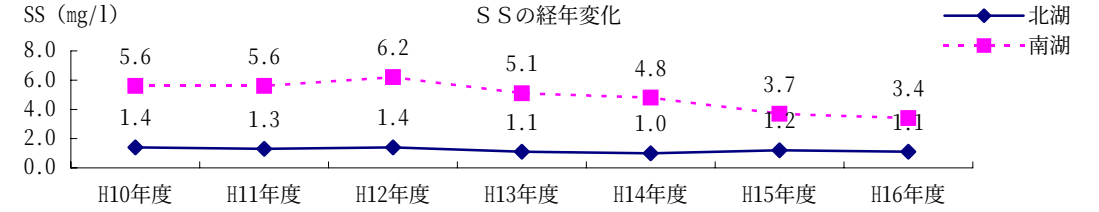
SS（mg/l）
ＳＳの経年変化
北湖
南湖
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
5.6
5.6
6.2
5.1
4.8
3.7
3.4
1.4
1.3
1.4
1.1
1.0
1.2
1.1
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度

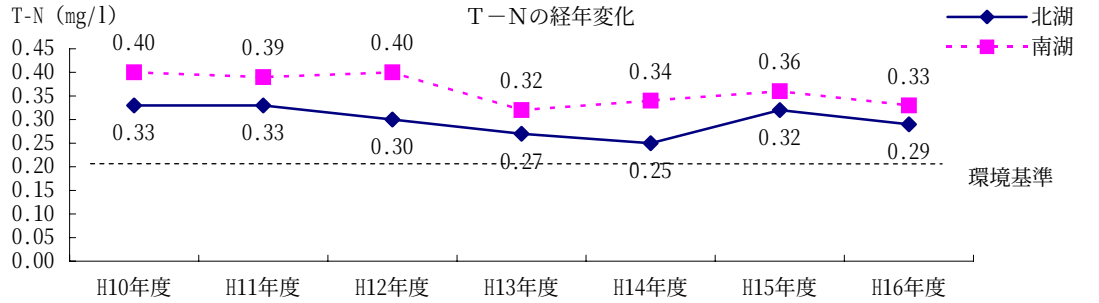
T-N（mg/l）
Ｔ－Ｎの経年変化
北湖
南湖
0.45
0.40
0.35
0.30
0.25
0.20
0.15
0.10
0.05
0.00
0.40
0.39
0.40
0.32
0.34
0.36
0.33
0.33
0.33
0.30
0.27
0.25
0.32
0.29
環境基準
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度

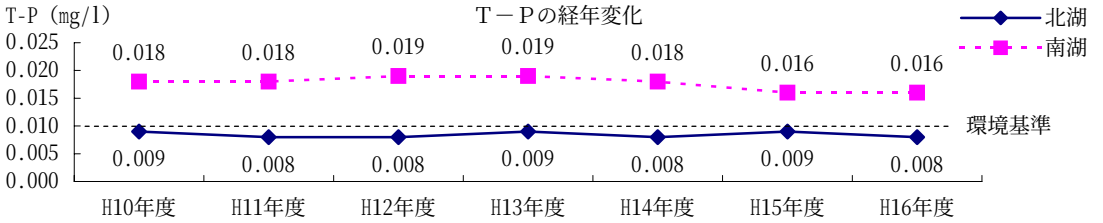
T-P（mg/l）
Ｔ－Ｐの経年変化
北湖
南湖
0.025
0.020
0.015
0.010
0.005
0.000
0.018
0.018
0.019
0.019
0.018
0.016
0.016
環境基準
0.009
0.008
0.008
0.009
0.008
0.009
0.008
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度

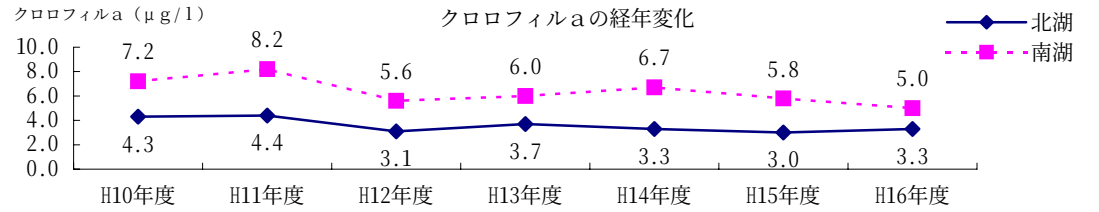
クロロフィルａ（μg/l）
クロロフィルａの経年変化
北湖
南湖
10.0
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
7.2
8.2
5.6
6.0
6.7
5.8
5.0
4.3
4.4
3.1
3.7
3.3
3.0
3.3
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度
H16年度

④ 十王村の水

西今町にある十王村の水は、昭和60年に環境庁（現環境省）が選定した名水百選のひとつです。正方形の一角を切り取った変形五角形で、石の柵に囲まれています。また、水源地の中央には六角形のお堂があり、お地蔵様が祭られています。

本市では毎年水質の検査を実施しており、平成16年度も検査50項目すべてにおいて基準値を満たしていました。

平成１６年度十王村の水の水質

(mg／l)

検査項目	検査結果	飲用基準
一般細菌	0/ml	≦100/ml
大腸菌群	不検出	不検出
カドミウム及びその化合物	<0.001	≦0.01
水銀及びその化合物	<0.00005	≦0.0005
セレン及びその化合物	<0.001	≦0.01
鉛及びその化合物	<0.001	≦0.01
ひ素及びその化合物	<0.001	≦0.01
六価クロム化合物	<0.005	≦0.05
シアン化物イオン及び塩化シアン	<0.001	≦0.01
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.7	≦10
ふっ素及びその化合物	0.09	≦0.8
ホウ素及びその化合物	<0.1	≦1.0
四塩化炭素	<0.0002	≦0.002
1,4-ジオキサン	<0.005	≦0.05
1,1-ジクロロエチレン	<0.002	≦0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.004	≦0.04
ジクロロメタン	<0.002	≦0.02
テトラクロロエチレン	<0.001	≦0.01
トリクロロエチレン	<0.003	≦0.03
ベンゼン	<0.001	≦0.01
クロロ酢酸	<0.002	≦0.02
クロロホルム	<0.001	≦0.06
ジクロロ酢酸	<0.004	≦0.04
ジブロモクロロメタン	<0.001	≦0.1
臭素酸	<0.001	≦0.01
総トリハロメタン	<0.001	≦0.1
トリクロロ酢酸	<0.02	≦0.2
ブロモジクロロメタン	<0.001	≦0.03
ブロモホルム	<0.001	≦0.09
ホルムアルデヒド	<0.008	≦0.08
亜鉛及びその化合物	<0.05	≦1.0
アルミニウム及びその化合物	<0.02	≦0.2
鉄及びその化合物	<0.03	≦0.3
銅及びその化合物	<0.05	≦1.0
ナトリウム及びその化合物	7.4	≦200
マンガン及びその化合物	<0.005	≦0.05
塩化物イオン	7.3	≦200
ｶﾙｼｳﾑ､ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	63	≦300
蒸発残留物	110	≦500
陰イオン界面活性剤	<0.02	≦0.2
ジェオスミン	<0.000001	≦0.00001
2-メチルイソボルネオール	<0.000001	≦0.00001
非イオン界面活性剤	<0.005	≦0.02
フェノール類	<0.0005	≦0.005
有機物(全有機炭素（TOC）の量)	0.5	≦5
ｐＨ値	7.0	5.8～8.6
臭気	異常なし	異常なし
色度	0.5度未満	≦5度
濁度	0.1度未満	≦2度
腸管出血性大腸菌Ｏ１５７	不検出	

（２）土壌

本市では、毎年任意の４地点で採取した土壌について、カドミウム、鉛、クロム、ひ素、水銀、銅の６項目の重金属分析を行っています。平成16年度は下記の４地点において調査を行い、いずれの項目も環境基準を満たしていました。

平成１６年度　土壌調査（溶出試験）　（ｍｇ／l）

	カドミウム	鉛	クロム（Ｔ－Ｃｒ）	ひ素	水銀	銅
１．馬場二丁目	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
２．南川瀬町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
３．小泉町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
４．宮田町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
環　境　基　準	≦0.01	≦0.01	≦0.05(Cr^{6+})	≦0.01	≦0.0005	

土壌調査地点

（３）大気

大気汚染は地域を越える広域的な問題であり、事業活動において燃焼時に発生する硫黄酸化物・すすなどの「ばい煙」や、物の破砕等による「粉じん」のほか、自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物などにより引き起こされます。それらの汚染原因物質に対して、下の表のとおり法律で環境基準が定められており、本市では、県とともに監視を行っています。

大気汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化いおう	１時間の１日平均値が０．０４ppm以下であり、かつ、１時間値が０．１ppm以下であること。
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が１０ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が２０ppm以下であること。
浮遊粒子状物質[1)]	１時間値の１日平均値が０．１０mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が０．２０mg/m^{3}以下であること。
光化学オキシダント[2)]	１時間値が０．０６ppm以下であること。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が０．０４ppmから０．０６ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	１年平均値が０．００３mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が０．２mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が０．２mg/m^{3}以下であること。

１）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が１０μm以下のものをいう。
２）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

① 大気質の現況

東中学校に県の大気自動測定局が設置されており、大気環境の常時測定が行われています。いずれの項目にも大きな変化はなく、環境基準も満たしています。

大気質

(ppm)

	年　平　均　値						
	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
二酸化いおう（SO_2）	0.003	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004
一酸化窒素（NO）	0.029	0.027	0.028	0.025	0.026	0.026	0.024
二酸化窒素（NO_2）	0.024	0.023	0.023	0.022	0.022	0.022	0.022
光化学オキシダント（O_X）[1]	0.027	0.026	0.026	0.029	0.031	0.030	0.032

１）光化学オキシダント（O_X）は、昼間の１時間値の年平均値である。

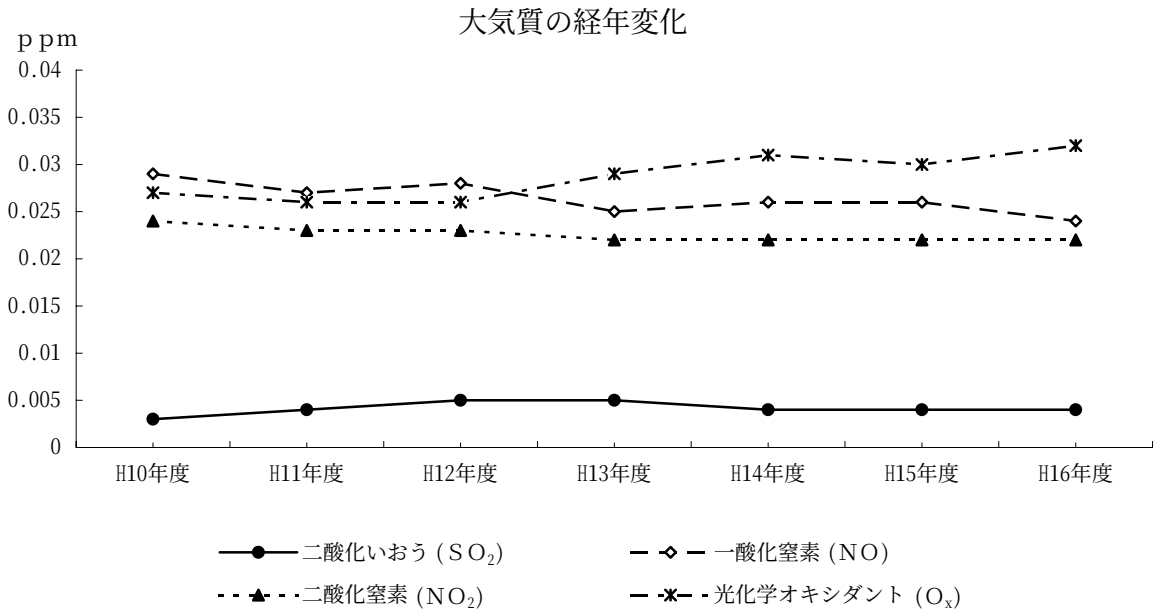

② 浮遊粒子状物質

本市では、毎月１回、市役所庁舎屋上において浮遊粒子状物質の測定を行っています。いずれの年度においても環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質

（mg／m^3）

年　　度	10	11	12	13	14	15	16
市役所屋上	0.024	0.030	0.028	0.025	0.013	0.032	0.081

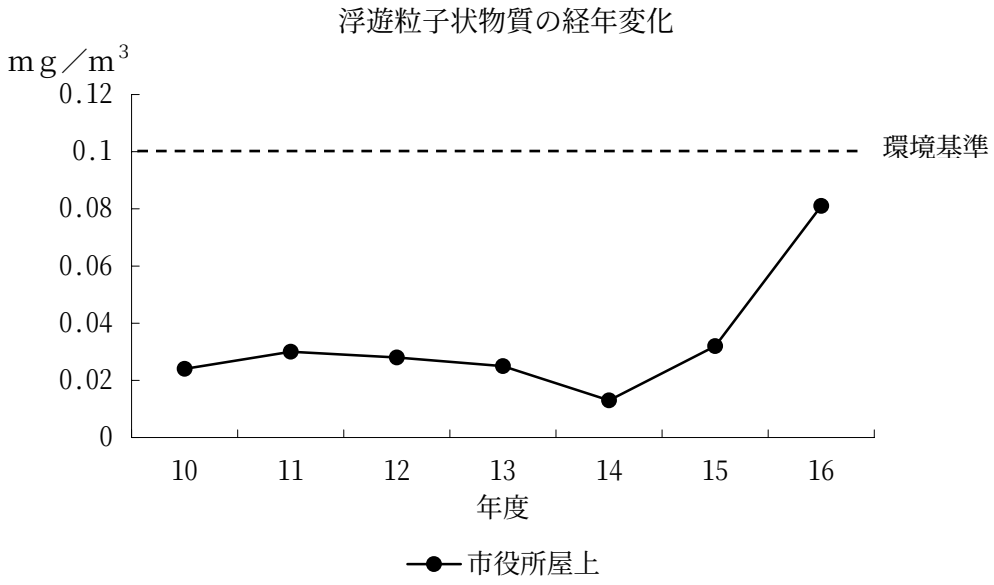

浮遊粒子状物質中重金属分析

浮遊粒子状物質中の重金属分析を、年２回、カドミウム、クロム、鉛、カルシウムの４項目について実施しており、その結果は以下のとおりです。

浮遊粒子状物質中重金属

		H12.6	H13.2	H13.9	H14.2	H14.7	H15.2	H15.5	H16.2	H16.8	H17.2
カドミウム	10^{-3} μg/m^3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	0.3	0.6
クロム	10^{-2} μg/m^3	0.2	0.2	0.1	0.2	0.1	0.3	0.3	0.2	1.0	0.0
鉛	10^{-2} μg/m^3	1.6	1.8	1.4	0.8	0.8	1.0	2.2	2.5	0.7	1.9
カルシウム	μg/m^3	2.1	3.3	2.0	0.9	0.5	0.6	4.1	1.8	1.2	1.7

浮遊粒子状物質中重金属の経年変化

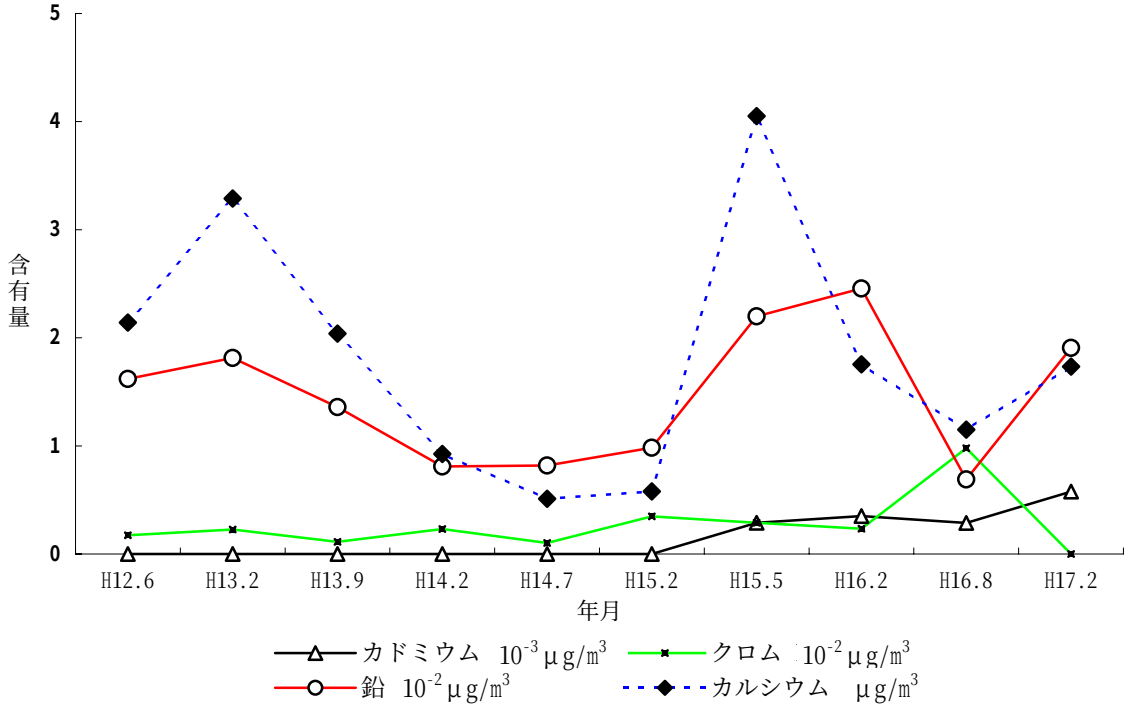

③ 降下ばいじん

里根町（１）

年度	10	11	12	13	14	15	16	平均
貯水量（L）	9.38	8.53	7.38	7.23	7.13	9.50	8.42	8.22
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.10	0.08	0.10	0.08	0.09	0.10	0.51	0.15
ＳｉＯ$_2$(t/Km^2/月)	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.15	0.03
総量(t/Km^2/月)	2.22	1.75	1.70	1.69	1.72	1.46	2.98	1.93
ＣａＯ／総量	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.08	0.17	0.07

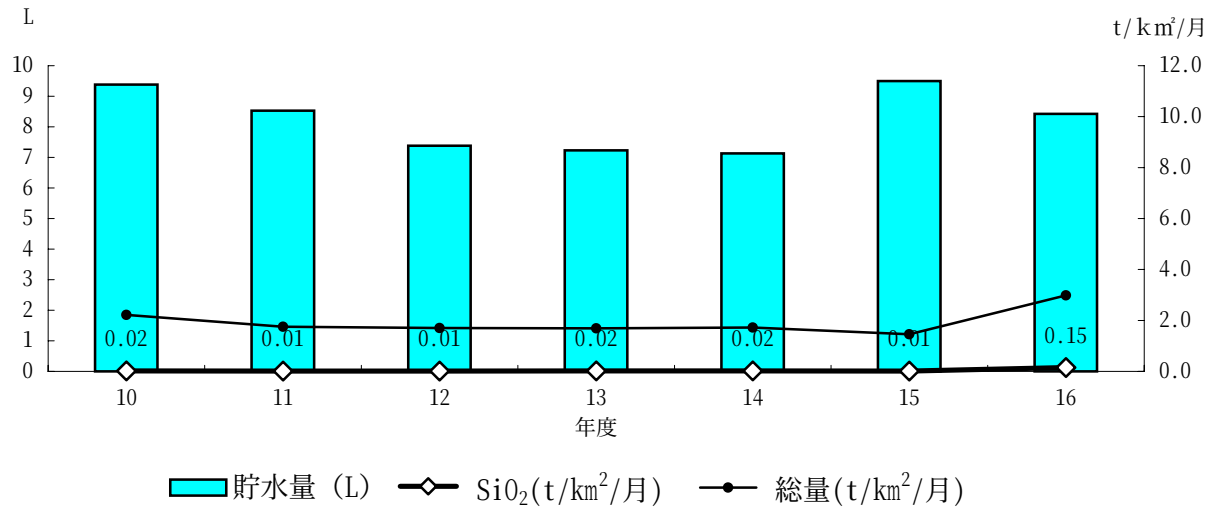

里根町（２）

年度	10	11	12	13	14	15	16	平均
貯水量（L）	10.30	9.65	8.61	7.94	7.9	9.84	9.53	9.11
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.11	0.10	0.13	0.11	0.17	0.1	0.60	0.19
ＳｉＯ$_2$(t/Km^2/月)	0.01	0.02	0.01	0.05	0.03	0.02	0.14	0.04
総量(t/Km^2/月)	2.26	1.92	1.83	2.07	2.25	1.88	3.15	2.19
ＣａＯ／総量	0.05	0.05	0.07	0.05	0.08	0.06	0.19	0.08

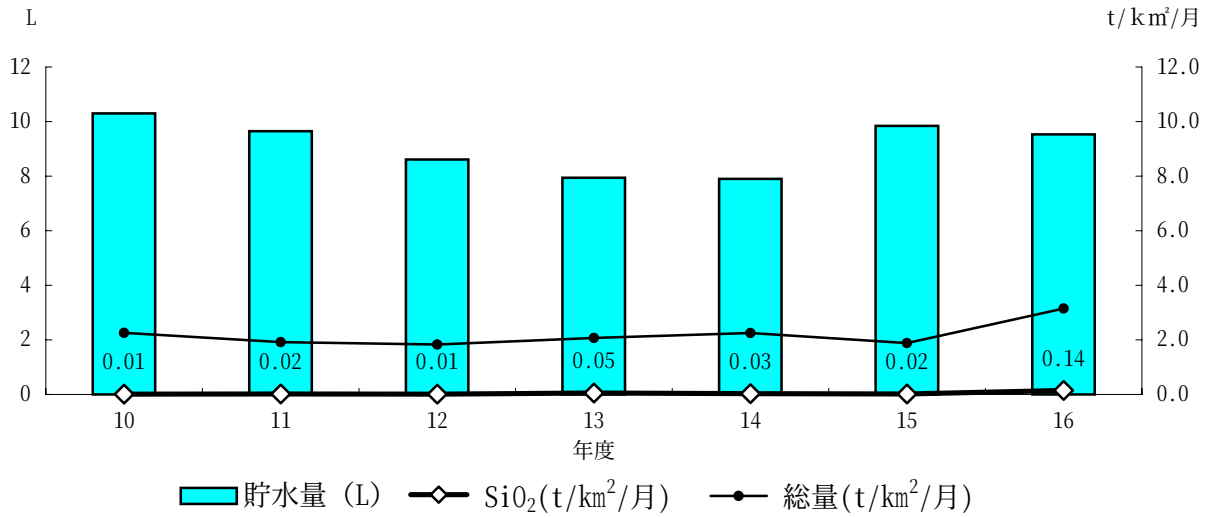

古沢町（沢２）

年度	10	11	12	13	14	15	16	平均
貯水量（L）	10.35	9.90	9.14	7.93	7.72	10.98	9.81	9.40
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.21	0.18	0.22	0.24	0.2	0.18	0.66	0.27
ＳｉO_2(t/Km^2/月)	0.03	0.03	0.02	0.05	0.03	0.04	0.13	0.05
総量(t/Km^2/月)	2.86	2.70	3.31	4.17	2.66	2.8	4.67	3.31
ＣａＯ／総量	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.07	0.14	0.08

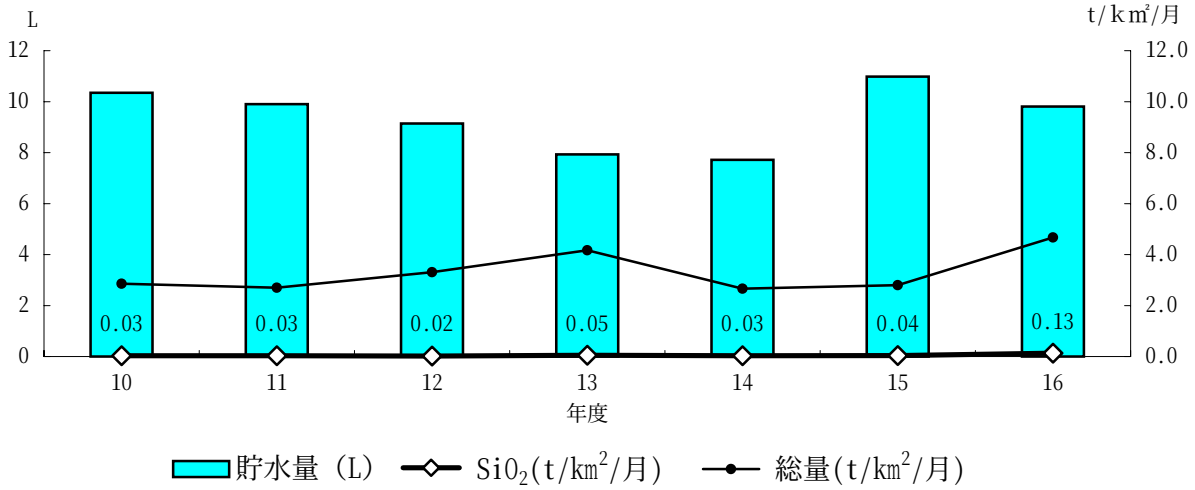

古沢町（松縄手１）

年度	10	11	12	13	14	15	16	平均
貯水量（L）	10.22	8.90	8.74	8.11	7.90	10.48	9.63	9.14
ＣａＯ(t/Km^2/月)	0.22	0.16	0.21	0.15	0.22	0.25	0.37	0.23
ＳｉO_2(t/Km^2/月)	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.07	0.03
総量(t/Km^2/月)	2.20	2.30	2.53	2.01	1.94	1.75	2.66	2.20
ＣａＯ／総量	0.10	0.07	0.08	0.13	0.12	0.13	0.14	0.11

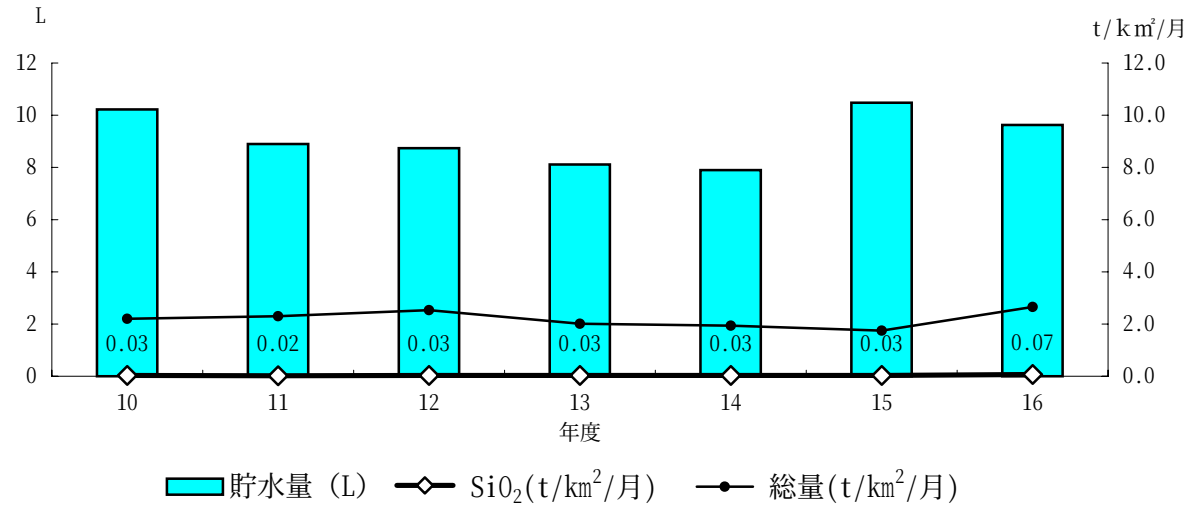

④ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、夏季、陽射しが強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は、人体に「目がチカチカする」、「のどが痛くなる」などといった症状を与えるほか、植物にもある種の症状を引き起こすことが知られています。

注意報等の発令基準

区　　分	発　　令　　基　　準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．１２ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．２４ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．４０ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。

平成１６年度、彦根市では光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

（４）騒音・振動

音には、私たちの生活・活動にともなって発生するものもあり、工場で生産・加工を行う際に発生する機械音や、工事現場の解体・補修作業にともなって発生する音、自動車・新幹線などの交通機関の走行音、飲食店やカラオケ店よりもれてくる音、隣の家から聞こえる楽器音やペットの鳴き声等様々です。

音の感受性、つまり音を騒がしいと感じるか感じないかには個人差があり、騒がしいと感じた場合に、音は「騒音」として苦情につながることもあります。また、音を発生する側と受ける側との仲の良し悪しによっても、同じ大きさの音が騒音として認識されるか否かが左右されることもあり、こういった理由から、騒音は一概に定義することのできない難しい問題のひとつです。更に近年では、低周波音が新たな問題となっていますが、人の耳には聞き取りにくい低い周波数の空気振動であることや、一般の音に比べ塀等による減衰および空気や地表面による吸収等も小さく、一般の騒音に比べ影響範囲が大きくなることもあり発生源の特定が難しいほか、人体への影響等もはっきりしていないのが現状です。

著しい騒音・振動を発生する施設を有する工場・事業場や特定建設作業については、騒音規制法・振動規制法によって「規制基準」が定められているほか、交通機関や地域においても、維持されることが望ましい「環境基準」が法・条例で定められており、本市ではそれらの基準に基づいて、騒音・振動からの生活環境の保全にあたっています。

環境騒音

本市では、市の全域をメッシュで区分し、毎年度環境騒音の調査を行っています。平成１６年度は下記の１６地点で調査を実施し、任意の一日について、昼間、夜間の２時間帯ごとに集計を行いました。

平成１６年度環境騒音調査結果

(dB)

地点番号	測　定　地　点	用　途　地　域	地域類型	測定値	
				昼	夜
1	古沢町	準工業地域	C	61	57
2	鳥居本小学校	第1種中高層住居専用地域	A	60	59
3	第一大野公園	第1種中高層住居専用地域	B	46	40
4	外馬場公園	商業地域	C	51	39
5	近江平公園	第1種低層住居専用地域	A	43	56
6	彦根南ニュータウン	第1種住居地域	B	54	53
7	西今伊庭公園	第1種中高層住居専用地域	A	47	40
8	市立病院前	第1種中高層住居専用地域	A	62	54
9	行願寺	市街化調整区域	B	61	45
10	鹿嶋神社	市街化調整区域	A	49	44
11	唐崎神社	市街化調整区域	B	48	43
12	三津屋町民会館	市街化調整区域	B	50	51
13	稲里町民会館	市街化調整区域	B	60	47
14	八坂神社	市街化調整区域	B	45	42
15	服部農村公園	市街化調整区域	B	47	38
16	豊田神社	市街化調整区域	B	50	43

＊　　は環境基準値超過

騒音に係る環境基準

(dB)

地域類型	区　分	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	60	55
B	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	65	60
C	一般地域	60	50
	車線を有する道路に面する地域	65	60

環境騒音測定地点

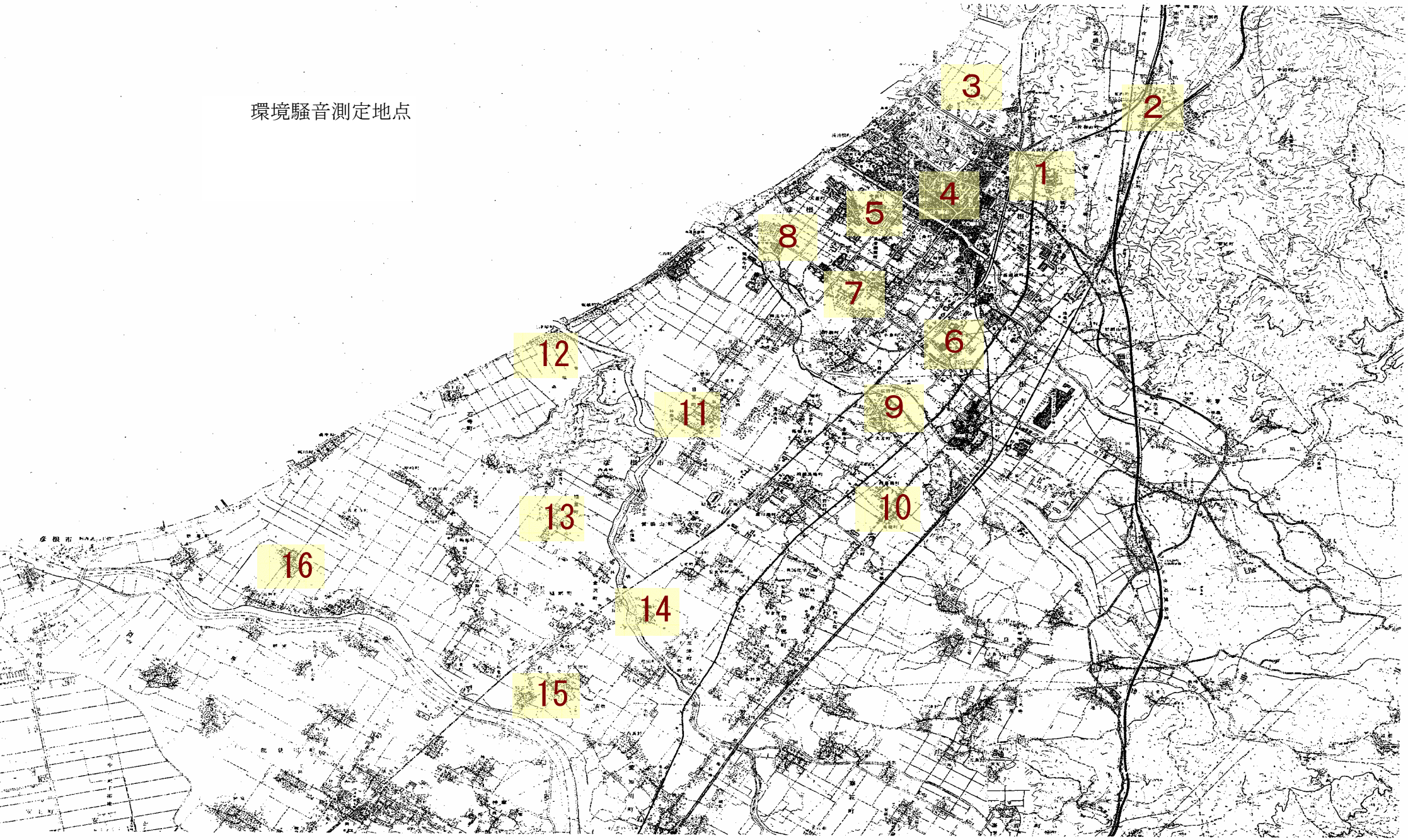

騒音にかかる規制基準

I）特定工場において発生する騒音の規制基準　(dB)

	朝 午前６時～ 午前８時	昼　間 午前８時～ 午後６時	夕 午後６時～ 午後１０時	夜　間 午後１０時～ 翌日の午前６時
第１種区域	45	50	45	40
第２種区域	50	55	50	45
第３種区域	60	65	65	55
第４種区域	65	70	70	60

1）第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第３種区域　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
　第４種区域　主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

2）第２種区域、第３種区域、第４種区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条に規定する保育所、医療法第１条第１項に規定する病院および第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第１４条第１項第２号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ５dBを減じた値とする。

騒音規制区域区分と騒音環境基準の地域類型あてはめとの関係

地域	区域区分	騒音環境基準の地域類型
住居系地域	第１種区域	A
	第２種区域	B
商業系　・ 工業系地域	第３種区域 第４種区域	C

i）Ａ類型：第１種低層住居専用地域、第２種低層住宅専用地域、第１種中高層住居専用地域
　　第２種中高層住居専用地域
　Ｂ類型：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
　Ｃ類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

II）特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別 ＼ 特定建設作業	区域	くい打機等を用いる作業	びょう打機等を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ等を用いる作業	ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰを用いる作業
基　準　値	①②	８５　dB					
作業時間	①	午後７時～午前７時の時間内でないこと					
	②	午後10時～午前６時の時間内でないこと					
1日当たりの作業時間※	①	１０時間／日を超えないこと					
	②	１４時間／日を超えないこと					
作業期間	①②	連続６日を超えないこと					
作　業　日	①②	日曜日その他の休日ではないこと					

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値
ｲ）基準値を越えている場合、騒音の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場等の騒音に係る第１種、第２種、第３種区域の全域および第４種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の騒音に係る指定区域のうち上記を除く区域

振動にかかる規制基準

I）特定工場において発生する振動の規制基準　　(dB)

区域＼時間		昼間	夜間
		午前８時～午後７時	午後７時～午前８時
第１種区域		60	55
第２種区域	Ⅰ	65	60
	Ⅱ	70	65

1）第１種区域　：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域Ⅰ：住民の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある地域
　第２種区域Ⅱ：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する区域
2）第２種区域にあって、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値から５dB減じた値とする。

II）特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別＼特定建設作業	区域	くい打機等を用いる作業	鋼球を用いて破壊する作業	舗装版破砕機を用いる作業	ﾌﾞﾚｰｶｰ
基　準　値	①②	７５　dB			
作業時間	①	午後７時～午前７時の時間内でないこと			
	②	午後10時～午前６時の時間内でないこと			
１日当たりの作業時間※	①	１０時間／日を超えないこと			
	②	１４時間／日を超えないこと			
作業期間	①②	連続６日を超えないこと			
作　業　日	①②	日曜日その他の休日ではないこと			

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。
ｲ）基準値を越えている場合、振動の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の区域の区分は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場の振動に係る第１種、第２種Ⅰ区域の全域および第２種Ⅱ区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の振動に係る指定区域のうち上記を除く区域

（５）廃棄物

一般廃棄物を大きく分類するとごみとし尿（浄化槽汚泥を含む）に分けられます。本市では清掃センターと彦根犬上広域行政組合中山投棄場においてこれらの廃棄物の処理を行っています。

また、廃棄物であっても、それが資源として活用できるものについては積極的に活用する必要があります。本市では「びん類」「缶・金属類」「ペットボトル」の３品目について分別収集を行い、再資源化を進めています。ペットボトルに関しては地域による拠点回収に加え、市内各地に設置したペットボトル回収機による収集も行っています。また、新聞・雑誌などの古紙については、地域の団体等によって集団回収が行われ、これに対し、市はリサイクル奨励金を交付するなど、リサイクルに対する意識の高揚を図っています。

平成１４年１０月１日からは、正しい分別の徹底によるごみの減量化を目的として、「燃やせるごみ」、「プラスチック類」及び「陶器類・その他」の三種類について半透明のポリ袋を導入し、さらに、平成１５年１０月１日からはプラスチックごみについて資源化を開始して、よりいっそうの廃棄物リサイクルに取り組み始めました。

一般廃棄物処理フロー

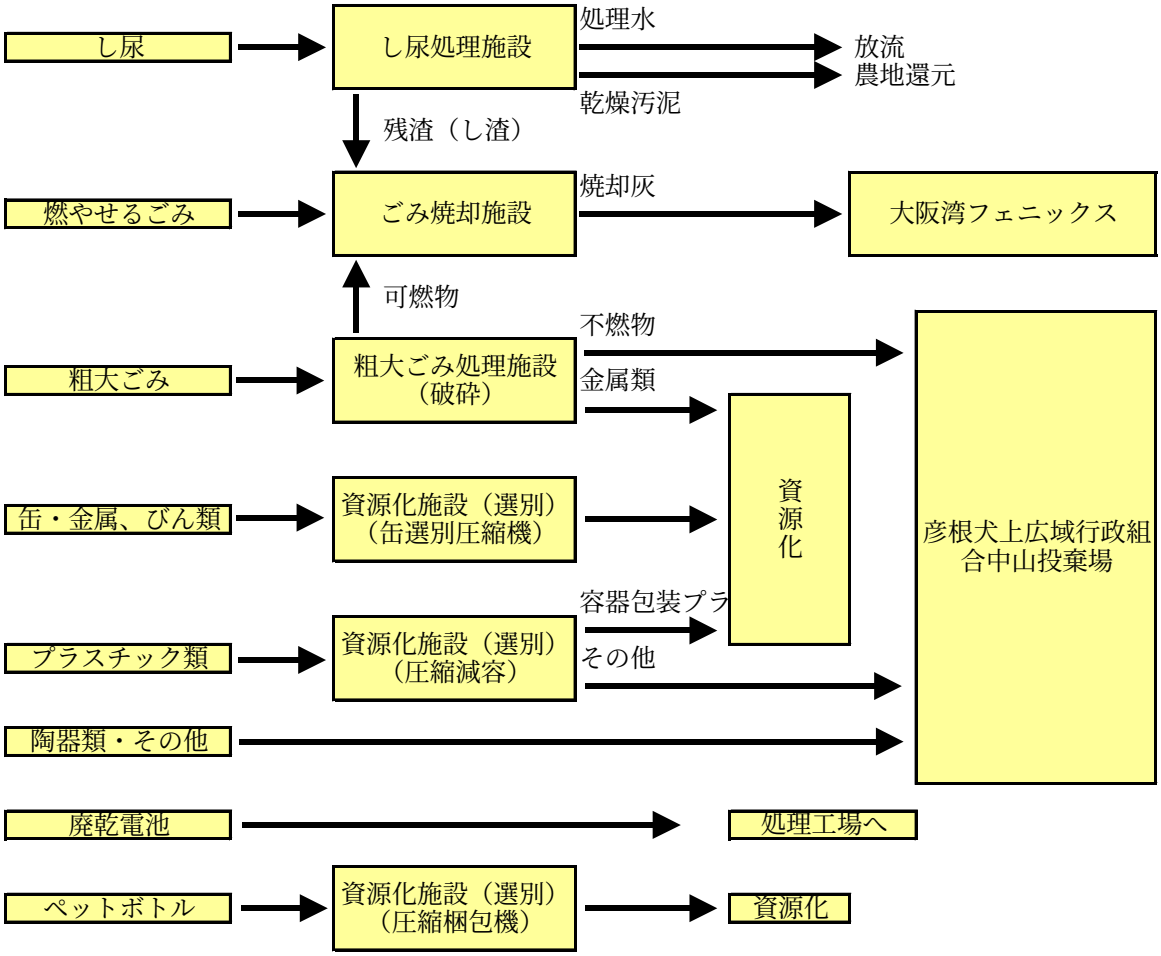

① ごみ

燃やせるごみ搬入量

年度	可燃物（ｔ）
7	27,629
8	28,659
9	30,818
10	30,236
11	30,780
12	31,734
13	32,997
14	32,562
15	32,710
16	32,396

燃やせるごみ組成（dry.wt%）

年度	紙・布類	木・竹・わら	厨芥類	ﾋﾞﾆｰﾙ類	不燃物類	その他
7	54.5	10.4	11.0	12.0	4.8	7.3
8	54.9	7.3	16.0	10.5	4.0	7.3
9	60.5	11.1	9.5	9.5	3.7	5.7
10	60.1	9.8	10.9	10.3	5.2	3.7
11	60.5	5.2	8.5	14.1	2.1	9.6
12	67.7	5.3	1.9	19.5	2.4	3.2
13	61.0	10.8	7.1	13.5	2.4	5.2
14	66.5	9.3	5.7	11.3	1.4	5.8
15	63.2	13.6	8.8	8.2	1.1	5.1
16	67.1	7.5	7.9	11.0	2.0	4.5

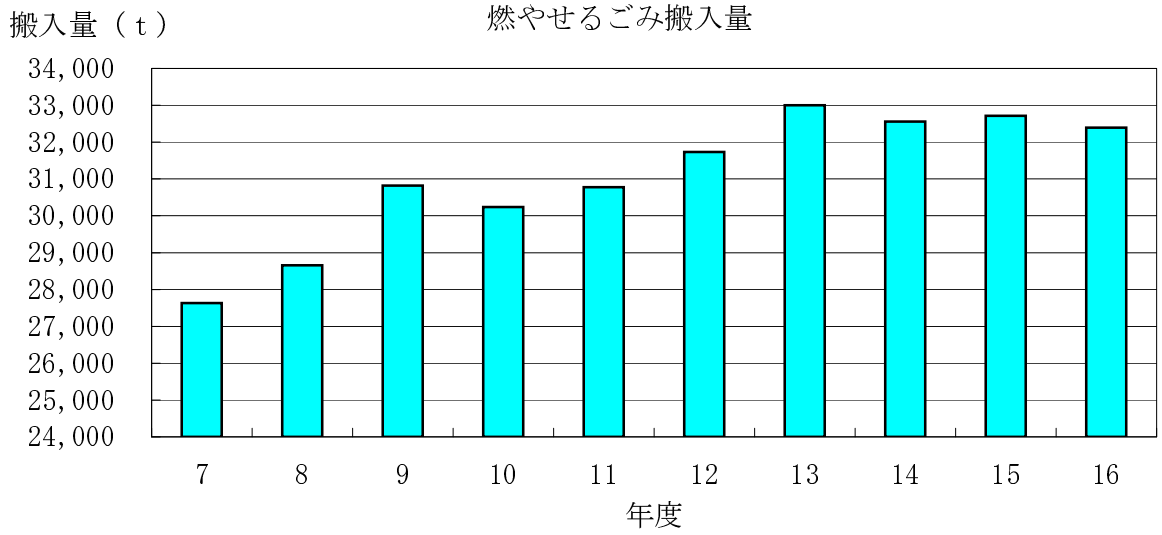

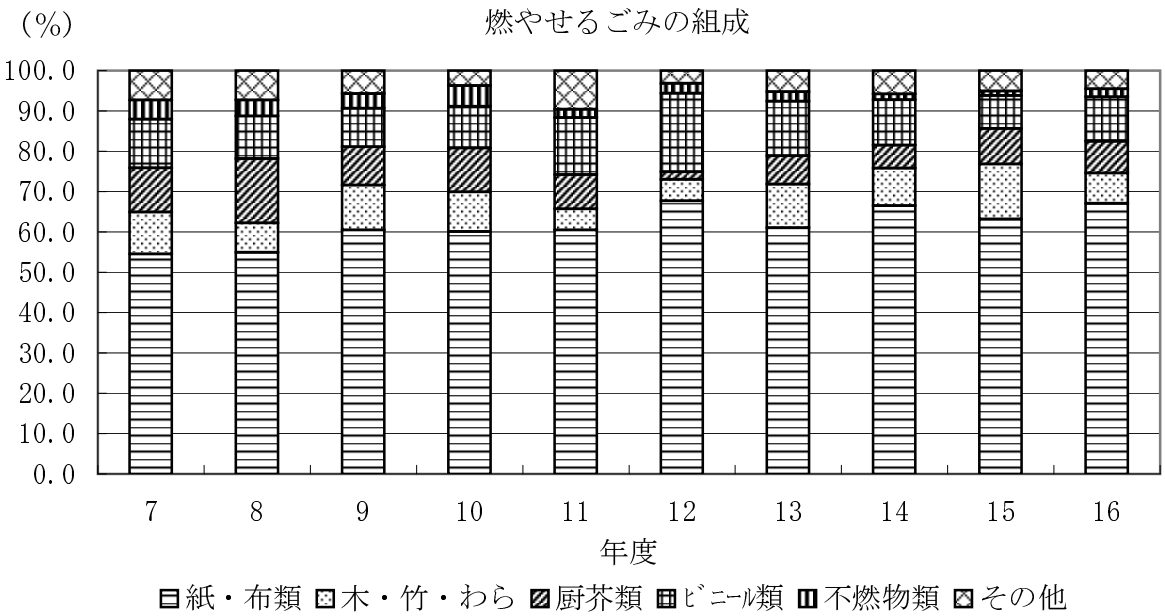

燃やせないごみ種類別搬入量（ｔ）

年度	廃プラ	粗大	陶器類他※	缶・金属	ビン
7	1,777	2,853	719	804	1,340
8	1,930	3,188	737	869	1,284
9	2,012	3,107	703	831	1,329
10	2,287	3,035	937	762	1,284
11	2,416	2,845	1,126	702	1,249
12	2,476	4,370	1,311	735	1,270
13	2,470	1,631	1,292	754	1,324
14	2,573	1,900	1,271	685	1,329
15	2,632	1,756	1,191	495	1,224
16	2,672	1,593	1,225	441	1,178

※ 陶器類他は市内直営収集分

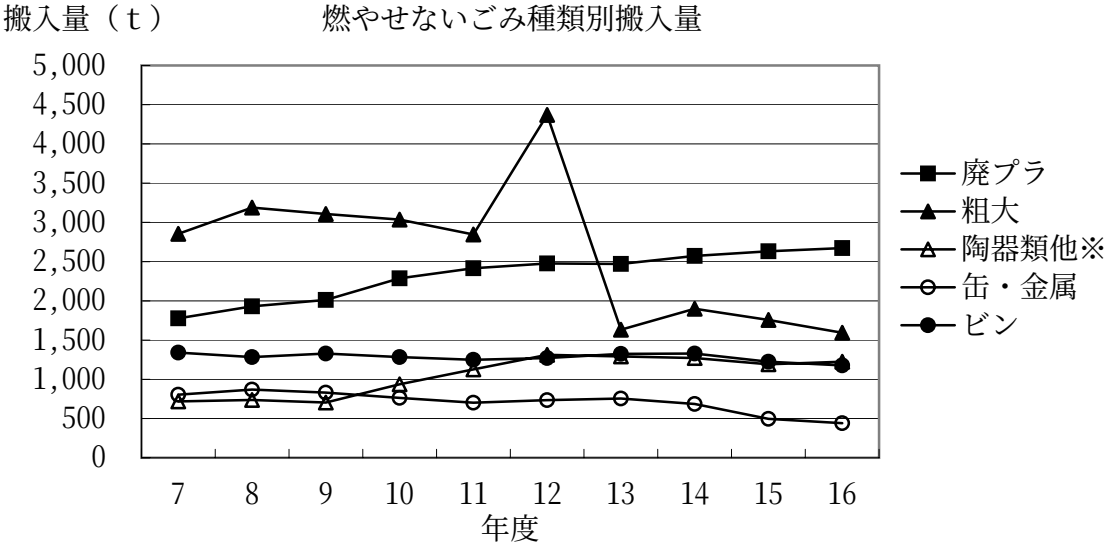

廃乾電池収集量（kg）

年度	乾電池
7	19,426
8	15,216
9	25,828
10	28,247
11	27,568
12	29,164
13	21,136
14	23,957
15	29,400
16	27,229

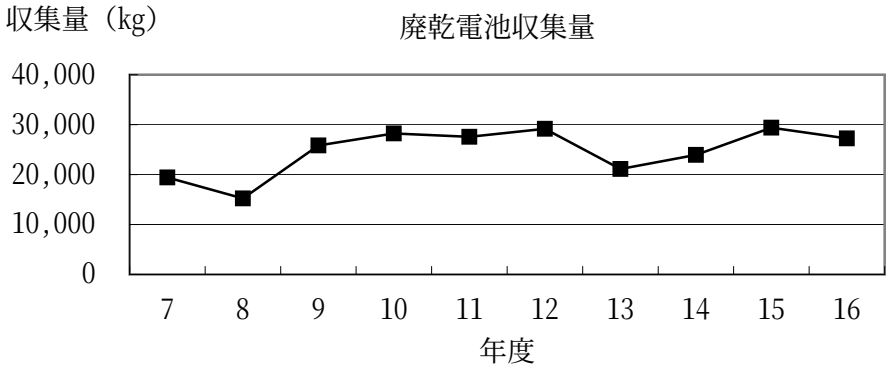

ＰＥＴボトル回収量（ｔ）

年度	ＰＥＴボトル
12	66.8
13	68.1
14	76.5
15	143.2
16	**216.4**

② し尿等

生し尿・浄化槽汚泥搬入量（kl）

年度	生し尿	浄化槽汚泥			合計
		単独	合併	浄化計	
7	33,605	10,992	13,680	24,672	58,277
8	31,617	10,351	16,661	27,012	58,629
9	29,985	9,405	14,455	23,860	53,845
10	28,117	11,032	15,685	26,717	54,834
11	26,629	8,679	19,983	28,662	55,291
12	24,720	9,856	16,541	26,397	51,117
13	23,637	11,504	16,954	28,458	52,095
14	21,190	8,482	19,762	28,244	49,434
15	20,332	8,045	18,183	26,228	46,560
16	18,546	7,586	16,915	24,501	43,047

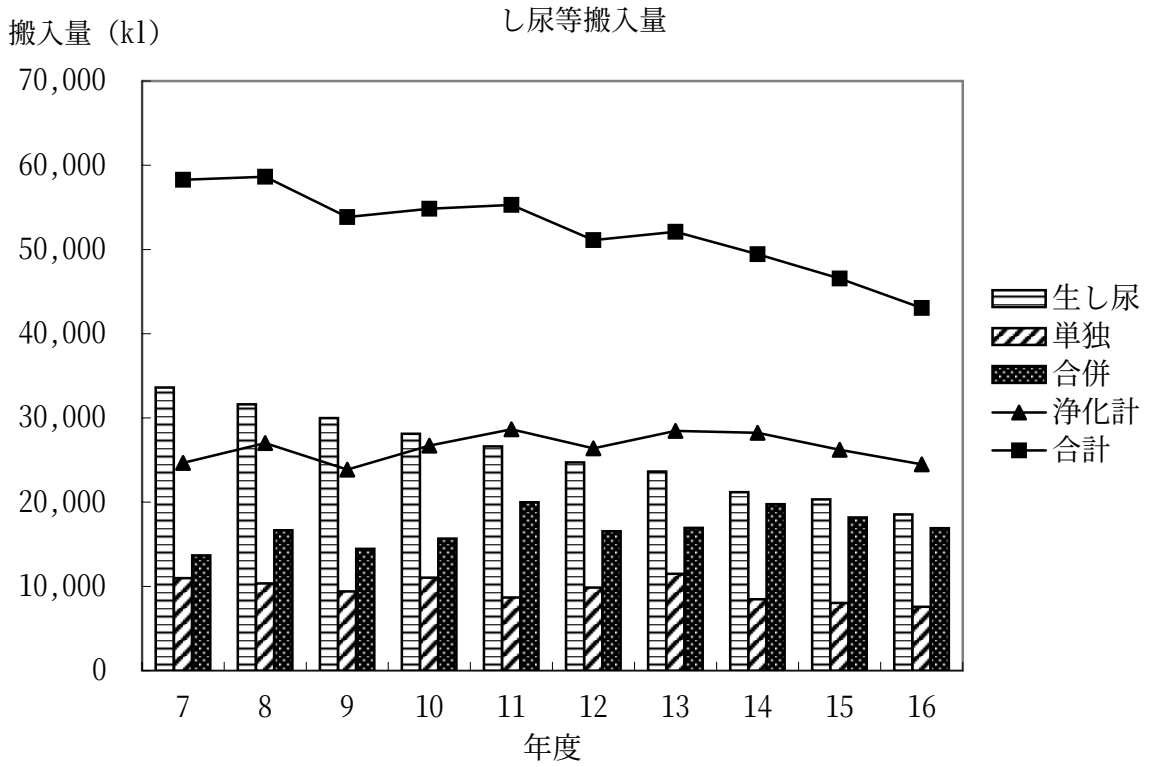

年度	残渣（ｔ）		放流水
	し渣	乾燥汚泥	（m^3）
7	212.16	479.44	315,563
8	218.04	548.81	312,965
9	156.96	530.18	377,808
10	152.00	546.78	347,354
11	124.78	541.98	350,467
12	99.00	597.26	351,769
13	94.94	641.16	344,200
14	84.00	610.04	321,315
15	81.66	526.24	344,899
16	72.96	495.18	345,116

し　　渣：し尿処理施設の前処理機（スクリーン）にかかったごみ
プレス後の水分約６０％
本市の場合、焼却場へ搬入されている

乾燥汚泥：生物処理の余剰汚泥および脱りん工程での凝集汚泥を脱水乾燥したもの
水分約２０％以下
全量、肥料として農地還元されている

③ 古紙等集団回収

古紙等集団回収量

(t)

年度	段ボール	新聞	雑誌	繊維類	合計
7	467	3,049		273	3,789
8	494	2,240	1,015	293	4,042
9	395	1,681	661	225	2,962
10	378	1,540	1,038	217	3,173
11	366	1,254	898	199	2,717
12	358	1,176	1,005	210	2,749
13	362	1,389	757	31	2,539
14	348	1,244	732	4	2,328
15	382	1,349	750	7	2,487
16	361	1,402	689	6	2,458

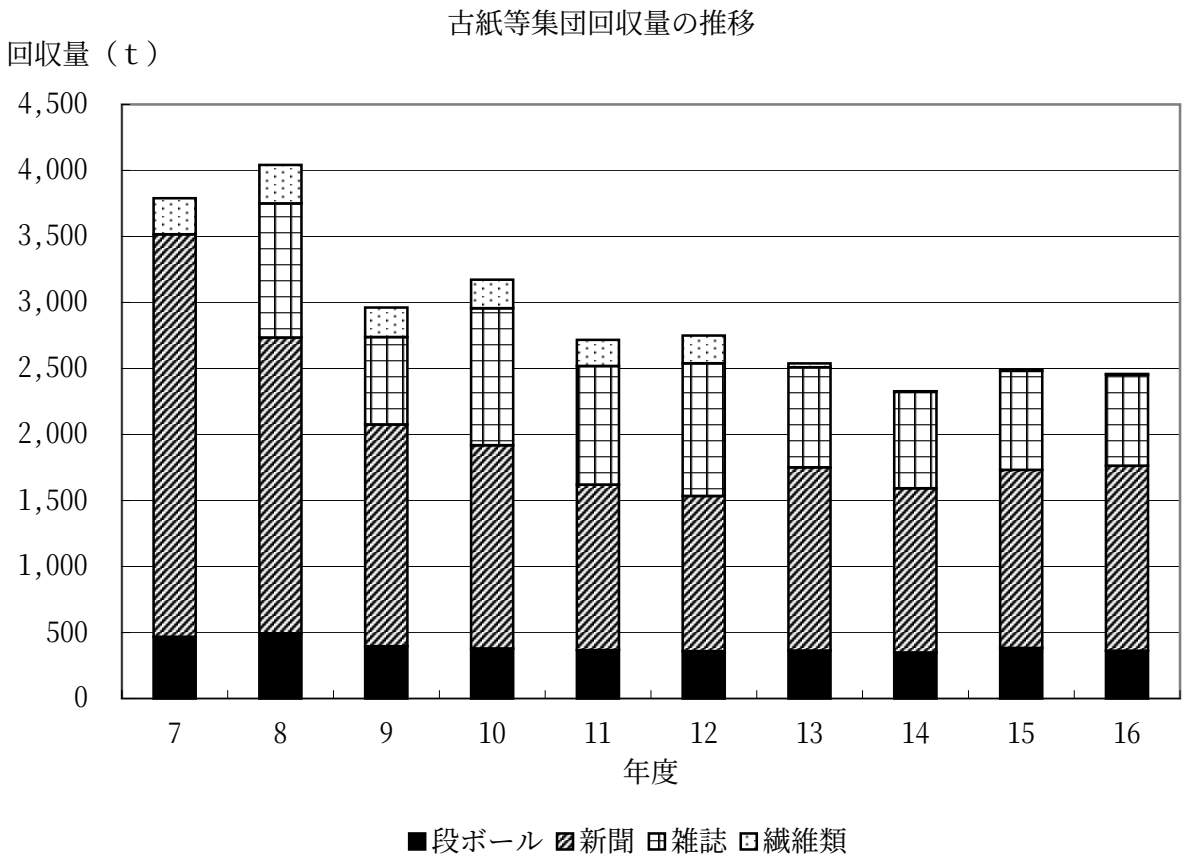

④ ＰＥＴボトル回収機投入状況

平成１６年度ＰＥＴボトル回収量

(本)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ビバシティ	2,675	2,552	2,544	3,094	3,362	3,016	2,588	1,995	2,051	2,166	1,809	1,887	29,739
パリヤ	5,891	6,930	6,927	10,026	9,506	7,626	6,203	4,702	4,342	4,306	3,717	4,045	74,221
フタバヤ	7,637	7,600	7,611	12,579	13,533	11,267	9,664	7,078	6,584	7,848	5,176	6,087	102,664
市役所前	146	133	233	3	246	130	163	110	104	109	40	0	1,417
稲枝支所	153	213	209										575
JA鳥居本	135	220	239										594
Aコープ河瀬	6	8	36										50
東中	72	121	176										369
丸善	868	1,006	1,141	1,149	1,220	1,217	1,270	1,198	1,103	839	894	1,141	13,046
平和堂日夏	2,012	2,033	2,165	3,774	4,044	3,367	2,600	2,292	2,130	2,111	1,897	2,164	30,589
稲枝フレンドマート	1,055	1,168	1,051	979	1,345	1,033	1,185	847	657	705	622	520	11,167
アルプラザ彦根	256	462	387	529	489	247	117	66	119	103	132	71	2,978
リサイクルステーション	127	213	340	245	439	290	405	414	199	114	298	134	3,218
合計	21,033	22,659	23,059	32,378	34,184	28,193	24,195	18,702	17,289	18,301	14,585	16,049	270,627

平成１６年度ＰＥＴボトル回収量の推移

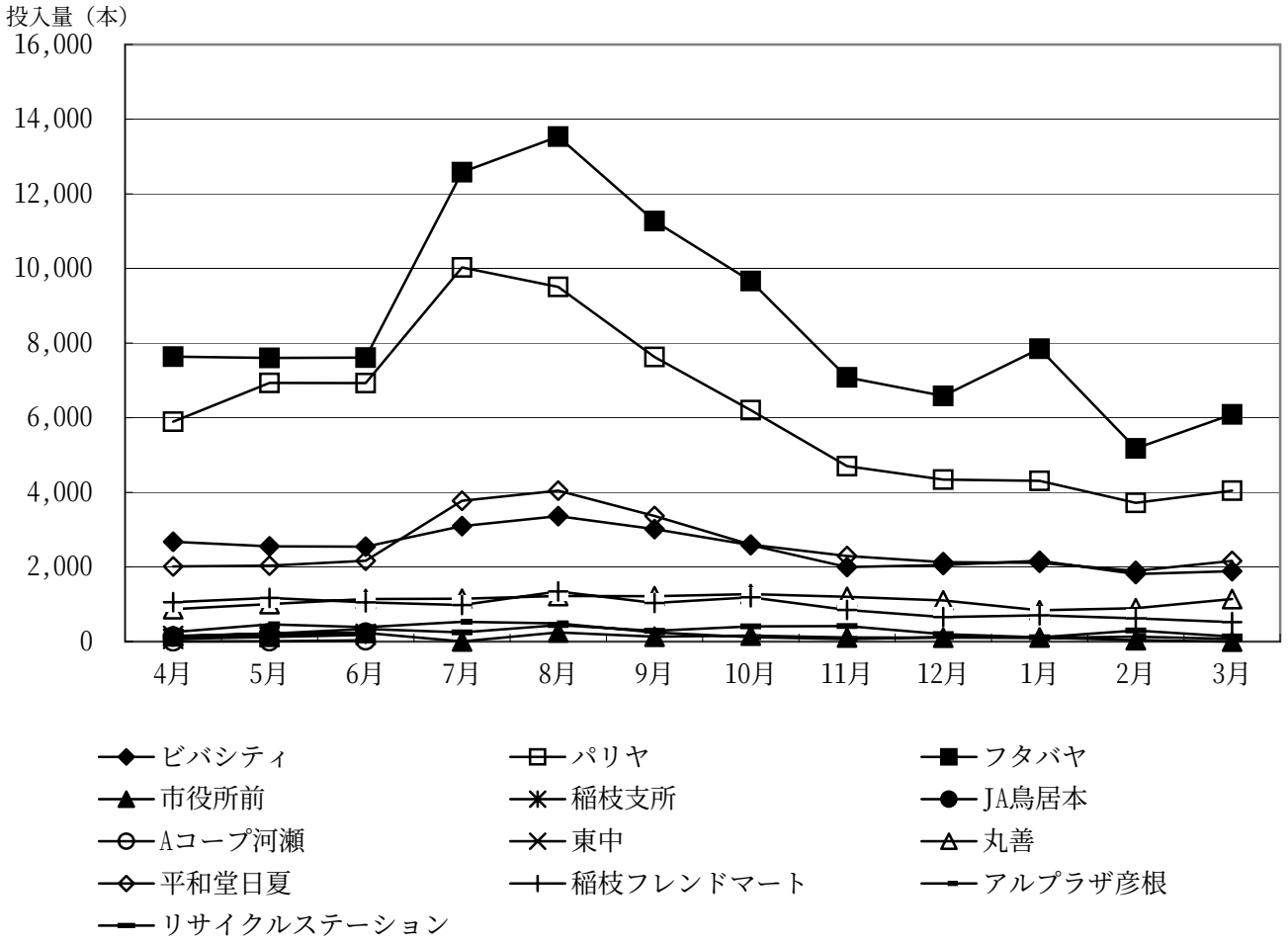

⑤ ポイ捨て禁止条例

彦根市では、ごみの散乱および犬のふん害から市民の快適な生活を守り、良好な環境を保全することを目的として、平成１４年１０月１日より「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」を施行しています。

主な内容

屋外に出たごみを持ち帰って、適正に処分しなければなりません。

犬を飼う人は、ふん害を防止し、生活環境が損なわれないように努めなければなりません。また、犬を連れて歩く時は、ふんを回収する用具を携帯し、犬がふんをしたときは、回収しなければなりません。

自動販売機設置者は、自動販売機に回収容器を設置し、適正に管理するとともにその周辺を清掃しなければなりません。

事業活動により生じたごみは事業者が清掃をしなければなりません。

外で喫煙する時は、吸殻入れのある場所で喫煙するか、携帯用吸殻入れを持ち、たばこの吸殻の散乱防止に努めなければなりません。

イベントを行う人は、ごみの発生を抑制する企画に努めなければなりません。また、開催場所および周辺の清掃をしなければなりません。

宣伝物、印刷物を配布した人は、配布した場所およびその周辺に散乱している配布物を回収しなければなりません。

ごみのポイ捨てや犬のふんを放置すると

まず　①必要な措置をするよう**指導**します。
次に指導に従わなければ　②期限を定めた**勧告**を行います。
その勧告に従わなければ　③その勧告に従うよう**命令**します。
その命令に従わなければ　④**２万円以下の罰金**に処します。

（６）生活排水対策

生活排水は、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことをいい、公共水域の汚濁原因の一つとしてあげられます。

この生活排水の対策を推進するためには、公共下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭から出される汚濁物質を削減するための環境保全意識の啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

彦根市では、公共下水道を主体とした整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置による対策を実施しています。なお、農業振興地域の７地区は、農業集落排水施設事業が完了しています。生活排水対策は、平成１３年３月に改訂しました「彦根市生活排水対策推進計画」により基本方針や目標を設定し推進しているほか、市内を流下する主な河川については「彦根市環境基本計画および地域行動計画」において市独自の水質目標値を定めています。

① 公共下水道

琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道として平成３年に供用を開始し、順次整備を進めています。平成１７年４月１日現在では６３．４％の人口普及率となりました。

公共下水道の推移

年　度	下水道処理施設への総流入量（㎥／年）	下水道人口普及率（％）	処理区域内人口（人）	処理区域内世帯数（世帯）
８	6,144,821	27.6	28,695	10,283
９	8,110,261	31.2	32,699	11,807
１０	9,929,920	34.6	36,549	13,198
１１	11,731,710	37.1	39,612	14,532
１２	13,928,263	40.4	43,444	16,033
１３	16,196,992	43.7	47,395	17,864
１４	18,473,307	48.2	52,362	19,529
１５	21,580,520	53.6	58,350	21,534
１６	24,045,134	59.7	65,104	23,788
１７	－	63.4	69,619	25,293

・人口普及率、人口、世帯数は４月１日現在

・下水道普及率＝ $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$ ×１００

② 農業集落排水

平成５年から供用を開始した新海地区をはじめ、７地区１３集落に農業集落排水施設が整備されています。

農業集落排水施設の整備状況

処　理　区 (供用開始年月)	処理区内人口（人）	使用人数(人)	供用率（%）
新　　海(H5.4)	748	743	99.3
南三ツ谷(H6.6)	729	718	98.5
本　　庄(H7.4)	1,302	1,242	95.4
服　　部(H7.4)	719	702	97.6
両　　浜(H7.4)	760	752	99.0
下 石 寺(H8.8)	400	385	96.3
稲　　里(H9.4)	708	667	94.2
合計（7 処理区）	5,366	5,209	97.1

③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、トイレからの排水だけを処理する従来の単独処理浄化槽とは異なり、生活排水を併せて処理する浄化槽で、公共水域への汚濁負荷が少なく、適正な維持管理により高い生活排水処理能力を有することや設置整備費用も比較的安価で短期間で使用開始できるなど生活排水対策として高く評価できます。

彦根市では、下水道などの面的整備が困難な区域あるいは整備までに時間を要する区域においては、合併処理浄化槽により対策を進めており、昭和６２年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を導入し、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

浄化槽の設置状況

年　　度	単独処理浄化槽（基）	合併処理浄化槽（基）	うち補助（基）
8	276	237	115
9	119	269	125
１０	159	297	134
１１	38	342	153
１２	0	283	172
１３	0	250	132
１４	0	226	128
１５	0	253	115
１６	0	180	91

（７）自然環境

彦根市では、平成 11 年度より自然環境調査を実施してきました。本調査は、調査対象ごとに専門の指導員と一般市民の調査員とで植物、昆虫、淡水魚類、哺乳類、鳥類について実施しました。平成 17 年 3 月に調査結果を「彦根市で大切にすべき野生生物」としてまとめており、ここではその内容の一部を紹介します。

「彦根市で大切にすべき野生生物」に掲載された全野生生物種（亜種、変種を含む）1951 種のうち、貴重種として 328 種を選定しました。分野別、カテゴリー別の内訳は貴重種種数一覧表のとおりです。

貴重種種数一覧表　（種）

カテゴリー	植物	哺乳類	鳥類	昆虫	淡水魚類	小計
絶　滅　種	4	2	0	2	1	9
絶滅危惧種	24	2	2	4	13	45
危　急　種	21	2	15	3	5	46
希　少　種	61	5	78	15	8	167
要注目種	22	14	12	2	11	61
合　計	132	25	107	26	38	328

カテゴリーの基本的概念は以下のとおりです。

「彦根市で大切にすべき野生生物」カテゴリー（2005）

区分	基本的概念
絶滅種	彦根市内ではすでに絶滅したと考えられる種
絶滅危惧種	彦根市内において絶滅の危機に瀕している種
危急種	彦根市内において絶滅の危機が増大している種
希少種	彦根市内において存続基盤が脆弱な種
要注目種	彦根市内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種

※　要注目種Ⅰ･･･今後の動向を注目すべき種
　　要注目種Ⅱ･･･情報が不足している種

－　植　物　－

今回の調査では約1,500種の植物が確認できました。本市は、日本海側気候区と太平洋側気候区のほぼ境界に位置しており、両気候区の植物が混在しています。日本海側の植物としてはタイミンガサ、イワナシ等が、太平洋側の植物としてはナガバノスミレサイシン、イロハモミジ等が確認できました。また、ブナ、ミズナラ等の冷温帯の植物やコジイやヤブツバキ等の暖温帯の植物もみられるなど様々な種類の植物が確認できました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅種を4種、絶滅危惧種を24種、危急種を21種、希少種を61種、要注目種を22種選定しました。滋賀県のレッドリストにあげられているものの中には、オオアカウキクサ、ヤナギイノコズチ等、本市では多数生育しているものもあり、これらについては本市のリストからは外しています。

絶滅種

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
デンジソウ	デンジソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅種
ミツガシワ	アサザ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種
	ガガブタ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種
ラン	ヨウラクラン	－	要注目種

絶滅危惧種

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
イバラモ	ヒロハトリゲモ	絶滅危惧ⅠB類	要注目種	ため池・水田
ウラボシ	ヒメサジラン	－	希少種	湿った場所の岩上
オモダカ	アギナシ	準絶滅危惧	希少種	湿地・放棄水田
カエデ	カラコギカエデ	－	要注目種	山地や河原の湿地
カヤツリグサ	アオテンツキ	－	希少種	湖畔・河畔
	オニナルコスゲ	－	その他重要種	湖畔・内湖のヨシ原
キク	スイラン	－	－	湿地
	タイミンガサ	－	分布上重要種	山地のやや湿った場所
	フジバカマ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	明るい乾いた草地
キンポウゲ	カザグルマ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	湿った場所
	キクザキイチゲ	－	－	ブナ帯の落葉広葉樹林
クマツヅラ	コムラサキ	－	その他重要種	湿地
ケシ	ジロボウエンゴサク	－	要注目種	シイ・カシ帯の草地、林縁
ゴマノハグサ	イヌノフグリ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	畑、道ばた、石垣の間
	コシオガマ	－	希少種	日当たりの良い草地
セリ	ヌマゼリ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	湿地
チャセンシダ	クルマシダ	－	－	やや湿った樹林
トチカガミ	ヤナギスブタ	－	－	水田やその周辺の小水路
ホシクサ	ホシクサ	－	絶滅危機増大種	水辺や湿地、水田
マツバラン	マツバラン	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	木の幹や岩上
マメ	ハマエンドウ	－	絶滅危惧種	湖岸の砂地
	マキエハギ	－	要注目種	日当たりの良い乾いた草地
ユキノシタ	チダケサシ	－	－	山野のやや湿った場所
ユリ	コオニユリ	－	－	山地の草原

危急種

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
アカザ	カワラアカザ	－	絶滅危機増大種	河原や湖岸の砂地
アブラナ	イヌナズナ	－	希少種	乾いた畑や土手
	タチスズシロソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	湖岸の砂地
カヤツリグサ	アゼテンツキ	－	その他重要種	山麓の水田
	シロガヤツリ	－	絶滅危機増大種	平地の湿地や水田、休耕田
	タカネマスクサ	－	希少種	森林・林縁の湿地や放棄水田
	マメスゲ	－	その他重要種	湿原の縁や林下
キキョウ	サワギキョウ	－	－	山野の湿地
キツネノマゴ	オギノツメ	－	絶滅危機増大種	湿地や水田の畦
キンポウゲ	アズマイチゲ	－	その他重要種	ブナ林やミズナラ林の林縁
クマツヅラ	カリガネソウ	－	－	シイ・カシ帯からブナ帯の林縁
ゴマノハグサ	クチナシグサ	－	分布上重要種	日当たりの良い草地・林内
サクラソウ	ヤナギトラノオ	－	分布上重要種	湿地

科　名	和　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
シソ	ヒメナミキ	－	その他重要種	山麓の湿地
	ミゾコウジュ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	やや湿った道ばた
セリ	ムカゴニンジン	－	－	湿地や水中
タデ	サデクサ	－	－	ヨシ原のある湿地
	ナガバノウナギツカミ	－	希少種	ヨシ原などのある水辺
	マダイオウ	－	絶滅危機増大種	湿った場所
ハナヤスリ	コヒロハハナヤスリ	－	－	山麓、原野
ラン	ミズトンボ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	日当たりの良い湿地

希少種

科　名	和　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
アヤメ	カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類	保全すべき群集・群落・個体群	水湿地
	ノハナショウブ	－	その他重要種	日当たりの良い湿地
イネ	アゼガヤ	－	その他重要種	田の畦や溝のふち
	オガルカヤ	－	－	丘陵地の草地や土手
	ヒメコヌカグサ	準絶滅危惧	その他重要種	湿地
ウマノスズクサ	ウマノスズクサ	－	－	川の土手や畑、林の縁
オシダ	カタイノデ	－	希少種	山地の樹林
	ギフベニシダ	－	－	低山地の林縁や石垣
	ヒロハヤブソテツ	－	希少種	山地の樹林
オミナエシ	オミナエシ	－	－	日当たりの良い山野の草地
オモダカ	ウリカワ	－	－	水田や沼
カエデ	ミツデカエデ	－	－	山地の落葉広葉樹林
ガガイモ	アズマカモメヅル	－	希少種	山麓の湿地
カヤツリグサ	アオバスゲ	－	－	ブナ帯の樹林内
	ウマスゲ	－	希少種	ヨシ原などの湿地
	オオシロガヤツリ	－	希少種	ため池の岸、湖岸、水田
	タイワンヤマイ	－	その他重要種	湿地
	ヒメアオガヤツリ	－	希少種	湿った平地、水田
	マツカサススキ	－	その他重要種	日当たりのよい湿地
	マツバスゲ	－	－	湿地
キク	コヤブタバコ	－	－	やや日陰の林縁
	タウコギ	－	－	水田や川岸
キンポウゲ	トウゴクサバノオ	－	分布上重要種	山地の湿潤な林内
	フクジュソウ	絶滅危惧Ⅱ類	分布上重要種	ブナやミズナラの落葉樹林
クマツヅラ	ハマゴウ	－	絶滅危機増大種	湖岸の砂地
クワ	オオイタビ	－	－	崖や岩上
ゴマノハグサ	アブノメ	－	－	水田などの湿地
シソ	ミズネコノオ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	水田、湿地
スイレン	オニバス	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	泥の多い池や沼地
	ヒメコウホネ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	湖沼やため池、水路
ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ	－	－	低山地の谷筋や湿原
タヌキモ	イヌタヌキモ	－	希少種	ため池、水田
トウダイグサ	ノウルシ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	川岸や湖岸などの湿地
ドクダミ	ハンゲショウ	－	－	水辺や湿地
トチカガミ	トチカガミ	－	その他重要種	湖岸やため池、水路
ナス	オオマルバノホロシ	－	その他重要種	湖岸や河川敷、内湖の低湿原
ハナヤスリ	ハマハナヤスリ	－	－	砂浜や日当たりのよい湿地
バラ	オオトックリイチゴ	－	絶滅危惧種	日当たりのよい林縁や石垣
	カワラサイコ	－	その他重要種	日当たりのよい河原、湖岸
	ヤマナシ	－	－	山地
ヒルムシロ	ヒルムシロ	－	－	池沼、水田、水路
	ヒロハノエビモ	－	分布上重要種	湖沼
ボタン	ヤマシャクヤク	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	落葉広葉樹林
マメ	カワラケツメイ	－	－	日当たりのよい河原や土手
	ナツフジ	－	－	山地の林内や林縁
ミクリ	ミクリ	準絶滅危惧	その他重要種	河川、水路などの流水域
	ヤマトミクリ	絶滅危惧Ⅱ類	分布上重要種	ため池などの止水域
メギ	キバナイカリソウ	－	分布上重要種	山地の樹林

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
メシダ	ウラボシノコギリシダ	－	－	常緑樹林
	セイタカシケシダ	－	－	樹林
モクレン	コブシ	－	－	落葉樹林
ヤブコウジ	カラタチバナ	－	－	常緑樹林
ユキノシタ	タコノアシ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	湿った河原
ラン	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	落葉樹林、杉林、竹林
	キンラン	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	明るい落葉広葉樹林
	ギンラン	－	希少種	落葉広葉樹林
	クモキリソウ	－	希少種	やや湿った明るい林
	サイハイラン	－	－	山地や丘陵の樹林
	トンボソウ	－	その他重要種	谷部の湿った林
	ナツエビネ	絶滅危惧Ⅱ類	その他重要種	落葉樹林
レンプクソウ	レンプクソウ	－	－	山地の林

要注目種

科　名	和　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生育環境
アカウキクサ	アカウキクサ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	水田、池沼
アカバナ	ウスゲチョウジタデ	準絶滅危惧	－	水田、放棄水田、湿地
イグサ	ヒメコウガイゼキショウ	－	－	河川敷、休耕田
イチヤクソウ	ウメガサソウ	－	絶滅危惧種	やや乾燥した林
イワヒバ	タチクラマゴケ	－	－	日当たりのよい林
カヤツリグサ	コシンジュガヤ	－	絶滅危機増大種	湿地
キク	ヤマジノギク	－	希少種	日当たりのよい林
キンポウゲ	セツブンソウ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	落葉広葉樹林
サクラソウ	ハイハマボッス	絶滅危惧Ⅱ類	－	池畔
サンショウモ	サンショウモ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	湿地、放棄水田、漁港周辺
スミレ	ナガバノスミレサイシン	－	－	山地
セリ	オオハナウド	－	要注目種	山地の川岸や草地
タデ	コギシギシ	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種	川原や日当たりのよい湿地
ツツジ	アカモノ	－	－	草地、疎林
ハマウツボ	ケヤマウツボ	－	要注目種	やや湿度の高い落葉樹林
バラ	ナガボノワレモコウ	－	その他重要種	湿地性の草原
マメ	タヌキマメ	－	絶滅危機増大種	日当たりのよい草地や土手
メシダ	コウヤワラビ	－	－	湿った明るい草地、田の畦
ヤドリギ	マツグミ	－	－	針葉樹に寄生
ユキノシタ	アサツキ	－	－	山野の草地
ラン	アキザキヤツシロラン	－	－	常緑樹林や竹林
	カヤラン	－	絶滅危機増大種	樹木の幹や枝に着生

－　昆　虫　－

今回の調査は、蝶亜目（チョウ類）を主に実施しました。確認できたチョウ類の中には、ギフチョウやオオムラサキの他、ナガサキアゲハ、ツマグロヒョウモン、クロコノマチョウなど南方系の種もありました。その反面、北方系のシータテハの姿が見られなくなってきました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅種を2種、絶滅危惧種を4種、危急種を3種、希少種を15種、要注目種を2種選定しました。

絶滅種

科　名	種　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
シジミチョウ	シルビアシジミ	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧種
タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン	絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧種

絶滅危惧種

科　名	種　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
シジミチョウ	ウスイロオナガシジミ	－	－	ミズナラ、ナラガシワの多い山地
	ウラナミアカシジミ	－	－	ブナ科植物の多い森林、山地
	フジミドリシジミ	－	－	ブナ、イヌブナのある山地
シロチョウ	ツマグロキチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	－	カワラケツメイのある川原、草原

危急種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
シジミチョウ	アイノミドリシジミ	－	－	ミズナラのある山地
	エゾミドリシジミ	－	－	ミズナラのある山地
	ヒサマツミドリシジミ	－	－	ウラジロガシのある山地

希少種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アゲハチョウ	ギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	カンアオイ類、スミレの多い里山
	ジャコウアゲハ	－	－	ウマノスズクサのある堤防、草原
シジミチョウ	アカシジミ	－	－	ブナ科植物の多い堤防、山地
	ウラキンシジミ	－	－	コバノトネリコのある里山
	ウラクロシジミ	－	－	マンサクのある森林や山地
	ウラゴマダラシジミ	－	－	平地・山地のイボタのある雑木林
	オオミドリシジミ	－	－	ブナ科植物の多い平地、山地
	キリシマミドリシジミ	－	－	アカガシの多い山地
	ゴイシシジミ	－	希少種	タケノアブラムシのいるササ原
	ミズイロオナガシジミ	－	－	ブナ科植物の多い堤防、山地
	ミドリシジミ	－	－	ハンノキのある湿地、山地
	ミヤマカラスシジミ	－	希少種	コバノクロウメモドキのある山林
セセリチョウ	ミヤマチャバネセセリ	－	－	ススキやアザミの多い草原
タテハチョウ	オオムラサキ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	ブナ科植物、エノキのある里山
	クモガタヒョウモン	－	希少種	タチツボスミレの多い草原

要注目種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
タテハチョウ	クジャクチョウ	－	－	イラクサのある山地の草原
	シータテハ	－	－	ハルニレなどのある山地

－　鳥　類　－

今回の調査では、38科166種の鳥類が確認できました。季節移動型別には、カイツブリやミサゴなどの留鳥は65種、ヒシクイやコチョウゲンボウなどの冬鳥が50種、ホトトギスなどの夏鳥が27種、ヒバリシギなどの旅鳥が24種となっています。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅危惧種を2種、危急種を15種、希少種を78種、要注目種を12種選定しました。

絶滅危惧種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
ワシタカ	イヌワシ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	山林
	クマタカ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	山林

危急種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
カモメ	コアジサシ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
ガンカモ	ヒシクイ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	マガン	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖
サギ	ヨシゴイ	－	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖
ハヤブサ	コチョウゲンボウ	－	希少種	山林、水田地帯
	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	山林、琵琶湖岸、内湖
ヒタキ	トラツグミ	－	希少種	山林
フクロウ	コミミズク	－	絶滅危機増大種	山林
ヨタカ	ヨタカ	－	絶滅危機増大種	山林、市街地
ワシタカ	オオタカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	山林、河川敷
	サシバ	－	希少種	山林
	チュウヒ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ハイイロチュウヒ	－	絶滅危機増大種	水田地帯、琵琶湖岸、河川敷
	ハチクマ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	山林
	ミサゴ	準絶滅危惧	絶滅危機増大種	琵琶湖岸、内湖、河川敷

希少種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アトリ	ウソ	－	希少種	山林、市街地
	シメ	－	希少種	山林、市街地、琵琶湖岸
	ベニマシコ	－	希少種	山林、河川敷
アマツバメ	アマツバメ	－	希少種	山林
カイツブリ	カンムリカイツブリ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
カワガラス	カワガラス	－	希少種	山林
カワセミ	カワセミ	－	希少種	市街地、琵琶湖岸、河川敷
ガンカモ	アメリカヒドリ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖
	ウミアイサ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	オシドリ	－	希少種	山林
	カワアイサ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖
	コハクチョウ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	シマアジ	－	希少種	河川敷
	トモエガモ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	琵琶湖岸、内湖
	ホオジロガモ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ミコアイサ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ヨシガモ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖
キツツキ	アオゲラ	－	希少種	山林
	アカゲラ	－	希少種	山林、河川敷
	アリスイ	－	希少種	山林、琵琶湖岸、内湖
クイナ	バン	－	希少種	琵琶湖岸、内湖
サギ	ササゴイ	－	希少種	市街地、琵琶湖岸、河川敷
	チュウサギ	準絶滅危惧	希少種	水田地帯、市街地、琵琶湖岸、河川敷
サンショウクイ	サンショウクイ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	山林
シギ	アオアシシギ	－	希少種	水田地帯、河川敷
	イソシギ	－	希少種	河川敷
	ウズラシギ	－	希少種	水田地帯
	エリマキシギ	－	希少種	河川敷
	キアシシギ	－	希少種	水田地帯
	キョウジョシギ	－	－	河川敷
	クサシギ	－	希少種	河川敷
	タカブシギ	－	希少種	水田地帯
	タシギ	－	希少種	水田地帯、河川敷
	チュウシャクシギ	－	希少種	水田地帯、河川敷
	ツルシギ	－	希少種	水田地帯、河川敷
	トウネン	－	希少種	水田地帯
	ハマシギ	－	－	水田地帯、河川敷
	ヒバリシギ	－	希少種	水田地帯
	ホウロクシギ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	水田地帯
	ヤマシギ	－	希少種	山林、河川敷
シジュウカラ	コガラ	－	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷
セキレイ	タヒバリ	－	希少種	河川敷
	ビンズイ	－	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷
チドリ	イカルチドリ	－	希少種	河川敷
	ダイゼン	－	希少種	河川敷
	タゲリ	－	希少種	水田地帯、河川敷
	ムナグロ	－	－	水田地帯
ハト	アオバト	－	希少種	山林、河川敷
ハヤブサ	チゴハヤブサ	－	希少種	山林
	チョウゲンボウ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
ヒタキ	イソヒヨドリ	－	－	市街地、琵琶湖岸、内湖
	エゾビタキ	－	－	山林、琵琶湖岸、内湖
	エゾムシクイ	－	希少種	山林
	オオヨシキリ	－	希少種	水田地帯、琵琶湖岸、河川敷
	オオルリ	－	希少種	山林
	キビタキ	－	希少種	山林、市街地
	クロツグミ	－	希少種	山林
	コサメビタキ	－	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
ヒタキ	コルリ	－	－	山林
	サメビタキ	－	希少種	山林
	サンコウチョウ	－	希少種	山林
	セッカ	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	センダイムシクイ	－	希少種	山林
	メボソムシクイ	－	希少種	山林
	ヤブサメ	－	希少種	山林、水田地帯
	ルリビタキ	－	希少種	山林
フクロウ	アオバズク	－	希少種	山林、市街地
	フクロウ	－	－	山林
ホオジロ	オオジュリン	－	希少種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
	ミヤマホオジロ	－	希少種	山林、琵琶湖岸、河川敷
ホトトギス	カッコウ	－	希少種	山林、市街地
	ツツドリ	－	希少種	山林
	ホトトギス	－	希少種	山林、市街地
ミソサザイ	ミソサザイ	－	希少種	山林
ムクドリ	コムクドリ	－	－	山林、河川敷
ワシタカ	ツミ	－	希少種	山林
	ノスリ	－	希少種	山林
	ハイタカ	準絶滅危惧	希少種	山林、水田地帯

要注目種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アマツバメ	ハリオアマツバメ	－	－	山林
カイツブリ	カイツブリ	－	その他重要種	琵琶湖岸、内湖、河川敷
キジ	コジュケイ	－	その他重要種	山林、市街地、河川敷
	ヤマドリ	－	その他重要種	山林
セキレイ	ハクセキレイ	－	－	琵琶湖岸、内湖、河川敷
チドリ	コチドリ	－	－	河川敷
ツバメ	コシアカツバメ	－	その他重要種	水田地帯、市街地
ヒタキ	アカハラ	－	－	山林
ミズナギドリ	オオミズナギドリ	－	－	河川敷
モズ	アカモズ	準絶滅危惧	－	山林
レンジャク	キレンジャク	－	要注目種	山林、市街地
	ヒレンジャク	－	要注目種	山林、市街地

－　ほ乳類　－

今回の調査では30種のほ乳類を確認することができました。リスやムササビ、ノウサギはここ数十年で分布域を縮小させていることがわかりました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では絶滅種を2種、絶滅危惧種を2種、危急種を2種、希少種を5種、要注目種Ⅰを6種、要注目種Ⅱを8種選定しました。

絶滅種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
イタチ	カワウソ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅種
イヌ	オオカミ	絶滅種	絶滅種

絶滅危惧種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	－	絶滅危惧種	山地
	コキクガシラコウモリ	－	絶滅危惧種	山地

危急種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
リス	ニホンリス	－	－	平野部から亜高山帯の森林
	ムササビ	－	希少種	平野部から亜高山帯の森林

希少種

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
ウシ	カモシカ	－	希少種	低山帯から亜高山帯の森林
ネズミ	カヤネズミ	－	希少種	平野部の草地、農耕地、河川敷
	スミスネズミ	－	その他重要種	平野部から山地にかけての森林
	ヒメネズミ	－	－	平野部から高山帯の森林
モグラ	アズマモグラ	－	－	平野部～山地の草原、農耕地

要注目種Ⅰ

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
イタチ	イタチ	－	－	平野部から山地
	チョウセンイタチ	－	－	平野部から山地
	テン	－	－	丘陵地から山地
ウサギ	ノウサギ	－	－	平野部から山地の草原、森林
オナガザル	ニホンザル	－	要注目種	丘陵地から山地
ジャコウネコ	ハクビシン	－	※	平野部～低山帯の森林・農耕地

※生態系に悪影響を及ぼす外来種・移入種

要注目種Ⅱ

科　　名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
イタチ	アナグマ	－	－	低山帯、河川敷
クマ	ツキノワグマ	－	保全すべき群集・群落・個体群	低山帯から山地
トガリネズミ	ジネズミ	－	－	平野部の河畔、低山帯の森林
ネズミ	クマネズミ	－	－	平野部の住宅地
	ドブネズミ	－	－	平野部の住宅地
	ハタネズミ	－	－	平野部～山地の農耕地、河川敷
	ハツカネズミ	－	－	平野部の住宅地、農耕地
モグラ	ヒミズ	－	－	丘陵地から山地

－　淡水魚類　－

彦根市では62種の淡水魚類が確認されました。イチモンジタナゴやカワバタモロコなどは近年確認することができず、ヤリタナゴやアカザなどはごく僅かな地域でのみ確認することができました。「彦根市で大切にすべき野生生物」では、絶滅種を1種、絶滅危惧種を13種、危急種を5種、希少種を8種、要注目種Ⅰを7種、要注目種Ⅱ4種選定しました。

絶滅種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト
コイ	ニッポンバラタナゴ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅種

絶滅危惧種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アカザ	アカザ	絶滅危惧Ⅱ類	希少種	水田地帯
コイ	イチモンジタナゴ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	－
	カワバタモロコ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	－
	シロヒレタビラ	－	絶滅危惧種	－
	ホンモロコ※	－	要注目種	琵琶湖・内湖
	ヤリタナゴ	－	絶滅危機増大種	河川、水田地帯
	ワタカ	－	絶滅危惧種	琵琶湖・内湖
トゲウオ	ハリヨ	絶滅のおそれのある地域固体群	絶滅危惧種	河川、水田地帯
ドジョウ	アユモドキ	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧種	－
	ギギ	－	絶滅危機増大種	琵琶湖・内湖、河川
	スジシマドジョウ類(大型種)	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧種	－
	スジシマドジョウ類(小型種琵琶湖型)	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	－
	ホトケドジョウ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危機増大種	河川、水田地帯
ヤツメウナギ	スナヤツメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	河川、水田地帯

危急種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
カジカ	ウツセミカジカ	絶滅危惧Ⅱ類	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
コイ	アブラボテ	－	絶滅危機増大種	河川、水田地帯
	ニゴロブナ※	－	要注目種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	ムギツク	－	希少種	河川、水田地帯
サケ	ビワマス※	準絶滅危惧	要注目種	琵琶湖・内湖、河川

希少種

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
コイ	カネヒラ	－	絶滅危機増大種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	コイ（飼育型を含む）※	－	要注目種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	スゴモロコ	－	分布上重要種	琵琶湖・内湖
	デメモロコ	－	分布上重要種	琵琶湖・内湖
	ビワヒガイ	－	希少種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	モツゴ	－	希少種	河川、水田地帯、ため池
ハゼ	イサザ	準絶滅危惧	要注目種	琵琶湖・内湖
メダカ	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯

要注目種Ⅰ

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
キュウリウオ	アユ	－	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
コイ	アブラハヤ	－	要注目種	河川、水田地帯
	ゲンゴロウブナ※	－	要注目種	琵琶湖・内湖、河川、水田地帯
	ゼゼラ	－	－	琵琶湖・内湖、河川
	タカハヤ	－	要注目種	河川、水田地帯
	ハス	－	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川
ハゼ	ビワヨシノボリ（仮称）	－	分布上重要種	琵琶湖・内湖、河川

要注目種Ⅱ

科名	種　　名	環境省レッドリスト	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
コイ	アブラヒガイ	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧種	－
サケ	アマゴ※	－	要注目種	河川
ナマズ	イワトコナマズ	－	絶滅危機増大種	－
	ビワコオオナマズ	－	希少種	琵琶湖・内湖

彦根市保存樹木等位置図

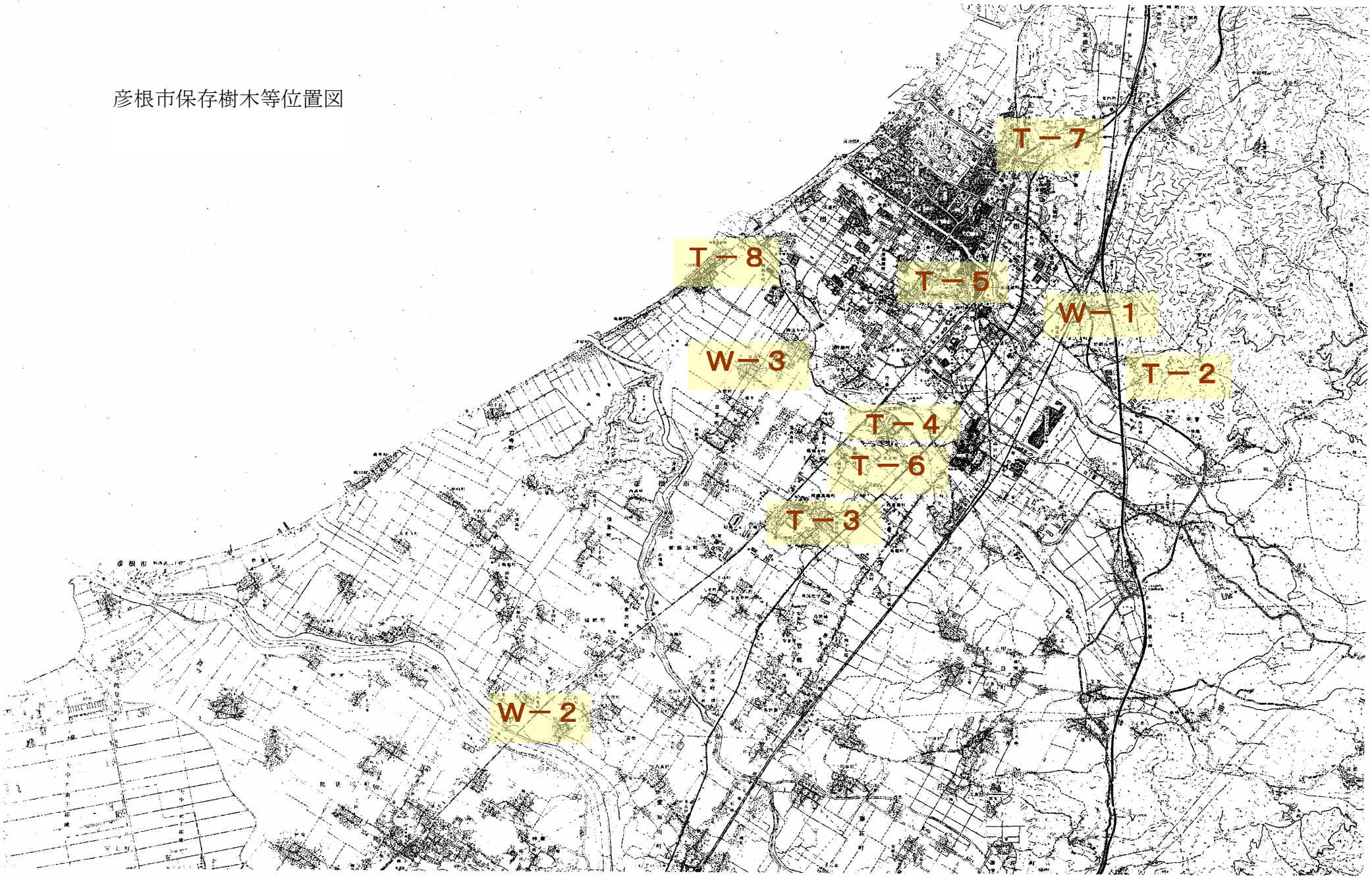

彦根市保存樹木等位置図

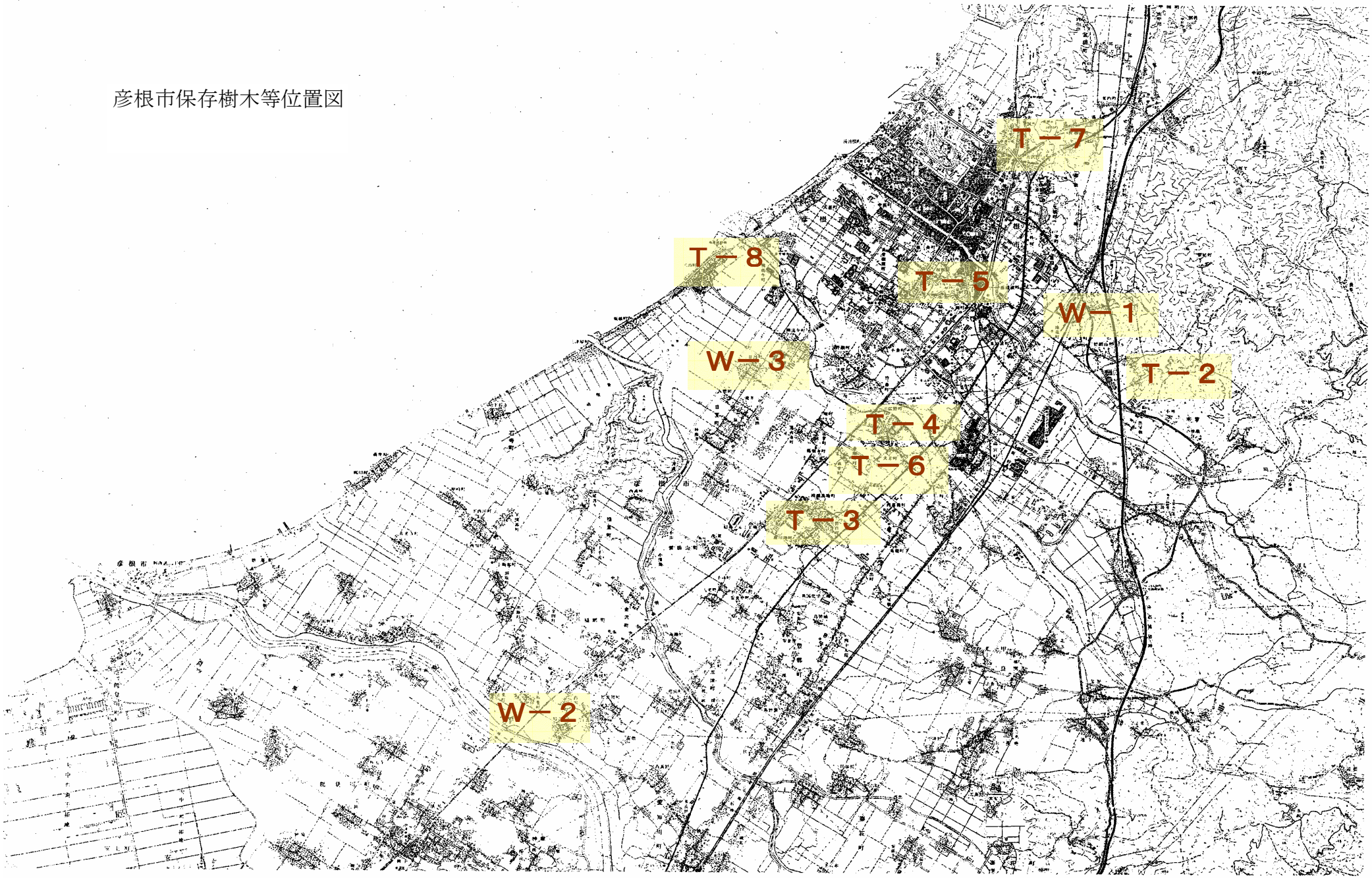

4　公害防止対策

（１）公害苦情の状況

公害苦情件数

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
大気汚染	54	37	39	46	30	33	11
水質汚濁	26	15	25	26	17	20	5
騒音	12	7	9	12	5	8	9
振動		2	3		3	1	
悪臭	21	6	12	11	18	10	7
土壌汚染		1					
地盤沈下							
典型７公害以外	14	14	22	32	18	6	2
計	127	82	110	127	91	78	34

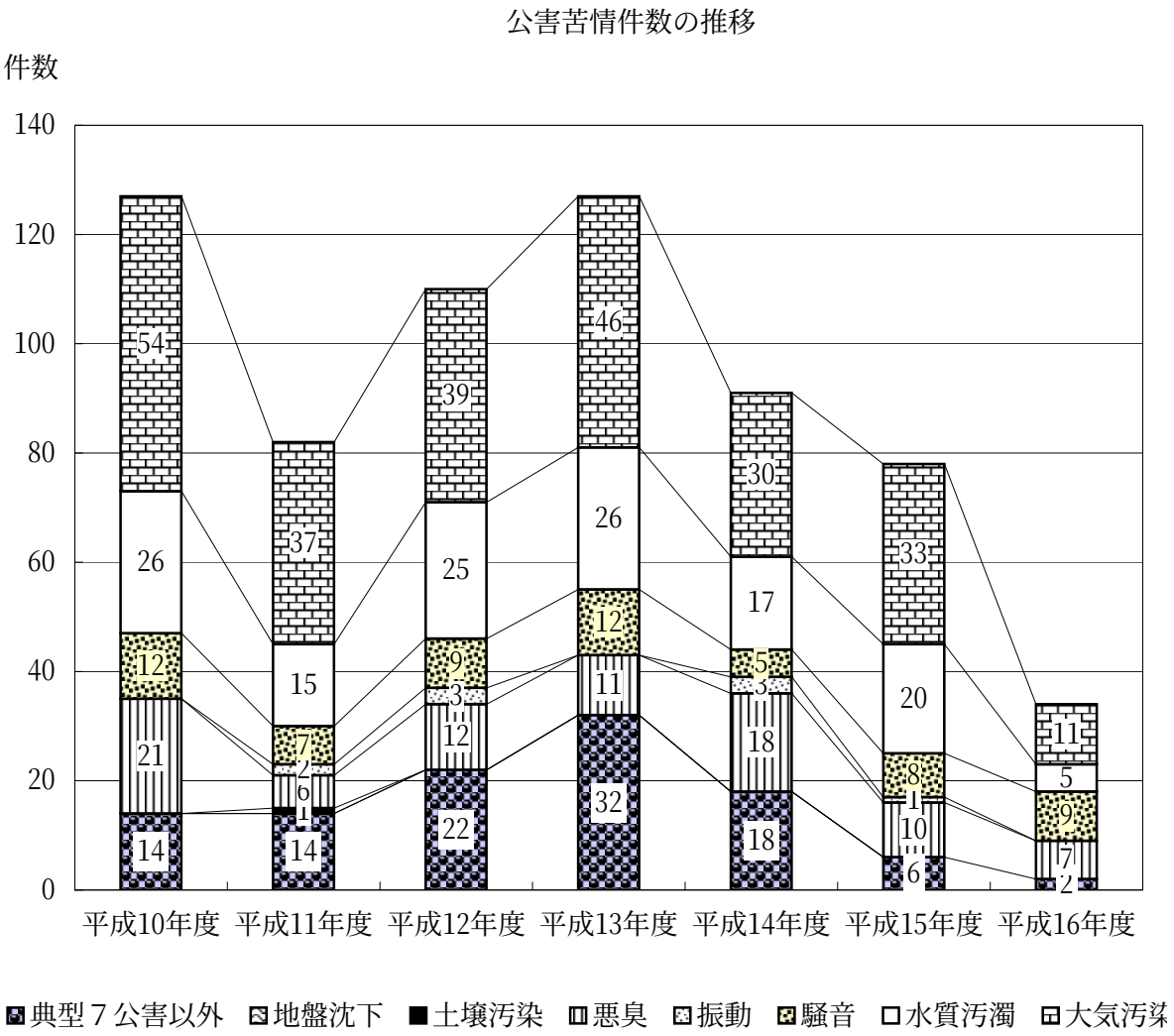

（２）公害関係届出状況

工場や事業場は、著しい騒音や振動を発生するものとして政令で定められた「特定施設」を設置しようとするときには、事前に届け出を行うことが義務づけられています。

騒音関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	36	450
2	空気圧縮機等	94	1346
3	土石用破砕機等	3	14
4	織機	15	705
5	建設用資材製造機械	6	9
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	19	55
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	4	57
10	合成樹脂用射出成型機	11	164
11	鋳型造型機	16	52
合　　計		204	2852

（平成17年3月31日現在）

振動関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	40	588
2	空気圧縮機等	76	685
3	土石用破砕機等	9	26
4	織機	9	360
5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ等	0	0
6	木工加工機械	1	1
7	印刷機械	7	70
8	ゴム等練用ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成型機	11	190
10	鋳型造型機	0	0
合　　計		153	1920

（平成17年3月31日現在）

（３）環境保全および公害防止に関する協定

本市では、公害防止の一手段として、地域に応じた公害防止の目標値や具体的な公害対策等を内容に掲げた公害防止協定を下記工場との間で締結しています。

公害防止協定締結工場一覧

（平成１７年３月３１日現在）

Ｎｏ	締　結　工　場　名	住　所	締結年月日	見直し日
1	(株）ナイキ彦根工場	彦根市彦富町７７３	S45.11.24	S59.12.18
2	沢村バルブ工業（株）川瀬工場	彦根市川瀬馬場町１２６２	S47．3．8	
3	（株）ブリヂストン彦根工場	彦根市高宮町２１１	S47．4.28	S52.11.30
4	（株）ピラミッド彦根工場	彦根市西葛篭町２３３	S47．5．1	
5	松下電工（株）彦根工場	彦根市岡町３３	S47．5.13	H14．3.14
6	新日本コア（株）彦根工場	彦根市鳥居本町１９９０	S47．6．9	S53．7.12
7	（株）大和バルブ彦根工場	彦根市西葛篭町４０８	S47．6．9	S49．7.24
8	大丸工業（株）彦根工場	彦根市西葛篭町４２２	S47．6．9	S49．7.24
9	寺田鋳造（株）彦根工場	彦根市金沢町９２	S47．6.22	
10	マルホ（株）彦根工場	彦根市高宮町２７６３	S47．6.27	H15.5.2
11	新神戸電機（株）彦根工場	彦根市川瀬馬場町８００	S47．7．3	H16.1.22
12	大日本スクリーン製造（株）彦根地区事業所	彦根市高宮町４８０－１	S47.10.14	S52．8．8
13	昭和電工（株）　彦根事業所	彦根市清崎町６０	S48．5.25	H13．9．6
14	昭和アルミニウム缶（株）彦根工場	彦根市楡町３７０	S48．5.25	H13．9．6
15	キリンビール（株）彦根工場	犬上郡多賀町敏満寺１６００	S49．2.20	
16	三笠コカコーラボトリング（株）滋賀工場	愛知郡愛知川町愛知川３４８	S50．7.25	
17	清水工業（株）	彦根市楡町２５０	S51.10.28	H15.5.7
18	ダイニック（株）滋賀工場	犬上郡多賀町多賀２７０	S52．5．2	
19	大東電材（株）彦根工場	彦根市野口町１	S53.12．9	H13.11.6
20	角田鉄工（株）	彦根市日夏町２７８９	S55.12.25	
21	呉羽テック（株）河瀬工場	彦根市楡町２８０	S57．4.23	
22	タカタ（株）彦根製造所	彦根市彦富町１５４２	S59.12.18	
23	（有）杉本商事	彦根市南川瀬町７７１	S63．7．7	
24	伊奈精機（株）	彦根市服部町８４０	S63．9.17	
25	（株）三水	彦根市高宮町２２	S63.12.27	
26	（有）中野鉄工	彦根市高宮町２７５４	H 1．2．6	
27	森嶋漬物（株）	彦根市蓮台寺町３２	H 4．7.24	
28	佐伯金属（株）	彦根市金沢町１２３	H 4.10.27	
29	（株）三和鉄線	彦根市金沢町１－１	H 5．1.22	
30	（株）アルカット	彦根市高宮町２８１０	H 5．2.10	
31	（株）ヤマト精工	彦根市高宮町２７５７－１	H 6．4.25	
32	オリエンタル化工機（株）	彦根市高宮町３０２３	H 6．5.19	
33	滋賀松下電工（株）	彦根市野瀬町２６９	H 7．6.22	
34	彦根犬上広域行政組合	彦根市中山町３８１－１	H 8.11.18	H10．7．1
35	夏原工業（株）	彦根市高宮町２６８８	H 9．6.30	
36	フジテック（株）滋賀製作所	彦根市宮田町５９１－１	H11．6.23	
37	タカタサービス㈱	彦根市金沢町１－７	H13．8.23	
38	㈱石川製作所	彦根市高宮町２６３０－１	H14.5.29	
39	日の出㈱	彦根市金剛寺町６０	H14.11.29	

5　環境保全に向けた取り組み

（1）環境基本条例

彦根市は、豊かな自然と長い歴史に刻まれた文化を礎に、恵まれた環境の中で湖東地方の中心都市として発展してきました。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展により、産業や生活の様式が変化し、利便性が高まる一方で、資源やエネルギーの大量消費、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの環境問題が生じてきました。さらに、地球温暖化現象や生物多様性の危機など、地球規模の環境問題も指摘されるようになってきています。

国においては、平成５年に「環境基本法」を、県においても平成８年に「滋賀県環境基本条例」を制定されるなど、国をあげて環境問題に取り組む枠組みが整備されてきました。

こうした中で、本市においても環境保全に関する理念や基本方針を明らかにし、市民のすべてが共通の認識をもちながら対処していくことが大変重要となってきました。こうした認識に立って、地域の社会的自然的条件に応じた取り組みを総合的計画的に推進することと併せ、良好な環境の保全と創出を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくため、平成１１年３月に彦根市環境基本条例を制定しました。

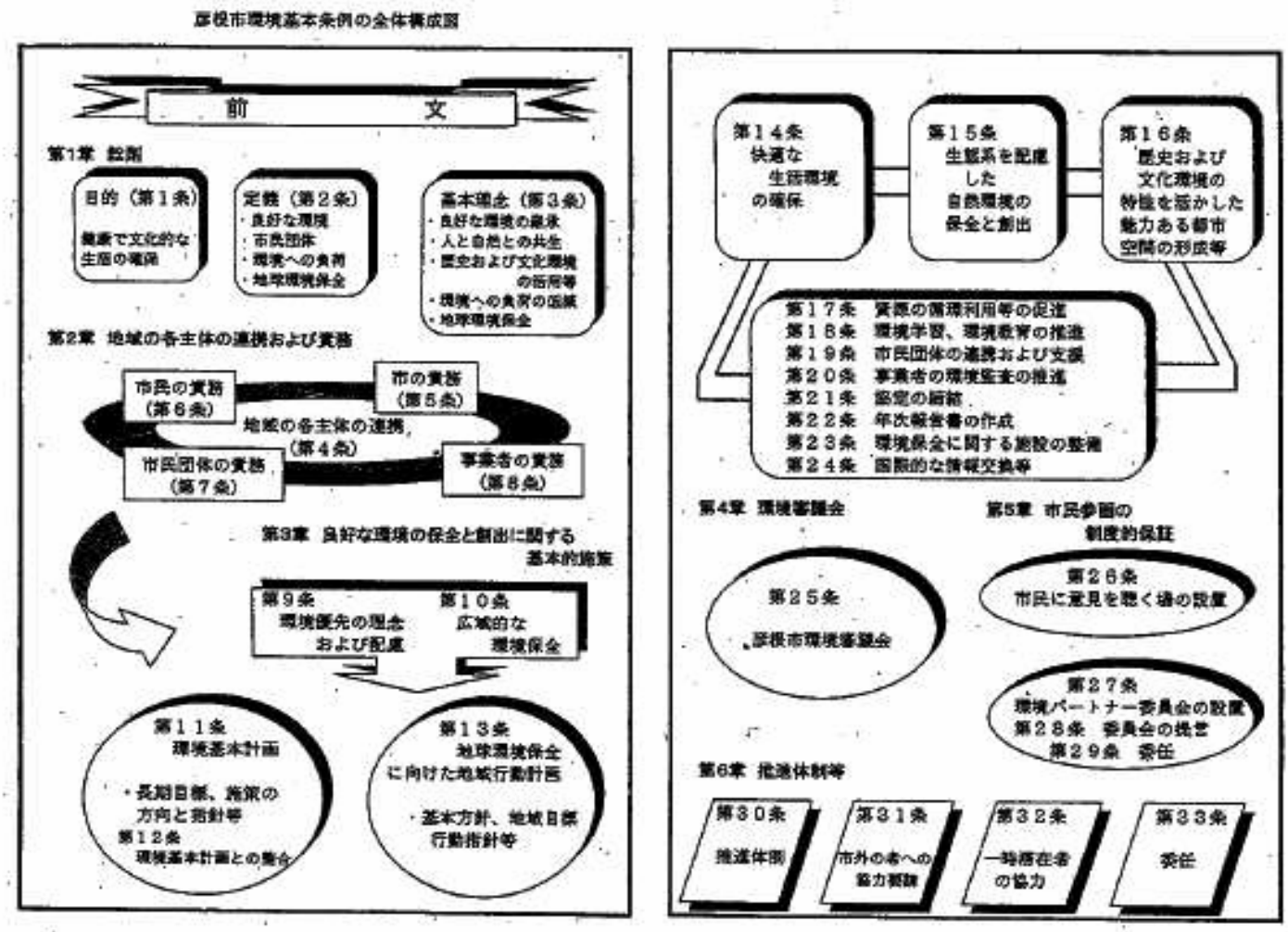

（２）環境基本計画および地域行動計画

彦根市環境基本条例の制定を受けて、平成１３年３月に「自然と歴史をいかし　恵みゆたかな環境をはぐくむまち　彦根」を環境像（長期目標）と定めた「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定しました。環境基本計画は、良好な環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方向と指針を設定し、今後の環境施策を推進していく上での具体的な道筋を明らかにしています。また、地域行動計画は、地球環境保全にも目を向けて地域の目標を設定し、市民・市民団体・事業者・行政の行動指針を整理し体系化しています。

計画は、５つの基本方向と２５の個別目標に整理し、その個別目標ごとに環境指標とその目標数値を掲げています。また、その中で、特に日々の生活や事業活動の中で、いつも念頭に置いておきたいものとして、代表的な３つの指標を併せて示しています。次ページ以降、３つの代表指標と２５の個別目標ごとの環境指標・個別指標の達成状況を掲載しました。

さらに、策定後の平成１３年度より、計画に基づいて実施する施策について適正に実施されているかどうか、あるいは、目標にどの程度到達しているかなどの評価検討を行うための機関として、環境パートナー委員会を設置しています。委員会では、年度ごとに評価をまとめた報告書（『環境計画の進展』（○年度彦根市環境基本計画および地域行動計画の年次評価報告書））が発行されており、市はその提言を受けて、彦根市環境審議会に報告しています。参考までに、６０ページ以降に、平成１６年３月に提言された評価報告の概要を掲載しました。

彦根市環境基本計画および地域行動計画の進行管理の体制

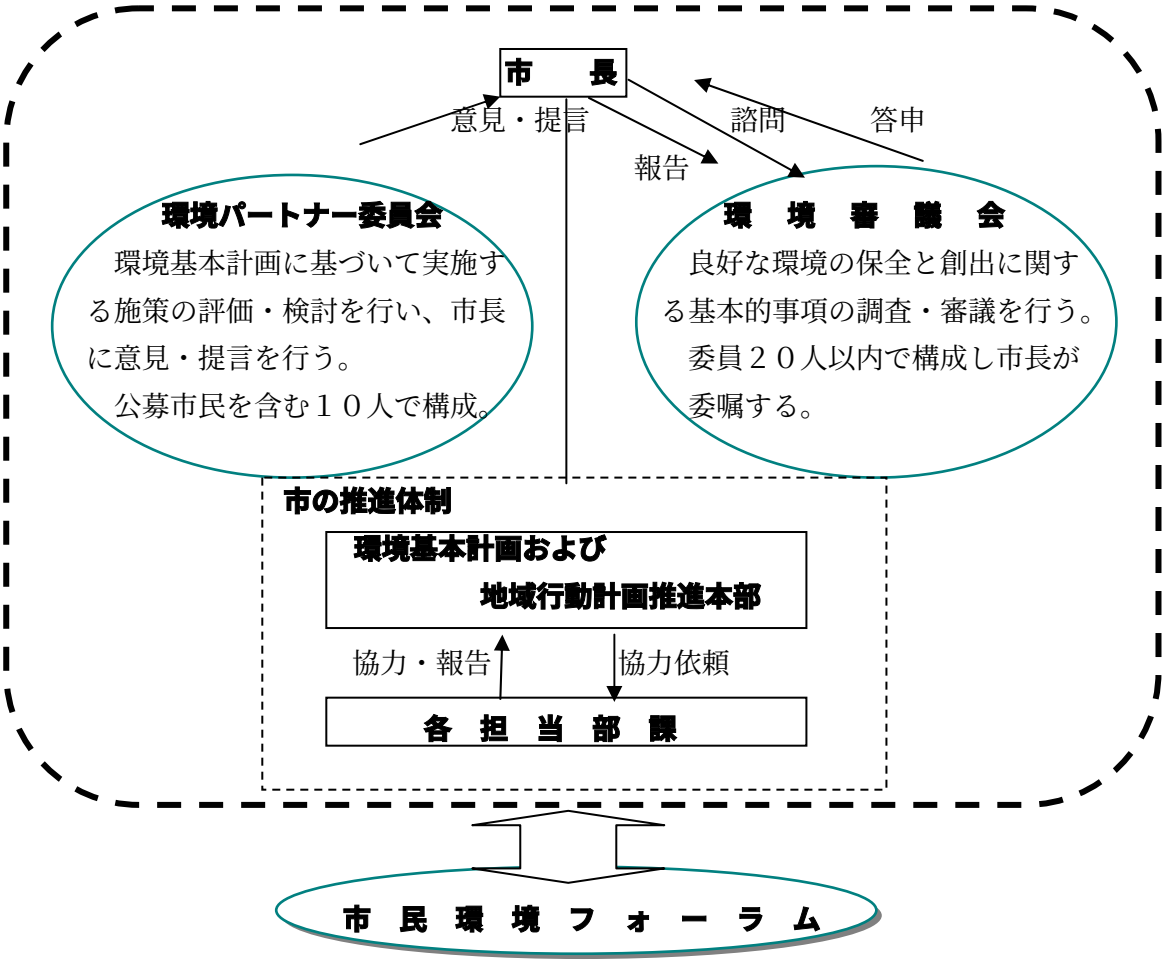

彦根市環境基本計画および地域行動計画の目標達成状況

	代表指標	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度目標	平成２２年度目標
1	生活排水の適正処理実施率	７０％	７５％	８０％	７０％	９０％
2	まちの緑（樹木）面積率	―	―	―	１２％	１５％
3	ごみ量の発生率（削減率）	９３％	９３％	９１％	９４％	８５％

	環境指標・個別指標	平成１４年度	平成１５年度	平成１６年度	平成１７年度	平成２２年度
1-1-①	市民１人あたりの都市公園面積	１２．３４㎡	１２．３４㎡	１２．２５㎡	１２．６９m^2	１３．２４m^2
	身近な公園や広場に対する市民の満足度	―	―	―	５０％	６０％
	公共施設の緑化面積割合	―	―	―	１２％	１５％
1-1-②	公共の自転車駐車場の利用率	５７％	６０％	６６％	９０％	９５％
	交通指導員数	３９人	４０人	３９人	４５人	５０人
	１級・２級道路における街路樹整備率	５．１％	４．９％	４．９％	８．０％	１０．５％
	１級・２級道路における自転車・歩行車道整備率	２５．６％	２６．１％	２９．１％	２６．４％	２７．７％
1-1-③	エコフォスター登録団体数	７団体	１５団体	２３団体	５団体	１０団体
	不法投棄パトロール員の登録者数	0人	0人	0人	１０人	３０人
	まちや公園での散在性ごみの状況に関する市民の満足度	―	―	―	４０％	５０％
1-2-④	主な河川の快適基準達成率	１７％	４％	１３％	４０％	６０％
	公共下水道人口普及率	５３．６％	５９．７％	６３．４％	６３．０％	７８．０％
	農業排水による河川の平均透視度	２１．６ｃｍ	２０．４ｃｍ	２２．６ｃｍ	２１．０ｃｍ	２５．０ｃｍ
	合併処理浄化槽設置基数	２３８２基	２５６３基	２６９１基	３，０００基	３，５００基
1-2-⑤	主な環境項目の環境基準達成率	５０％	７５％	７５％	７５％	１００％
	騒音環境基準の達成率	昼　７９％	昼　８３％	昼　８１％	昼　９０％	昼　９０％
		夜　４８％	夜　５４％	夜　５４％	夜　６０％	夜　６５％
	街路の整備率	―	―	―	４２．１％	４４．０％
	幹線道路の整備率	２９．２％	３１．１％	３４．６％	３２．２％	３３．５％
1-2-⑥	化学物質の排出等に関する事業所の情報公開率	１１．０％	１４．０％	―	５％	２０％
	ダイオキシン類の大気中の濃度	―	―	―	０．１pg/m^3	０．１pg/m^3
	市内事業所のIS014001認証取得に向けた市が行う支援事業数	２事業所	４事業所	２事業所	３事業所	５事業所
2-1-⑦	公共施設における透水性舗装導入箇所数	１４箇所	１５箇所	１６箇所	２０箇所	３０箇所
	上水道有収率	８５．３％	８４．９％	８６．８％	８５．２％	８５．５％
	市道における透水性舗装の整備延長	８．３ｋｍ	１１．２ｋｍ	１２．７ｋｍ	１０ｋｍ	１５ｋｍ
2-1-⑧	ビオトープの創出箇所数	１箇所	１箇所	１箇所	２箇所	５箇所
	地域や事業所におけるビオトープの登録数	０箇所	０箇所	０箇所	３箇所	５箇所
	多自然型対応河川の整備箇所数	０箇所	０箇所	０箇所	２箇所	５箇所

2-1-⑨	**ホタルの確認場所数**	**４メッシュ**	**１８メッシュ**	**１８メッシュ**	**３０メッシュ**	**３０メッシュ以上**
	身近な生き物調査登録者数	５０人	５６人	―	２００人	３００人
2-2-⑩	**彦根市で大切にすべき生き物リストの作成**	**基礎調査の実施**	**基礎調査の実施**	**５分類**	**３分類**	**５分類**
	自然環境調査員数	３７人	３６人	３６人	４０人	５０人
2-2-⑪	**平地部の緑（樹木）の率**	**―**	**―**	**―**	**１２％**	**１５％**
	都市景観形成協定の認定	１地区	１地区	１地区	５地区	７地区
3-1-⑫	**まちづくり総合支援事業の整備率**	３１．３％	８４．７％	１００％	**４５％**	**９０％**
	景観条例の重点地区指定ならびに地区基準の策定	１地区	１地区	１地区	１５地区	２０地区
3-1-⑬	**特別史跡彦根城跡保存整備事業の進捗率**	**１８％**	**２１％**	**２５％**	**３１．０％**	**６７．５％**
	指定文化財の説明板整備率	５７％	５９％	６５％	７０％	９０％
3-2-⑭	**環境マップづくりの取り組みグループ数**	**６グループ**	**２７グループ**	**１５グループ**	**１０グループ**	**２０グループ**
	小・中学生による環境マップづくりの取り組みグループ数	５グループ	２７グループ	１５グループ	５グループ	１０グループ
3-2-⑮	**保存樹木の登録数**	**１０箇所**	**１０箇所**	**１０箇所**	**１５箇所**	**２０箇所**
	生活文化調査普及員数	０人	０人	０人	１０人	２０人
4-1-⑯	**公共・公益クリーンエネルギー自動車の普及状況**	**１９台**	**１８台**	**１７台**	**３０台**	**１００台**
	市内でエコステーションの整備箇所数	０箇所	０箇所	０箇所	１箇所	２箇所
4-1-⑰	**環境チェック表の利用状況**	**２００世帯**	**４２６世帯**	**４１４世帯**	**５００世帯**	**１，０００世帯**
	市役所庁舎のエネルギー削減率	２．４％増	０．７％増	２．２％増	５％減	７％減
	市役所公用車の削減率	５％減	４％減	６％減	１５％減	１５％減
4-2-⑱	**１人１日あたりのごみ発生量**	**９７５ｇ**	**１，００８ｇ**	**９９３ｇ**	**１，０１０ｇ**	**９３０ｇ**
	給食実施校の生ごみ処理機設置率	２２．２％（４校）	２２．２％（４校）	２２．２％（４校）	３８．９％（７校）	１００％（１８校）
4-2-⑲	**リサイクル率の状況**	**１１．８％**	**１３．９％**	**１５．６％**	**１８％**	**２４％**
	新聞紙等の紙系リサイクル量	２，３２８ｔ	２，６０４ｔ	２，５３１ｔ	４,０００ｔ	４,７００ｔ
4-2-⑳	**グリーン購入ネットワークへの加盟団体数**	**６９団体**	**６１団体**	**６１団体**	**５０団体**	**１００団体**
	市役所で使用する事務用品約５０品目のグリーン購入率	７２．６％	９１．５％	９５．７％	８０％	１００％
5-1-㉑	**広域的な環境交流の推進**	**２ケース**	**２ケース**	**２ケース**	**３ケース**	**５ケース**
	広域的な環境調査の取り組み項目数	０項目	０項目	０項目	２項目	５項目
5-1-㉒	**環境市民団体の登録団体数**	**４団体**	**登録未整備**	**登録未整備**	**１５団体**	**２０団体**
	広報やその他の情報誌による市民活動情報の年間提供回数	１回	５回	３回	２回	５回
5-1-㉓	**こどもエコクラブ、クラブ員数**	**３団体５６人**	**２団体１７人**	**０団体０人**	**８団体８０人**	**１０団体１００人**
	市立図書館における環境問題関係図書の所蔵冊数	１，９６６冊	２，０７９冊	２，１４５冊	１，８００冊	２，０００冊
5-2-㉔	**環境情報コーナーの設置箇所数**	**１箇所**	**１箇所**	**１箇所**	**１０箇所**	**２０箇所**
	インターネットを通じた環境情報の提供項目	１７項目	１８項目	１９項目	５分野	１０分野
5-2-㉕	**環境パートナー委員会に選任された市民の数（累計）**	**６人**	**１１人**	**１１人**	**１８人**	**３０人**
	環境基本計画推進市民会議の設立と参画者数	９人	１２人	１２人	２０人	５０人

彦根市環境基本計画および地域行動計画の平成１５年度年次評価報告　概要

１　平成１６年度委員会開催経過

平成１６年	７月　１日	第１回委員会
	８月１０日	第２回委員会
	９月　５日	市民環境フォーラム（参加者：５２名）
	１０月２２日	市庁舎環境フォーラム（参加者：２７名）
	１２月　６日	第３回委員会
平成１７年	２月　７日	第４回委員会

２　評価報告書作成手順

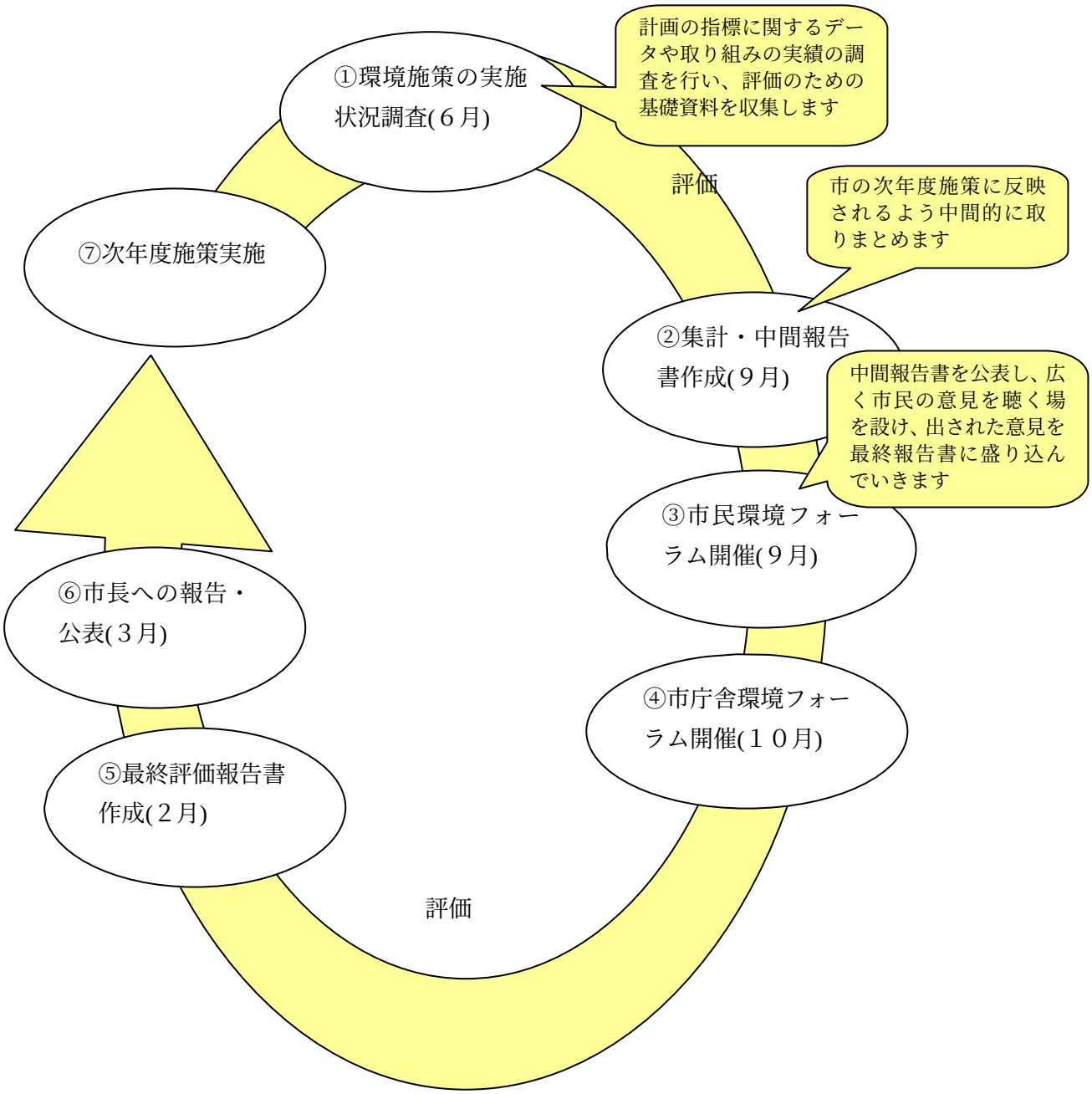

３　総括

環境パートナー委員会では、平成１６年度(2004 年度)、主に２つのことを重点的に実行、ないし議論してきました。１つは、市民環境フォーラムでの市民意見やパートナー委員会で意見・提案が市役所の担当部局の政策に実際にどのように反映され、効果を持ったのかを事後的に検証したことです。２つめは、「温室効果ガスの削減」および「生活排水の処理」という２つの代表目標に対して行ってきた活動を評価し、改善するための提案をしたことです。

１　市役所の担当部局の施策への反映状況の検証

昨年度(平成１５年度)評価で、環境パートナー委員会と市民フォーラムでの意見と、それに対する市役所の担当部局の回答を掲載しました。そして、今年度対応計画書を立案し、実施し始めたので、対応がどの程度進展してきたのかについて再度検討しました。

その中には、対応するとしてスケジュールまで組んでいたのに財政上の理由から実施できなくなったものや、実施が困難ということでほとんど進展していないものもありました。

こうしてページを割いて、繰り返し市役所の担当部局の進展状況を掲載しているのは、こうしたやりとりを公開することで、市民のみなさんが、市役所のどの部局がどの活動について担当していて、今、どこまで進めているのか、また環境パートナー委員会がどのように彦根市の環境を良くしようとしているのかなどを知り、足りないところや変更して欲しいことを意見として出し、あるいは自分たちが行っている環境改善のための活動をやりやすくするためです。ですので、この報告書に目を通して、より改善が望まれるところ、あるいは自分たちで改善が可能なものがありましたら、意見を市役所の担当部局ないし環境パートナー委員会にお寄せ下さい。

２　「温室効果ガス削減」目標の評価

環境基本計画では、「温室効果ガス削減」目標の達成度を表す代表指標として、「二酸化炭素排出量の削減」を用いています。そして、彦根市では、国の目標と同じ、平成２２年度(2010 年度)までに、平成２年度(1990 年度)と比較して、６%削減することを目標として掲げています。しかし、平成１４年度(2002 年度)は、平成２年度(1990 年度)水準よりも削減されてはおらず、むしろ６．１%増加している状況です(昨年度の『環境計画の進展』では、３８%の増加としていましたが、再度データを取り直して計算した結果、全国平均を少し下回る増加率となりました。)。つまり、これからあと６年の内に、約１２%削減しなければ、彦根市の目標、さらには、日本が京都議定書で国際的に公約した目標を達成できないことになってしまいます。

図１　彦根市の二酸化炭素排出量の推移（千ｔ－Ｃ）

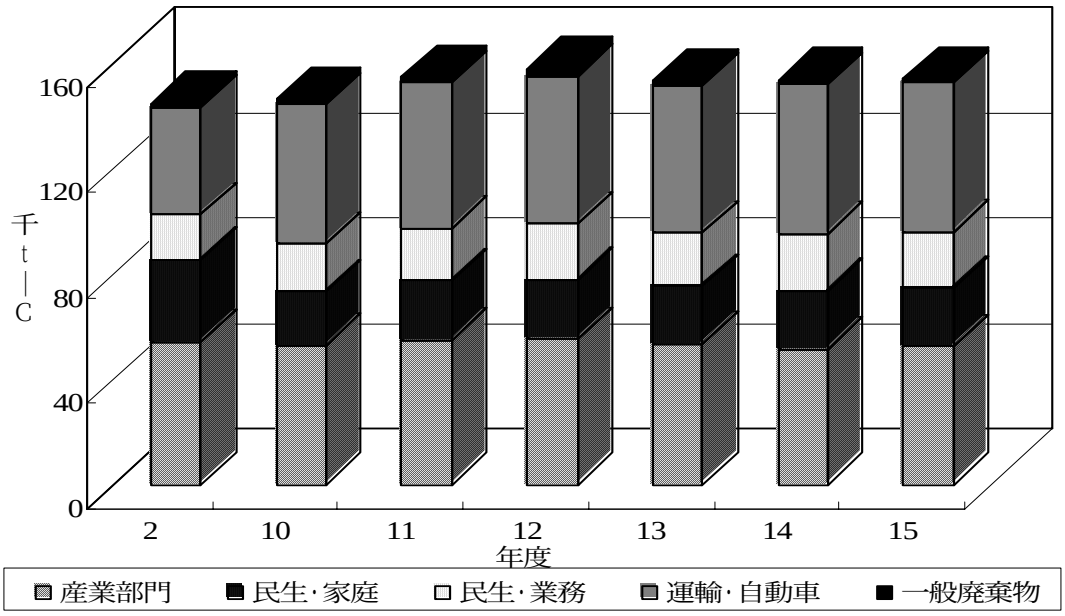

しかし、全く削減する手だてがないわけではありません。むしろ、あまりお金をかけずにできることがあれば、全国に先駆けて取り入れていくべきではないでしょうか。

そのうちの１つが、家電製品や自動車、住宅などの製造メーカーや販売店に省エネや断熱効果などの情報の提供を促していくことです。家電製品や自動車、住宅などを購入する際に、より省エネ性の高い製品を買えば、たとえ一時的に払う値段が高くても、１年以上使い続ければ、省エネの結果金銭的にも得をすることになります。そして家電製品については、東京都でも、平成１７年度(2005年度)から家電製品の省エネ性能を５段階で示したラベルを店頭表示することを条例で量販店に義務づける計画しています。ですので、全く不可能なことではなく、実現に向けて、市役所と市民が連携して働きかけていくことが重要であると、環境パートナー委員会では考えています。

また、事務所や産業部門に対しては、ＩＳＯ１４００１認証やそれに準ずる認証の取得などを支援することで、原材料の使用量の削減や他のものへの転換を促すことを提案しました。

そして化石燃料をできる限り使わないようにするために、再生可能エネルギー、具体的には、企業や市民がバイオマスエネルギーを利用しやすくなる仕組みを作ることを提案しました。

さらに、運輸部門からの排出量を削減するためには、個々の自動車をより二酸化炭素排出量の小さい種類にものに切り替えていくことと同時に、自動車をできる限り使わなくても過ごすことのできるまちづくりが重要となります。このためには、道路をどのように作り、自動車交通をどのように管理していくかが課題となります。環境パートナー委員会では、この点について、中長期的に取り組むべき課題として検討していきたいと考えています。

３　「生活排水の処理」目標の評価

環境基本計画では、「生活排水の処理状況」目標の達成度を表す代表指標として、「生活排水の適正処理実施率」を用いています。そして、策定時(1999 年度)５２%の実施率を、平成１７年度(2005年度)には７０%に、平成２２年度(2010 年度)には９０%まで上昇させることを目標として掲げて

います。これに対して、平成１４年度(2002 年度)の実施率は７０%、平成１５年度(2003 年度)の実施率は７５%と、平成１７年度(2005 年度)の目標値は２年早く達成されました。

この結果、彦根市で最も水質が悪いとされてきた北川や平田川、野瀬川でも着実に水質は改善してきています。そこで、環境パートナー委員会では、公共下水道が既に整備された地域では、各家庭に接続を促すような料金上の措置を導入することを提案しました。

図２　河川の水質(窒素・リン)の推移

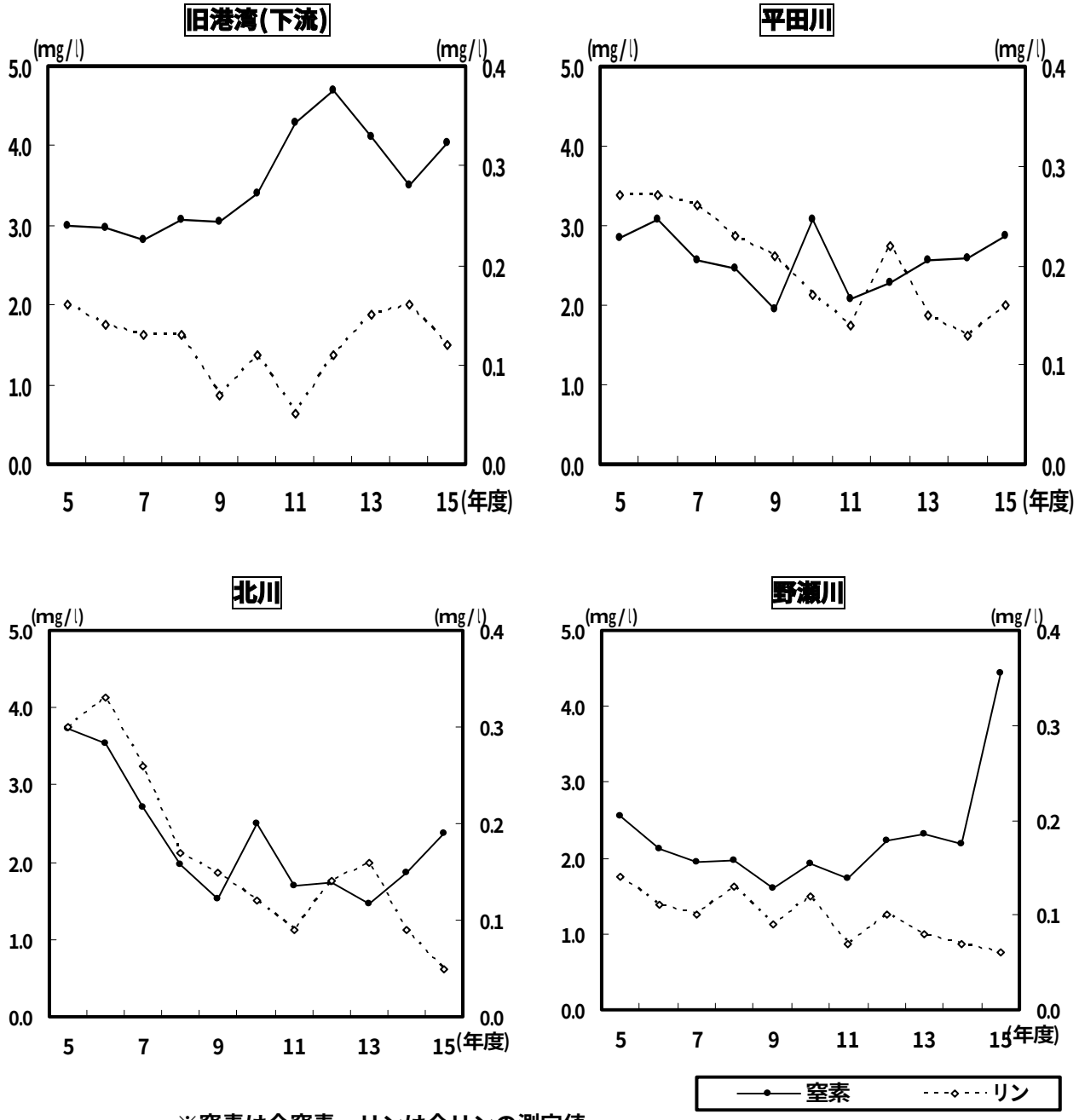

※窒素は全窒素、リンは全リンの測定値

※平成１５年度は測定機器故障のため、年間１～２回の測定平均値となっています。

（通常は年間８～９回）

図３　河川の水質(ＢＯＤ)と下水道普及率の推移

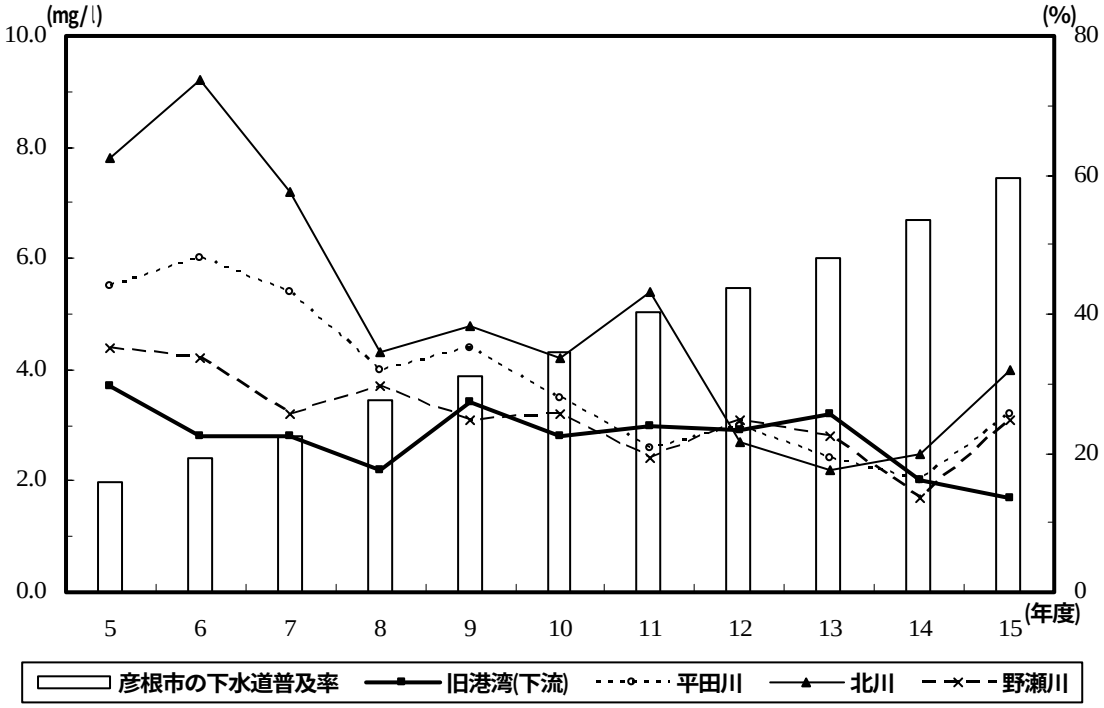

その一方で、旧港湾の水質は依然として改善していません。このことから、たとえ彦根市域に限定して琵琶湖の水質を改善しようとしても、生活排水の適正処理実施率の上昇だけでは、限界があるということが言えそうです。そこで環境パートナー委員会では、森林や里山での保水力や水涵養機能を生かし、また道路の透水性舗装の面積を拡大したり、既存の透水性舗装道路の維持管理を充実させたりするような措置を積極的に取り入れていくことを提案しました。

４　環境パートナー委員会および市民からの意見と行政の対応

平成１５年(2003 年)より、評価過程で委員会から提出された意見や、市民環境フォーラムで述べられた意見に対して、行政（市役所の担当課）がどのように対応するかという回答を掲載することにしました。

ここでは、今年度出された意見に対する回答に加えて、すでに昨年度出されている意見に対する回答のうち、その後の進展について幾つか取り上げて掲載しています。

(１)平成１６年度(2004 年度)意見について

①環境パートナー委員会意見に対する行政の対応

●意見一覧

(ア)　市民が身近に参加できる住宅近くの公園・緑地作りと、その管理のシステムを積極的に取り入れられないか。

(イ)　不法投棄ﾊﾟﾄﾛｰﾙ員の登録が計画に掲げられているが、要請・募集などは実施されないのか。現実として減らない不法投棄についての対策はどのように強化していくのか。

(ウ)　道路や公共施設における透水性舗装について、施行後の有効期間などを考慮するメンテナンスまで視野に入れるべきである。

(エ)　道路や公共施設における透水性舗装について、表示などをして市民に積極的にアピールしてはどうか。

(オ)　保存樹木の登録数増加に向けた検討委員会の設置が必要ではないか。

(カ)　市の公用車の利用実績や利用率の向上のための対策なども積極的に公表していくべきではないか。

(キ)　市ペットボトル回収ボックスの回収率や効果、また拠点増設についての調査検討はされているか。

(ク)　市のグリーン購入対象品目を事務用品以外にも追加できないのか。

(ケ)　環境教育を推進していくために、各教育現場からテーマを募集するなどの方法で、各学校に独自性を持たせた取り組みをすすめられないか。

(コ)　市のホームページへ環境パートナー委員会や環境推進市民会議の議事録などを公開し、アピールしてはどうか。

(サ)　市の各課の参加による環境に関する討議・意見交換が効率よく実施できる会合の開催を検討してはどうか。

●回答

摘要欄　　A：次年度（平成１７年度）中には対応します
B：次々年度（平成１８年度）中には対応します
C：中長期的に検討します
D：今後の施策展開の参考にしますが、対応はできません

(ア) 市民が身近に参加できる住宅近くの公園・緑地作りと、その管理のシステムを積極的に取り入れられないか。	
D	都市計画課
市民が参加できる住宅近くの公園・緑地については、開発業者から都市計画法３２条（開発面積の３％）で市に寄付いただいた公園が１４６箇所（面積 68,293m^2）あります。その内１１９箇所（面積 62,151m^2）については、地域自治会や老人会等に年間を通じて維持管理をお願いしているところであり、これらの公園は地域住民にとって世代交流の場、憩いの場と親しまれており、地域によっては植栽や花を自主的に植えていただいています。今後、より一層市民参加型の管理システムを構築するため新たなボランティアの発掘、育成を図るとともに、公園以外の道路や公共遊休地等に植栽や花等を植えていただいて、その管理についてもしていただけるよう方法を考えたいと思います。	

(イ) 不法投棄パトロール員の登録が計画に掲げられているが、要請・募集などは実施されないのか。現実として減らない不法投棄についての対策はどのように強化していくのか。	
C	清掃センター
彦根市環境基本計画および地域行動計画の策定にあたり、ごみの不法投棄を一掃するため、より多くの情報を収集するための手段として、不法投棄監視員のほか不法投棄パトロール員を設置するよう計画していましたが、地域の実情に詳しい不法投棄監視員からの情報により、不法投棄されやすい地点が判明してきているため、現段階においては不法投棄パトロール員の募集・登録は行っていません。今後、新たな不法投棄が見られる状況が生じた場合には、再度考慮していきたいと考えています。不法投棄監視員の活動については、不法投棄ごみを発見した場合には「不法投棄調査中」の旗を立て、行為者の特定に努め、必要に応じて警察の協力を得ながら再発特に不法投棄が多発する地点については、県との連携・協力のもと、監視カメラの設置や防止看板の設置について取り組んでいきたいと考えています。	

(ウ) 道路や公共施設における透水性舗装について、施工後の有効期間などを考慮するメンテナンスまで視野に入れるべきである。	
A	道路河川課・建築住宅課
道路や公共施設における透水性舗装については、舗装体内の連続した空隙を利用し、雨水を地下に浸透させることから、経年による泥や粉じん等による空隙の目詰まりから、透水能力の低下	

が発生します。現在この対処法として、高圧水及び高圧空気の路面噴射あるいは吸引等により、透水機能を回復することが可能です。透水性舗装の有効期間については、舗装の利用形態（歩道部・駐車場部）や周囲の環境条件（市街地内・市街地外の耕地部）により、透水機能を維持できる期間が異なることから、一律の有効期間を以って対応することは難しい状況です。このことから、透水性舗装における浸透機能低下によるメンテナンスについては、降雨後における舗装面の溜水等現場状況を確認し、浸透機能が著しく損なわれた箇所については、財源が確保できた段階において順次対応していきたいと考えます。

（エ）道路や公共施設における透水性舗装について、表示などをして市民に積極的にアピールしてはどうか。

A	道路河川課・建築住宅課

道路や公共施設における透水性舗装については、降雨時における水たまりの発生抑制など歩行性の改善はもとより、透水機能による地下水涵養・雨水流出抑制・植生等の地中生態の改善（街路樹の育成、土壌の酸欠防止）・路面温度の上昇抑制などの効果が期待されています。このことから、県において平成７年から透水性舗装の運用が開始され、以後市の道路改築事業（歩道）及び公共施設事業（駐車場）による整備時には、透水性舗装を採用しています。

透水性舗装の効果については、事業説明会時に併せて説明しておりますが、関係者に限られることから、行政側から市民全般に積極的な広報ができていないのが現状かと思われます。このことから、市民に積極的にアピールする手法として、ホームページに透水性舗装の効果を含めた効用を掲載することにより、市の環境負荷軽減の一部を担っていることへの理解を図ります。

（オ）保存樹木の登録数増加に向けた検討委員会の設置が必要ではないか。

A	生活環境課

市内の自然や文化を大切にし、心豊かなまちづくりに寄与するため、現在、市では保全樹木７箇所と保存樹林 3 箇所を指定しています。しかし、市内に存在する貴重な樹木や樹林は指定以外に多く見られ、昨年度、市民団体による古木調査が行われた結果が報告されているところです。このような結果を参考にしながら、どのような樹木や樹林を指定し保存するのがふさわしいのかを専門的な見地も取り入れて進めていきたいと考えており、パートナー委員会からの提言を尊重し、新たな指定に向けて対応していきます。

（カ）市の公用車の利用実績や利用率の向上のための対策なども積極的に公表していくべきではないか。

A	総務課

市でのＩＳＯ１４００１への取り組みや実績については、今年度から市役所１階の情報公開コ

ーナーに置いていますが、ここに関係資料を追加するなどの方法により、公用車の利用実績や利用の効率化に係る取り組みや対策について、できるだけ公表できるよう検討していきたいと考えています。

(キ) ペットボトル回収ボックスの回収率や効果、また拠点増設についての調査検討はされているか。	
A	清掃センター
ペットボトルの分別収集は平成１２年４月から各小学校や公園などを中心に約１５０箇所での拠点回収を開始し、平成１５年４月以降、さらなるリサイクルの推進とごみ減量のため、回収拠点の増設に努め、現在では約２５０箇所での拠点回収を実施しています。収集量も増加し、今後もペットボトルの需用が増大すると考えられることから、住民の利便性を考慮し、回収容器の設置場所等について自治会と協議を重ねながら、増設していく予定です。自治会との協議については、随時行います。	

(ク) 市のグリーン購入対象品目を事務用品以外にも追加できないのか。	
A	生活環境課
今年度中に公用車、ＯＡ機器をグリーン購入の対象品目に追加し、次年度以降グリーン購入状況を把握していきます。それ以外の物については、次年度以降も検討を重ね、順次追加していきます。	

(ケ) 環境教育を推進していくために、各教育現場からテーマを募集するなどの方法で、各学校に独自性を持たせた取り組みをすすめられないか。	
A	学校教育課・生活環境課
市内の各学校では、すでに独自の取り組みを進めています。このような環境教育の取り組みを学校側が他校の情報として得ることによって、今後の参考にすることができると考えられ、まずは今年度の内容について取りまとめたものを来年度当初の環境担当教員対象の環境教育主任会議に情報提供していきます。また、市の環境教育の主担当課である学校教育課と生活環境課との連携を図るため、環境教育主任会議を通して情報交換をしていきます。	

(コ) 市のホームページへ環境パートナー委員会や環境推進市民会議の議事録などを公開し、アピールしてはどうか。	
A	生活環境課
環境パートナー委員会や環境推進市民会議は、計画を進めていくためにも重要な位置付けを持	

つ組織であり、積極的に情報を公開し、参画を呼びかけていく必要があります。来年度は、その一つの手法として、ホームページへの掲載について検討します。

(サ) 市の各課の参加による環境に関する討議・意見交換が効率よく実施できる会合の開催を検討してはどうか。	
B	生活環境課
昨年度より、市職員向けの庁内環境フォーラムを開催しています。これは、環境部局以外にも計画の推進に関わる部局が多くあり、職員の意識を高めていく必要があるということで、環境パートナー委員会から提言いただいたことによるものです。今年度は、この中でワークショップを取り入れ、各課の専門性を持ち寄り、幅広い視点で捕らえていく機会を設けました。次年度以降も、このフォーラムをさらに充実させ、活発な討議・意見交換ができるよう工夫していきます。	

②市民環境フォーラムでの市民意見に対する行政の対応

●意見一覧

(シ)　フォーラムで、資料などの用紙は最小限にするように配慮すべきである。

(ス)　ごみ分別と同時に、資源として生かされるものの分別についてももっと啓発すべきである。

(セ)　リサイクルの効果を広報ひこねなどで公表したらどうか。

(ソ)　物品製造、流通、販売など事業者が環境について考えるような場が必要ではないか。

(タ)　ペットボトル、缶、トレイなど本当に必要であるかを行政が市民代表として、事業者に伝えることが必要である。

(チ)　環境問題を考える多くの講座を開催してほしい。

●回答

摘要欄　　A：次年度（平成１７年度）中には対応します
B：次々年度（平成１８年度）中には対応します
C：中長期的に検討します
D：今後の施策展開の参考にしますが、対応はできません

(シ) フォーラムで、資料などの用紙は最小限にするように、配慮すべきである。	
A	生活環境課
フォーラムなどを開催する際、主催者として準備する資料についてはできるだけ無駄にならないように配慮しており、全員にお渡しする資料の他、データ集や参考資料は希望者のみ受付にてお取りいただくようにしています。今後は、資料を紙ベースで配布する必要があるのかという根本的な部分も含めて検討し、最小限に抑えるよう努力していきます。	

(ス) ごみ分別と同時に、資源として生かされるものの分別についてももっと啓発すべきである。	
A	清掃センター
平成１４年１０月より、プラスチックごみの中からリサイクル可能な容器包装類を抜き取り、リサイクルの推進と併せて埋立処分量の削減に努めています。開始に先立って、プラスチックごみの正しい出し方等については広報誌において３回シリーズで掲載し、チラシも全戸に配布して啓発を図りました。また、今年度も、広報誌で資源化に伴う分別について啓発しました。 しかしながら、プラスチックごみの出し方を見ると、特に目につくのがプラスチックごみの中にペットボトルが非常に多く混入していることです。また、食品トレーやビニール袋の中に食べ残しなどの異物が多く、リサイクル不能となるばかりでなく、強い腐敗臭を放つ原因となっています。 こうした状況を踏まえ、プラスチックごみをはじめ、缶・金属類、びん類、ペットボトル、古紙がどのような方法で処理され、どのように再利用されるのかを具体例を示す等して、繰り返し啓発を図っていきます。啓発の手段は、広報誌をはじめ、ごみの出前講座、清掃センター施設見学会等とします。	

(セ) リサイクルの効果を広報ひこねなどで公表したらどうか。	
A	清掃センター・生活環境課
清掃センターでは、ごみの減量化を推進し、最終処分場の延命化を図る等を目的として缶・金属類、びん類、ペットボトル、プラスチックごみ、廃乾電池について資源化を行っています。また、粗大ごみの破砕処理工程で鉄、アルミの金属類の回収を行うとともに直接搬入された燃やせるごみの中から新聞紙、雑誌、段ボールを回収し、資源化を図っています。 リサイクルの状況、ごみの出し方については、平成１５年１１月１日号、平成１６年６月１日号の広報ひこねで掲載してきましたし、今年度から実施しています「ごみの出前講座」、「清掃センター施設見学会」においても状況の説明を行っています。 今後についてはリサイクルの状況、ごみの出し方に加え、リサイクルを行うことによる効果にも触れ、広報ひこね、ごみの出前講座、清掃センター施設見学会等で公表していくこととします。	

(ソ) 物品製造、流通、販売など事業者が環境について考えるような場が必要ではないか。	
A	道路河川課・建築住宅課
工場等の新設・増設ならびに移設について、彦根市工場設置奨励条例による奨励措置対象事業所には、彦根市との公害防止協定の締結の他、審査会委員による環境面への配慮等を事業者の条件としています。 「彦根異業種交流研究会」（彦根商工会議所事務局）においても、環境についての研修を行っていただいております。事業者自らが環境への負荷を減らすよう努力することは必要であると考え、市においても機会を設けていきたいと考えます。	

(タ) ペットボトル、缶、トレイなど本当に必要であるかを行政が市民代表として、事業者に伝えることが必要である。	
C	生活環境課
市では、循環型社会を築くため、３Ｒ（Reduce 減らす・Reuse 再利用する・Recycle リサイクルする）をすすめており、市民の皆さんにもいろいろな場面での啓発を行っています。便利さだけを追求することで、大量消費、大量廃棄といった悪循環を招き、これが環境に大きな影響を及ぼしています。ご意見をいただいたペットボトル、缶、トレイなどもこのような流れの中から生まれてきたものであり、本当に必要かどうかを見極め、できる限り減らしていかなければなりません。環境に配慮した消費活動としてのグリーン購入全体を捉えても、消費者のウェーブは大きな力になっており、市民の意識の高まりに期待するとともに、市は環境に配慮した製造、流通のあり方を事業者にアプローチしていくために、具体的な内容、手法はもちろんのこと、循環型社会に向けた仕組みについて総合的に考えていきたいと思います。	

(チ) 環境問題を考える多くの講座を開催してほしい。	
B	生活環境課
市では、市民から環境に関する意見を聴く場として市民環境フォーラムを定期的に開催している他、市民団体による自然観察会、ワークショップ、各種研修会などを支援し、市民の関心が高い水・緑・ごみの環境問題を中心に考える機会を多く持ってもらえるようすすめています。その中で、子どもへの環境教育は、子どもから大人へ、そして地域へ広げていくことが期待できるため、重要な位置付けを持たせながら、学校教育とも連携しつつすすめていきたいと考えています。その他には、対象者の設定やどのような分野の環境を取り上げるかという点について、その時々のニーズに応じた内容にしていくことが必要であり、事業の計画段階から、十分に検討を重ねていきたいと考えています。	

(２)平成１５年度(2003 年度)意見について

●意見一覧

(A)　事業者へのＩＳＯ１４００１認証取得支援が必要である。	**(B)　まちの緑を増やしていく上で、さらなる啓発が必要である。**	**(C)　宅地開発指導要綱等で緑化の努力規定が設けられているが、追跡調査はされていない現状であるが、追跡調査や努力規定の義務化を含めたさらなる内容の強化ができないのか。**	**(D)　ＩＳＯの市全体の取り組み状況だけでなく、各部局の取り組み状況も公表すべきである。**
(E)　ごみに関する行政施策の市民への周知が不十分である。	**(F)　生ごみや汚泥の堆肥化であるが、堆肥の利用が進まなければ有効な施策とは言い難く、堆肥化からその利用までを考えた一連のシステムが必要である。**	**(G)　フォーラムの参加者が少ない。(特に若年層)広報の仕方等検討が必要なのではないか。**	**(H)　フォーラムに環境部局以外の部局の参加も必要である。**

●回答

昨年度回答摘要欄　　Ａ：次年度（平成１６年度）中には対応します
Ｂ：次々年度（平成１７年度）中には対応します
Ｃ：中長期的に検討します
Ｄ：今後の施策展開の参考にしますが、対応はできません

(A) 事業者へのＩＳＯ１４００１認証取得支援が必要である。

都市計画課

〈昨年度回答〉　　Ｂ

まずは市が率先して取り組むことを掲げ、平成１６年度で市の全施設でＩＳＯ１４００１を認証取得予定です。ＩＳＯ１４００１の認証を取得しようとする事業者からの相談があれば、環境マネジメントシステム構築に関するアドバイスや研修会への講師派遣などの支援は行っています。その後の方向性としては、金銭的な支援は考えていませんが、取得相談等の支援は積極的に実施していきたいと考えており、広報やホームページで情報提供をしていきたいと考えています。

〈その後の進展〉

平成１６年９月に市立病院への範囲拡大により、計画どおり市の全施設での認証を取得しました。それを受けて今後は、継続的な改善に努めるとともに、市民や事業者へ環境配慮の輪が広がるような取り組みをさらに進めていく必要があると考えており、特に事業者のＩＳＯ１４００１認証取得については、従来から要望に応じて随時、相談等を受けておりましたが、平成１７年度

の入札参加資格審査申請においては、ＩＳＯ９０００Ｓおよび１４００１の認証取得に関心を持ってもらえるよう、市内業者（建設工事）に格付けの際の優遇措置となる仕組みを採用しました。今後は認証取得相談や研修会への職員派遣等を広報誌に掲載し、より積極的に行っていきたいと思います。なお、金銭的な支援は考えておりません。

（Ｂ）まちの緑を増やしていく上で、さらなる啓発が必要である。

都市計画課

〈昨年度回答〉　Ｂ

これまでの緑化啓発は、春と秋にイベントを開催して、苗木の配布やみどりの大切さ、必要性についてのパンフレット等の配布を行ってきました。今後とも緑化啓発の需要性を認識し、イベントの開催についても努力を行うともに、行政主導から市民が主役の花と緑のまちづくりを展開していく必要があり、市民、企業、自治会、行政等が一堂に会して、来年度「花と緑のまちづくり市民会議」を開催して、「市民ひとり一本緑化・花がいっぱい運動」を展開したいと考えています。

〈その後の進展〉

たいへん厳しい財政状況のもとで開催することを断念し、代替策として市民応募による花壇作りを庄堺公園で実施しました。この花壇には、団体はじめ５名の参加があり、市が材料を支給して市民の手で植栽、水やり、草刈り等の管理をお願いしています。今後市内の公園や緑地においては「市民ひとり一本緑化、花がいっぱい運動」を展開し、広く企業等に材料などを提供していただけるよう呼びかけ、住民が身近な道路や公共施設に積極的に緑や花を植えていただける方法を考えたいと思います。また、平成１３年、平田川堤防に地域住民有志がオーナー制により実施された桜並木の造成された事例などがあり、今後市民が自主的に緑や花を植えていただけるよう広報やホームページなどで啓発したいと考えています。

（Ｃ）宅地開発指導要綱等で緑化の努力規定が設けられているが、追跡調査はされていない現状であるが、追跡調査や努力規定の義務化を含めたさらなる内容の強化はできないのか。

建築指導課

〈昨年度回答〉　Ｃ

追跡調査については、建築工事完了後に植栽が行われることから、植栽の適期もあり、確実なデータの収集は困難ですが、分譲宅地については、完成後一定期間を置いて調査を実施する等手法について検討していきます。なお、今後の取り組みについては、広く市民（事業主、建築主）に対して、緑化の推進を図るよう普及啓発に努めていきます。

〈その後の進展〉

追跡調査については、建築工事完了後に植栽が行われることから、実施できていませんでしたが、分譲宅地については完成後一定期間を置いて調査することを検討し、今年度は平成１２年度

完成の分譲地における宅内緑化状況について調査を実施します。

（Ｄ）ＩＳＯの市全体の取り組み状況だけでなく、各部局の取り組み状況も公表すべきである。

生活環境課

〈昨年度回答〉　　Ａ

市全体の取り組み状況に関しては、報道機関への資料提供等していますが、各部局の取り組み状況に関しては、資料が多くなり、広報誌やホームページに掲載することが難しい状況であり、まずは平成１６年度から情報公開コーナーへ資料を置きたいと考えています。

〈その後の進展〉

平成１６年度から市役所１階の情報公開コーナーに市全体および各部局のＩＳＯ１４００１の取組結果の資料を置きました。今後は、取り組みごとの詳細な結果等も加えられないか検討していきたいと考えています。

（Ｅ）ごみに関する行政施策の市民への周知が不十分である。

清掃センター

〈昨年度回答〉　　Ａ

清掃センターへの施設見学会や出前講座を制度化し、来年度から実施します。施設見学会および出前講座の実施については、広報ひこね、市のホームページ、自治会長会議等への資料の配布等を通じてＰＲを行います。

〈その後の進展〉

「ごみの出前講座」および「清掃センター施設見学会」を実施し、ごみ問題について市民と対話を持ちながら、ごみに関する施策の周知を図ることとしました。

○「ごみの出前講座」、「清掃センター施設見学会」の実施の周知

自治会長への文書、広報誌への掲載、市のホームページへの掲載、報道機関への資料提供

○「ごみの出前講座」、「清掃センター施設見学会」の実施状況

①「ごみの出前講座」

実施回数　１１回　　参加人員　５９６人

②「清掃センター施設見学会」

実施回数　２回　　参加人員　３４人

（Ｆ）生ごみや汚泥の堆肥化であるが、堆肥の利用が進まなければ有効な施策とは言い難く、堆肥化からその利用までを考えた一連のシステムが必要である。

清掃センター

〈昨年度回答〉　　A

堆肥の利用を一層推進するため、堆肥の上手な作り方および上手な利用の事例調査を行い、市のホームページ等を通じ、情報提供していきます。

市衛生処理場の乾燥汚泥は、平成１４年度生産量６１０トンであり、利用量は、生産量に対して９７％であり、順調に利用されている状況にあります。今後も継続して利用を推進するため、市の広報紙、ホームページ等を通じ、ＰＲを行います。

〈その後の進展〉

堆肥の上手な作り方および上手な利用については、平成１５年度に「生ごみ攻略実践事例」を募集し、入選作品を市のホームページに掲載するなど情報提供しました。

生ごみ処理機の利用状況や副産物である堆肥の使用実態等については、平成１４年度調査や平成１５年度の県による調査の内容を踏まえ、彦根市における生ごみ処理機の使用状況と堆肥の利用状況、さらにはごみ排出量削減率などの調査を行い、効率的な堆肥利用の方法、便利な生ごみ処理機の活用方法などを紹介しながら、生ごみ処理機利用者の拡大が図れるよう検討していきます。

（Ｇ）フォーラムの参加者が少ない。（特に若年層）広報の仕方等検討が必要なのではないか。

生活環境課

〈昨年度回答〉　　A

平成１５年度から市民環境フォーラムを３月から１０月に変更し開催することにしましたが、準備期間が十分でなく、広報も限られた範囲のものになってしまいました。次年度以降は、広報誌やホームページでの広報、さらには自治会や各種学校等にも呼びかけていきます。

〈その後の進展〉

今年度の市民環境フォーラムは、より多くの市民に参加していただくため、例年単独の開催としていたものを環境フォーラム湖東（事務局：滋賀県湖東地域振興局環境課）のイベントと同会場で行いました。また、計画の推進団体である彦根市環境推進市民会議主催の環境ワークショップ２回目にも位置付け、広く参加者を募集しました。今後の検討課題としては、市民から出てきた意見に対する回答を市民側に返すことで、意見のキャッチボールができるような仕組み作りや、より多くの意見が聴けるような企画内容、また広報誌だけに頼らない多彩な広報の工夫などがあげられ、開催するにあたっては適宜考えていきたいと思います。

（Ｈ）フォーラムに環境部局以外の部局の参加も必要である。

生活環境課

〈昨年度回答〉　　A

平成１５年度から市民環境フォーラムとは別に市庁舎環境フォーラムを開催し、そこで市民環境フォーラムでいただいた意見に関し議論することにしました。

〈その後の進展〉

昨年度に引き続き、今年度も市職員を対象にした庁内環境フォーラムを１０月２２日に開催し、環境部局以外の職員も含めて２０名の職員で本市の環境の現状と課題について考えました。来年度以降も継続して開催することで、他部局の職員にも環境への意識をさらに浸透させ、将来的には、パートナー委員会や市民からの意見に対して職員間で活発なディスカッションが行えるよう発展させていきたいと考えています。

（３）市民団体の活動

環境保全に関する市民団体の自主的活動は、環境基本条例においても重要な位置付けにあります。ここでは、いくつかの市民団体活動の取り組みを紹介します。

①快適環境づくりをすすめる会

快適環境づくりをすすめる会（以下「すすめる会」）は昭和５９年7月１９日、環境問題に取り組む市内の団体と市の関係課が一堂に会し、環境問題を総合的にとらえ行動する団体として結成されました。

すすめる会の活動は、自然観察会をはじめ、ネイチャーアドベンチャーの開催や自然観察ガイドブックの刊行など、多彩な環境啓発事業を展開しています。

また、すすめる会は、団体の加入に加えて個人の参加も可能となり、環境に関心をもつ様々な参加者によって積極的な活動が行われています。

平成１６年度快適環境づくりをすすめる会行事

活動日時	活動内容	活動場所	人数
5月２１日	びわ湖会議総会	琵琶湖研究所	２
6月　５日	ホタルの観察会	鳥居本地区公民館	７０
１２日	川の生き物観察会	犬上川《庄堺橋付近》	１０
7月２２日	親子環境教室	琵琶湖・多景島	４４
３１日	ネイチャーアドベンチャー	男鬼町	中止
8月　５日	標本づくり体験教室	雨壺山	中止
１１日	こどもガラス工芸教室	ガラス工房エヴァグリーン	２０
１３日	こどもガラス工芸教室	ガラス工房エヴァグリーン	１９
9月　５日	環境シンポジウム・市民環境フォーラム	滋賀県立大学交流センター	５００
２３日	タカのわたり	佐和山	２０
2月　６日	水鳥の観察会	犬上川河口	１７
3月２１日	早春の草花観察会	荒神山・グリーンピア	３０

②彦根市環境保全指導員

彦根市環境保全指導員は、平成４年に彦根市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市が認定した方々です。

現在５０名余りの方に認定証を交付しており、地域や市域における環境啓発行事などで活躍いただいています。

③リサイクルステーション運営委員会

リサイクルステーション運営委員会は、平成１２年５月、リサイクルに関心をもつ市内のボランティアの方々を中心に結成されました。銀座商店街にあるリサイクルステーションは廃棄物の減量とリサイクルに関する実践・啓発に取り組んでおり、事務所には不用品を希望者に提供するバザーコーナーや廃ガラスを利用したガラス工芸体験コーナーなどを設けているほか、新聞・雑誌・古着・PET ボトル等の資源回収、大型生ごみ処理機による生ごみの堆肥化にも取り組んでいます。

また、家庭に眠る不用品や手作り品等を必要とする人に再利用してもらうことを目的として、月１回の割合で環境フリーマーケットを開催しており、毎回多くの出店者・来場者でにぎわっています。

【リサイクルステーション】

所在地：彦根市銀座町４－１９

開店時間：１０時～１６時（日、木曜定休）

④彦根市環境推進市民会議

彦根市環境推進市民会議は、平成１３年７月「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を市民にＰＲしながら計画の推進を図ることを目的に設立された市民団体で、「環境配慮行動チェックシート」の作成・配布やワークショップなど様々な事業を行っています。

（４）環境行政施策の新たな展開

良好な環境の保全と創出に向けた事業は、平成１３年３月に策定した彦根市環境基本計画および地域行動計画の中で体系的に整理され、計画的に実施されています。これらの事業や施策の成果と実施状況は以下のとおりです。

○　自然環境調査

環境基本計画の基礎資料を収集するため、「快適環境づくりをすすめる会」に業務委託して調査を実施してきましたが、環境基本計画制定後は、彦根市版レッドリストの作成等を目的として引き続き調査を行っています。この調査は、植物・昆虫・魚類・動物・鳥類の５分野について、本市の自然環境の現状を把握するため、調査にあたって各分野に１人の指導者を配し、３７人の市民調査員の参加を得て実施しています。

○　こどもたちの活動

こどもたちも環境問題に大きな関心を寄せています。本市では、平成１０年度から市内の小学４年生以上を対象に「ひこねエコキッズクラブ」を結成し、一年を通して環境調査や自然観察会などの環境学習会を開催しています。平成１６年度は以下のような活動を行いました。

平成１６年度ひこねエコキッズクラブ行事

活動日時	活動内容	活動場所
６月１２日	結団式	文化プラザ
６月１２日	水生生物観察会	犬上川
８月　８日	ミニガラス工芸体験	リサイクルステーション
８月２７日	紙すき体験	中地区公民館
９月２３日	タカのわたり観察会	佐和山山頂
１１月１３日	洞窟探検	河内の風穴
２月　６日	水鳥の観察会	犬上川河口付近
３月２０日	早春の草花観察会・修了式	荒神山周辺・グリーンピア

○　エコライフ地域住民活動

自治会や子ども会をはじめとする地域の団体に、水質調査などの環境学習を実施していただいて、環境にやさしい生活「エコライフ」に関心をもってもらうことを目的とする事業です。この事業では、毎年１団体を選定し、市が活動に必要な用具の一部を提供するほか、具体的な活動の実施方法についてアドバイスを行いながら、地域独自の活動を実践していただいています。

平成１６年度は、日夏町妙楽寺のみなさんに、廃ガラスを使った「ガラス工芸体験」や「エコグッズ推進活動」などを通して環境の大切さを学んでいただきました。

○　クリーンエネルギー自動車の導入

本市は平成１１年１０月、公用車にはじめて天然ガス自動車を導入しました。天然ガス自動車は、通常のガソリン車と比べて、二酸化炭素をおよそ３０％、窒素酸化物をおよそ７０％削減できるとともに、黒煙などの微粒子をほとんど発生しないなど、環境に対してクリーンな自動車です。

その他にも、電気とガソリンを併用したハイブリッド車や、排ガス中の有害物質量を抑えた低排出ガス車を導入しており、平成１６年度現在、本市のクリーンエネルギー自動車は、天然ガス車３台、ハイブリッド車２台、低排出ガス車（平成１７年排出基準５０％低減）３台、超低排出ガス車（平成１２年排出基準５０％低減）５台、優低排出ガス車（平成１２年排出基準７５％低減）２台となっています。

○　地域循環型生活推進協議会

家庭の台所から出る生ごみは、かつては家畜のえさや畑の堆肥として有効に活用されていましたが、最近は生活様式の変化により、そのほとんどが「燃やせるごみ」としてごみ収集に出され、焼却処分されるようになりました。したがって、生ごみを有機肥料として土にかえすことができれば、ごみの減量化につながります。

本市では、地域循環型生活推進協議会を設置し、生ごみの堆肥化を進める方策について検討を重ねています。そのモデル地域として、平成１６年度現在、市内３地域に生ごみ処理機を設置し、その利用のあり方や問題点について考え、改善を図っています。

○　地球温暖化対策の推進

近年、温室効果ガスが増加し、地球温暖化が国際的な問題となっています。国連では、気候変動枠組条約に基づき、１９９７年に地球温暖化防止京都会議で京都議定書を議決し、我が国は、２００２年５月３１日に京都議定書が国会で承認され、２００４年６月４日国際連合に受諾書を寄託しました。これにより、我が国では２００８年から２０１２年までの５年間で温室効果ガス排出量を６％削減することを目標に「クールビズ」や「ウォームビズ」など身近で取り組み易い対策を取り入れるなど、様々な温暖化防止対策に乗りだしています。

温室効果ガスには二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンなどがあります。その中でも主要な原因となっているのが二酸化炭素です。化石燃料の消費や森林伐採などが原因となり、大気中の二酸化炭素は急激に増加しています。この急激な二酸化炭素の増加が気象に与えている影響を見ていくと、世界では、この 100 年の間に平均気温が約 0.6℃上昇し、彦根市では、約 1℃上昇しています。その他の変化についてもみていくと、熱帯夜が増えたり、雪が少なくなったり、桜の開花が早くなったりしています。

温室効果ガスは温室の外壁の役目をしており、太陽光により温められた地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしています。温室効果ガスがないと地球の平均地上気温は－18℃と推定されます。しかし、その温室効果ガスの濃度が増大すると、さらに熱を逃がしにくくするため、地表付近の気温が上昇します。

温暖化がもたらす影響には様々なことが考えられます。今まで雨の多い地域はますます雨が多くなり、少ない地域はますます少なくなったり、集中豪雨や干ばつが増加します。海面が上昇し、土地が水没します。海抜が低い島国では、国がなくなるのではと懸念されたり、日本でも海面が 1m上昇すれば、砂浜の 90％がなくなります。降水量や気候の変化は農業にも深刻な影響を与え、農作物の収量にも影響します。食糧を多く輸入している日本にとっても大きな影響が生じます。その他、生態系への影響やＳＲＡＳのような未知なるウイルスの発生も懸念されます。

各国の温室効果ガスの排出量を見てみると日本はアメリカ、中国、ロシアに次いで 4 番目となっており、人口や面積を考慮すると、一人あたりの排出量はかなりの量になります。温室効果ガスは、自動車からの排気ガス、エアコンなどの電気製品の使用、上下水道の利用、ごみの焼却など私たちの日常生活で身のまわりのありとあらゆるところから排出しています。私たちが招いた温暖化問題は私たちが解決しなければなりません。「私たちにもできること」その一例を紹介しましょう。

・エアコンをつける前に、衣類で温度調節をしてエアコンをできるだけ使わないようにしましょう。
・使っていない部屋や廊下の電気はこまめに消すようにしましょう。また、テレビやエアコンを使用しない時は主電源を切るか、コンセントを抜くようにしましょう。
・必要のないものは買わない、買い物にはマイバックを持参する、資源となる物はリサイクルに出すなどごみの減量に努めましょう。
・近くへは自動車を使わずに、自転車を使うか、歩くようにしましょう。

これらの取り組みは温暖化問題の解決につながるだけでなく、他の環境問題の改善にもつながり、また、家計の節約や健康の増進にもなります。できることから始めてみましょう。

市では、これらの取り組みの輪を広げるため、平成 10 年度から「環境家計簿」を、平成 13 年度からは、環境推進市民会議に委託し、「環境配慮行動チェックシート」の普及、啓発を行っています。「環境配慮行動チェックシート」は日々の生活の中で、環境にどこまで配慮できたかを簡易に点検できるものです。

また、市は事業者でもあり、消費者でもありますので、その事務や事業の執行に際し、環境に配慮した行動に努め、環境への負荷の低減を図ることを目的に平成 13 年 11 月に「彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、全庁的に取り組みを進めています。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第８条に規定する実行計画に対応するものであり、平成 9 年に策定した「地球にやさしい行動計画（ひこねエコオフィスプラン）」の内容を見直すとともに、平成 13 年 3 月に策定した「彦根市環境

基本計画および地域行動計画」に基づき、市自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を具体的に抑制するプランを示しています。取り組み結果については下表のとおりとなっています。

本市は、平成 14 年 9 月、本庁をはじめとする市の 23 施設において、ISO14001 の認証を取得したのをはじめとし、平成 16 年 9 月までに幼稚園、小・中学校、市立病院等を含む全７１施設で認証を取得しました。これにより省エネ、省資源への取り組みを今まで以上に徹底し、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

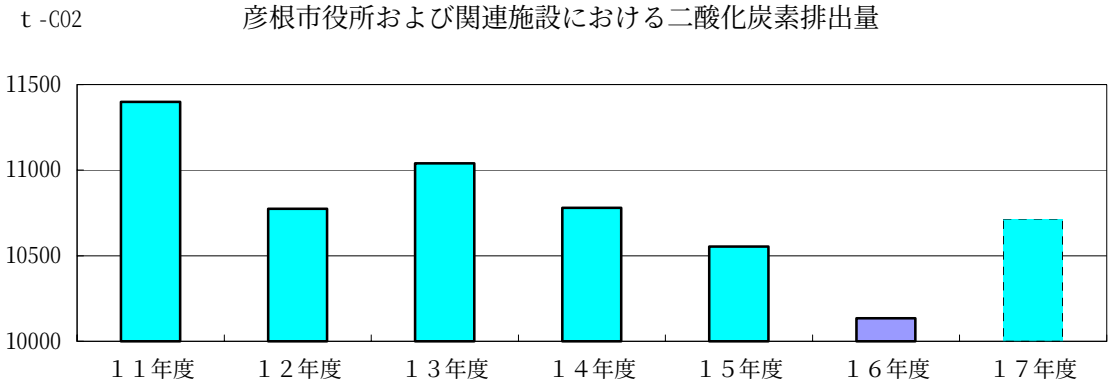

	１１年度	１２年度	１３年度	１４年度	１５年度	１６年度	１７年度目標
排出量（ｔ－CO_2）	11,399	10,774	11,040	10,779	10,553	10,135	10,714
削減率	100%	94.5%	96.9%	94.5%	92.5%	88.9	94.0%

削減率は平成 11 年度を基準年としています。

（５）ISO１４００１の認証取得

いま世界では、地球規模での環境問題が叫ばれ、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却と持続可能な社会の構築が求められています。

そんな時代の中、本市では、恵み豊かで美しい自然のあふれる環境を保全し、また、多種多様な行政施策において、環境問題により積極的に関わっていくことを目的として、平成１４年９月、市役所本庁や支所・出張所、清掃センターなどをはじめとする市の２３施設においてISO１４００１の認証を取得しました。これにより、上記の施設では、日頃より省資源や省エネルギー、廃棄物の減量に努め、環境に配慮したまちづくりに取り組んでいます。平成１５年９月には、認証の範囲に幼稚園や小中学校、老人福祉施設などを含む４７施設を追加し、さらに平成１６年９月に市立病院の認証を取得し、彦根市の全施設において環境に配慮した事務・事業の推進に取り組むようになりました。

彦根市の環境マネジメントシステム

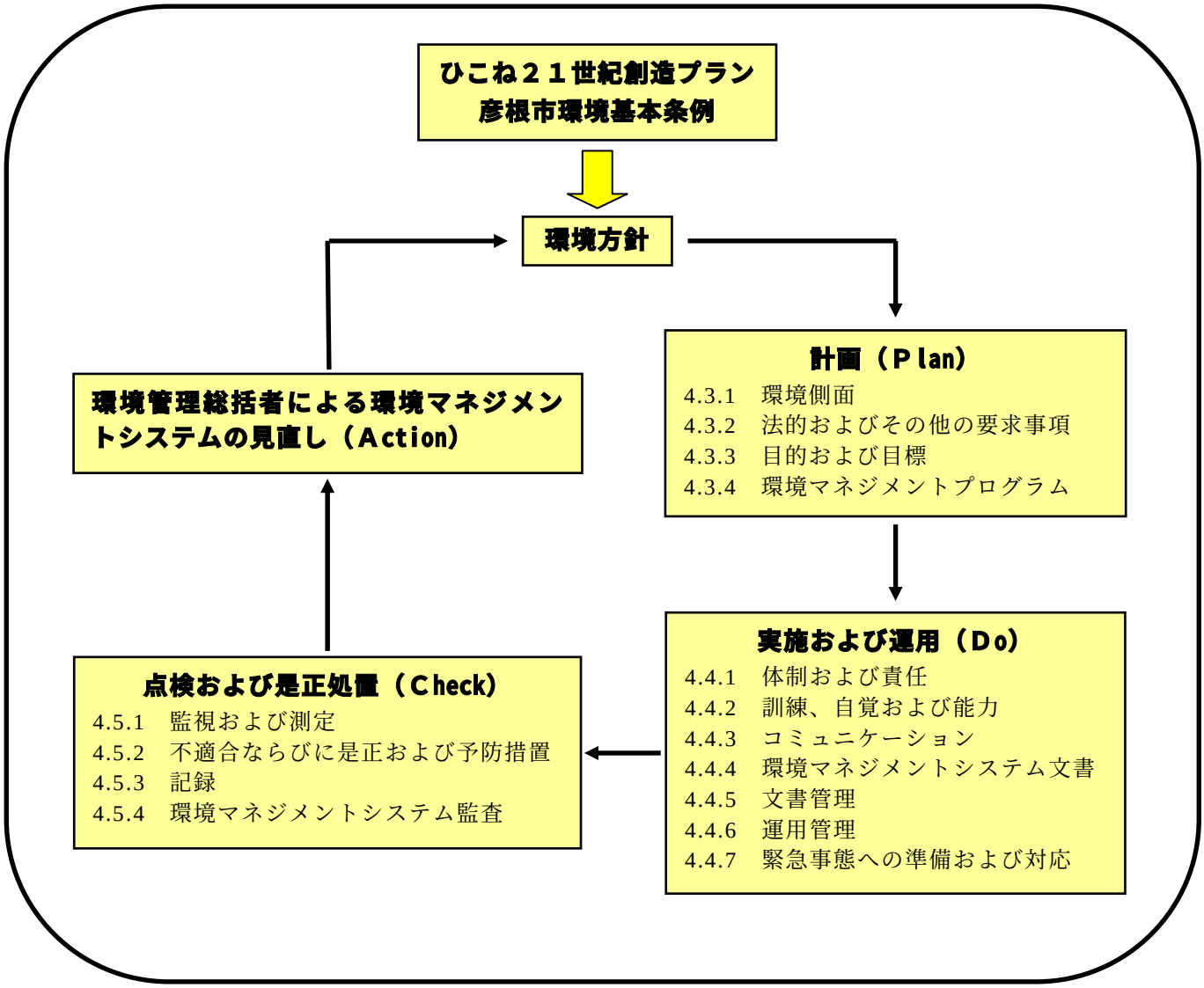

【ISO14001】平成16年度　市全体取組状況

※基準は平成12年度実績

目標	結果	評価
1　環境にやさしいまちづくりの推進		
（1）地球環境問題に関する市民への普及・啓発活動の推進		
市民環境フォーラムの開催。	9/5　滋賀県立大学にて開催（参加者52名）	○
「環境配慮行動チェックシート」の利用促進。	7月　小・中学校へ414枚配布。9月　231枚回収 ※12月にも実施予定であったが、目標を既に達成したこと、取組結果を生かす方法が確立しておらず、その検討をしていることから先送り。	○
緑化樹の配布　400本。	4/5　9/5　10/23　街頭募金の実施 5月　自治会長会議への資料提供 随時　要望受付　533本配布	○
ホームページ・広報誌での環境情報の充実。	環境関連情報掲載　79回（部のホームページ81回）	○
（2）環境教育の推進		
こどもエコクラブ、ひこねエコキッズクラブ員を広く募集し、体験学習会を実施する。	6/12　川の生き物観察会　8/27　ガラス教室・紙すき教室 9/23　タカ観察　11/13　洞窟探検　2/6 水鳥観察　実施	○
学校における環境学習の実施。	幼稚園、小・中学校での環境学習（1,356回）	○
2　環境に配慮した事務および事業の推進		
（1）ごみの減量化と再資源化の促進		
1人/日のごみ発生量を1,030g以下にする	1人/日のごみ発生量　995.83g/日	○
リサイクル率を14.3%にする。	リサイクル率　15.52%	○
（2）生活排水対策の推進		
公共下水道水洗化率を1.0%向上させる。（73.2%にする。）	公共下水道水洗化率　75.6%	○
合併処理浄化槽設置基数を2,735基にする。	合併処理浄化槽設置基数　2,688基	×
（3）緑豊かなまちづくりの推進		
都市公園の整備推進。	計画どおりの事業執行	○
（4）環境に配慮した技術、資材の導入		
低公害車導入計画の策定と公共・公益機関での低公害車普及状況調査。	低公害車の導入推進 低排出ガス車　5台　優-低排出ガス車　1台　LEV6　4台	○
事務用品のグリーン調達率を90%以上にする。	調達率　95.7%	○
3　省エネルギー・省資源、廃棄物の減量		
電気使用量を3.4%削減する。	3.04%（212,661Kwh）削減	×
公用車燃料使用量を7.2%削減する。	9.62%（9,522㍑）削減	○
石油類使用量を4.1%削減する。	18.04%（92,319㍑）削減	○
上水道使用量を3.9%削減する。	19.65%（60,712㎥）削減	○
業務用紙使用量を10.9%削減する。	17.74%（3,270,502枚）削減	○
一般廃棄物排出量を10.6%削減する。	28.71%（49,413kg）削減	○

注）１人／日のごみ発生量ついては、ISO１４００１のものと彦根市環境基本計画および地域行動計画のものとでは算出方法が異なるため、数値に若干違いが生じています。

環境施策年表（平成１６年４月～平成１７年３月）

月　日	環　　境　　施　　策
平成１６年	
５月３０日	○ごみゼロ大作戦（荒神山周辺）実施
６月１２日	○ひこねエコキッズクラブ結団式（３月２１日まで計８回の活動）
７月　１日	○環境パートナー委員会開催（２月７日まで計４回の会議）
8月１１日	○環境審議会開催
８月２３日	○ISO１４００１　２年次サーベイランス及びシステム変更審査
～２５日	
９月　５日	○湖東地域環境シンポジウム開催
９月　５日	○市民環境フォーラム開催
９月　８日	○ISO１４００１　範囲拡大部分（市立病院）の認証取得
１０月２２日	○市庁舎環境フォーラム開催
１０月２３日	○下水道フェア開催
平成１７年	
２月２６日	○市民環境スクール開催（３月１８日まで計４回の講座）
３月２９日	○エコライフ地域住民活動実施
３月２１日	○ひこねエコキッズクラブ修了式

６．用語の解説

ＩＳＯ１４００１

地球規模の環境保全意識の高まりを背景に、国際標準化機構（ＩＳＯ）が制定した環境管理システムと環境監査に関する国際規格。ＩＳＯ１４００１は、①環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を継続することを盛り込んでいる。

アスベスト

火山活動から生まれた火成岩が自然現象の力で繊維状の結晶になったもので、白石綿、茶石綿、青石綿などの６種類がある。繊維１本の太さは髪の毛の約５０００分の１で空気中を浮遊し、半永久的に分解・変質しない。無味無臭、目に見えず、不燃性、断熱性に優れ、ピアノ線よりも強く切れにくく、加工しやすく安価な「奇跡の鉱物」ともいわれる。その反面、アスベストに曝露することによりじん肺、中皮腫、肺がんなどを引き起こす。最も有害なのは青石綿で、次が茶石綿、白石綿と続く。

一酸化炭素（ＣＯ）

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼する場合に生じる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、ひどいときには窒息にまで至る。現在、おもな発生源は自動車（排気ガス）である。

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

海水や河川水の汚濁の度合いを示す数値で、水中の有機物や酸化されやすい無機物を、過マンガン酸カリウムで酸化したときに消費する酸素量を mg/l で表したものであり、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

カドミウム（Ｃｄ）

銀白色で光沢のある柔らかい金属で、主として装飾用のメッキに使用されている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能障害を伴う肺障害（肺気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）が起こることもあり、水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質とされている。主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場、電子機器製造業などである。

環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接の工場等を規制するための規制基準とは異なる。

クロム（Ｃｒ）

クロムは、空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして腐食防止のメッキ等に広く利用されている。クロム化合物のなかで三価クロム（Cr^{3+}）の毒性は、ほとんど無視できるが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロム（Cr^{6+}）の化合物であるクロム酸、重クロム酸の塩である。クロム酸は、皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓及びひ臓に蓄積することが確かめられている。主な発生源はクロムメッキ工場、アンモニア製造工場などである。

公害

環境基本法（第２条）では７種類、つまり、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭という現象をとりあげ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを定義している。

光化学スモッグ

光による化学変化でできたスモッグのことをいう。大気中の二酸化炭素に太陽光線の紫外線があたると原子状の酸素（O）ができ、これが酸素分子（O_2）と反応し、オゾン（O_3）ができる。オゾンが炭化水素と反応するとアルデヒド等の刺激性のある物質をつくる。更に一酸化炭素や二酸化炭素も加わり、しだいに複雑な化合物をつくって、ＰＡＮ（パーオキシアセチルナイトレート）という物質をつくる。オゾン、アルデヒド、ＰＡＮなどを総称してオキシダントといい、これが光化学スモッグの主成分である。光化学スモッグは、夏の日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にある種の症状を与えるなど広範囲にわたる。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質とに分かれる。不溶解性物質のタール分には発がん性物質などの有害物質も含まれている。

水銀（Ｈｇ）

常温で唯一の液体金属である。水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用のうえからは、無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物とは金属水銀及び塩化第二水銀が主なものであり、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀などがあり、有毒で神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル水銀であるメチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀などがあり、メチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

水素イオン濃度（ｐＨ）

水中の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、溶液１リットル中の水素イオン濃度の逆数を常用対数で表したもの。ｐＨは０～１４の間の数値で示され、ｐＨ７は中性を、７を超える値ではアルカリ性、７未満の値では酸性を示す。

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）とともに海水や河川水の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量（mg/l）で表される。測定方法は、20℃で５日間微生物を培養した際に消費される溶存酸素量から算出される。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。

全窒素（Ｔ－Ｎ）

生活雑排水として、一日一人当たり約 10ｇの窒素（全窒素）を出している。又さまざまな生物も死ぬと形づくっている有機態窒素（タンパク質、アミノ酸、尿素）が水中に窒素化合物として溶け込む。この窒素はりんとともに湖沼や河川を富栄養化させ、プランクトンの異常発生などの原因となる。

水中の窒素化合物は、有機態窒素、アンモニウムイオン（NH_4^+）、亜硝酸イオン（NO_2^-）、硝酸イオン（NO_3^-）などの形で存在し、水中の溶存酸素の濃度によって互いに形態を変える。

全りん（Ｔ－Ｐ）

水中のりん酸イオン（PO_4^{3-}）は生物体の分解により供給されるが、生活雑排水や肥料などの人の活動の影響により濃度は増える。一日一人当たり約 1～2ｇのりん（全りん）が環境中に排出され、全窒素と同様富栄養化の原因となる。

判定の目安（河川水）	きれいな水‥‥0.07 以下	少し汚れた水‥‥0.07～0.2
	汚 れ た 水‥‥0.2～1.0	大変汚れた水‥‥1.0 以上

ダイオキシン

ダイオキシン類は総称であり、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（TCDD）、ポリ塩化ジベンソフラン（PCDF）、コプラナーPCB をまとめたものである。そのうち 2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（ＴＣＤＤ）は、最も毒性が強く、催奇形性や発がん性がある。都市ごみの焼却場の焼却工程や、ごく最近になって製紙工場の塩素漂白工程によっても生成することが判明し、大きな社会問題となっている。

大腸菌群数

大腸菌群は、乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性または通性嫌気性菌の総称で、常に糞便中に排泄されているので、その検査は糞便による汚染の指標となっている。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素（炭酸ガス）やメタン、フロンガスなどは、ちょうど温室ガラスのように太陽からの光は通すが地球からの熱は逃がさない働きがあり、これを「温室効果」と呼んでいる。このまま二酸化炭素などが増え続けると温室効果のため、地球全体の気温が温暖化する可能性が指摘されており、極地などの氷床の融解や海水の膨張などのため、海水面が上昇することも考えられる。

テトラクロロエチレン（パークレン）

トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンとともに低沸点の有機塩素系化合物である。いずれも脱脂性に優れるため機械の洗浄、メッキ、ドライクリーニングに、その他半導体工場などのハイテク工場で使用される。トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンは、いずれも人体に毒性の疑いがあり、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは発がん性が指摘されている。現在、地下浸透したこれら有機塩素系化合物は地下水の汚染物質として問題になっている。

電気伝導度（ＥＣ）

水中の無機イオン（金属イオンやミネラル成分）の総量を表す指標であり、どれだけ電流を通すか、オームの法則による抵抗値（Ω）の逆数で表す。

排水、特に無機系（金属系）工業排水の電気伝導度は高く、排水によって汚れた河川の電気伝導度は高くなり、何も含まない純水は１μS／cm 以下となる。

ただし、温泉水や鉱泉水にはカルシウム、ナトリウム等の無機イオン（ミネラル成分）が多く含まれていて、これらの影響で電気伝導度が高くなる場合もあり、必ずしも汚れの程度を示すわけではない。

判定の目安（河川水）	きれいな水‥‥50～100	少し汚れた水‥‥100～200
	汚 れ た 水‥‥200～400	大変汚れた水‥‥400 以上

銅（Cu）

銅は、熱や電気を非常によく伝える性質があり、そのため食器や電線、電化製品などに広く使用されている。銅自身にはほとんど毒性はないが、あっても極めて少ない。しかし、銅粉末を生じる作業を行うときの最高許容濃度は 1ppm とされ、きわめて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色が起こることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所などからの鉱山排水、工場排水、農薬（ボルドー液）などがある。

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレンを参照。

鉛（Ｐｂ）

金属鉛は湿気に強く、空気中で安定なため、水道管やメッキに、また融点が他の金属に比べて低く、柔らかい性質のためハンダ溶接やスプリンクラーなどに使用されている。大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料、化学工場、鉛蓄電池製造業などである。

二酸化窒素（NO_2）

一酸化窒素（ＮＯ）とその２分の１の体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の固体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないので、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発生で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppm では短時間でも危険である。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

ひ素（Ａｓ）

灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫ひ鉄工などに硫化物として含有されている。ひ素及びその化合物は生体に有毒で、ひ酸鉛、三酸化ひ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。水質汚濁防止法でも有害物質として、人の健康の保護に関する項目に指定されており、ひ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

BDF

Bio Diesel Fuel（バイオ・ディーゼル・フューエル）の頭文字をとった略称。廃食油の水分や不純物を取り除いて、触媒などを加えて精製してつくった燃料である。軽油に比べ、排ガスに含まれる硫黄酸化物が少なく、黒煙や二酸化炭素の発生が抑えられるとされている。

ppm

parts par million の略称で、濃度を表す単位として使用される。もとの量の 100 万分の 1 の量を 1ppm といい、水の場合は、1kg（約 1 リットル）中のミリグラム数、1t（約 1m^3）中のグラム数を表し、大気の場合は１m^3中 1cm^3のガス量を表す。なお、1ppb は 10 億分の 1 の量を表し、1ppm は 1,000ppb を表す。

浮遊物質量（ＳＳ）

水に溶けず浮遊している粒径２mm 以下の物質の量。数値が大きいほど汚濁が著しい。なお測定方法は、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を計る。単位は通常 mg/l で表す。

溶存酸素（ＤＯ）

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、単位は mg/l で表す。一般に清浄な河川では、ＤＯはほぼその温度での飽和値（0℃、1 気圧で 14mg/l 程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では 8mg/l 程度になる。）に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するため、ＤＯの値は低くなる。

彦根市の環境
（環境の状況に関する年次報告書）

平成１７年（２００５年）１０月
発行　彦根市
〒522-8501　彦根市元町４番２号
彦根市役所市民環境部生活環境課
TEL 0749-22-1411　FAX 0749-27-0395
E-mail kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp

この冊子は、古紙 100%再生紙を使用しています。